

秋葉市長の公文書改ざんに関する  
調査特別委員会

—最終報告書—

平成29年1月

秋葉市長の公文書改ざん  
に関する調査特別委員会



# 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会最終報告書

## 目 次

はじめに	1
<b>第1 結論</b>	<b>2</b>
1 9頁会議録から4頁会議録への変更は市長主導によるものなのか	2
2 9頁会議録から4頁会議録への変更を市長が特定の意図をもって行ったのか	2
3 9頁会議録から4頁会議録への変更を「改ざん」と断じてよいか	2
<b>第2 10月1日部長会議の会議録の作成から平成26年11月27日の開示決定までの事実経過</b>	<b>3</b>
1 10月1日部長会議の会議録の作成及び保存について	3
2 開示請求直後の総務企画部の対応	4
3 平成26年10月28日までの市長と職員の協議	5
(1) 市長の市議時代の開示請求について	5
(2) 他の庁内会議との比較	5
4 開示延長を決定した平成26年11月4日までの市の対応	6
5 事実上2回目の開示決定起案をした平成26年11月7日から開示決定をした11月27日までの市の対応	7
<b>第3 秋葉市長の証言の信憑性の検証</b>	<b>8</b>
1 開示請求を受けた平成26年10月21日から10月28日までの市長と職員の協議	8
(1) 市長が証言した「職員との一連の会話」	8
(2) 「職員との一連の会話」を受けた後の市長の認識と職員への指示	8
(3) 市長は職員から10月1日部長会議の会議録についての決裁を受けていないことの確認をとったのか、また、会議録は未完成との報告を受けて	

いたのかの検証	9
(4) 開示請求後、数日以内に、市長は職員から、庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録は要点筆記を指すものだという説明を受けたのか	15
(5) 開示請求を受けた後、数日以内に、市長は職員から他の庁内会議の会議録の作り方の確認をしたのか	19
(6) 市長が職員との一連の会話の相手を証言しないことについての検証	22
(7) 開示請求を受けた後、数日以内の（平成26年10月21日から10月28日までの）市長と関係職員との間の協議についての考察	25
2 市長の直接の修正指示についての検証	26
(1) 直接の削除指示に関する市長の証言	26
(2) 平成26年11月21日に市長によりなされた会議録の修正指示メールについての検証	30
3 平成27年10月2日の課長会議での発言に対する市長の証言の検証	35
(1) 平成27年10月2日の課長会議における市長の発言	35
(2) 平成27年11月24日の証人喚問における市長の証言と、平成27年12月18日の職員への意見聴取	35
(3) 平成27年12月1日の課長会議での市長の発言	38
(4) 平成28年2月12日の証人喚問における市長の証言	39
(5) 職員への証人喚問時の証言	40
(6) 市長は、部長会議の会議録に墨塗りすべきと職員に対し主張していたのか	40
(7) 市長は本当に、何を指して発言したか思い出せなくなったのか	41
4 9頁会議録に対する認識に関する市長証言	42
(1) 市長の証言等	42
(2) なぜ職員は総務企画部の課長等に9頁会議録の写しを配付し、このことを市長に報告しなかったのか	43
(3) 部長会議の会議録はいつ公文書性を有するのか	44
(4) 市長の公文書性の認識をあらわす市長の証言	44
(5) まとめ・考察	44

<b>第4</b>	<b>市長主導による改ざん及び市長の意図性の検証</b>	46
1	市長の主導性	47
	(1) 市長の主導性についての市長証言	47
	(2) 職員の証言等からの検証	47
	(3) 開示延長の決定の経緯からの検証	47
	(4) 会議録の短縮作業に対する市長の関与からの検証	48
	(5) 開示決定起案からの検証	48
	(6) まとめ	48
2	市長の意図性の検証	49
	(1) 平成27年10月2日の課長会議での市長の発言からの検証	49
	(2) 市長の9頁会議録の認識からの検証	49
	(3) 10月1日部長会議の資料（市長指示事項）に対する墨塗りをした経緯からの検証	50
	(4) 事業仕分けの実施の経緯からの検証	51
	(5) 市長の証言等からの検証	52
	(6) 最終的な考察	55
3	改ざんについての考察	56
<b>第5</b>	<b>市長の証言が虚偽の陳述に当たるかの検証</b>	57
1	「開示請求を受けた後、数日以内に、職員に部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を職員から受けたことから、開示請求を受けた直後は、10月1日の部長会議の会議録は未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨の証言についての検証	59
2	「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」との証言についての検証	60
3	平成27年10月2日の課長会議の発言についての真意及び事実確認に対する証言の検証	61
4	当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除箇所を示したという事実について「ありません」「違う、	

違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」とした証言 の検証	6 2
5 市長の証言を虚偽の陳述とした判断について	6 3
<b>第6 本件不祥事の再発防止に関する提言</b>	6 4
1 庁議の記録について	6 4
(1) 庁議の記録の決裁区分について	6 4
(2) 録音データの保存期間	6 5
(3) 庁議の記録の市ホームページへの掲載	6 5
2 文書管理体制について	6 6
(1) 文書管理条例の制定の検討を含めた文書管理規則の見直し	6 6
(2) 文書管理システムの導入	6 6
3 職員への情報公開制度及び文書管理制度の周知について	6 7
4 組織について	6 8
<b>第7 調査特別委員会の設置について</b>	6 9
1 委員会の概要	6 9
(1) 設置の経緯	6 9
(2) 委員会の概要	6 9
(3) 委員定数及び構成	7 0
<b>第8 調査経費</b>	7 1
1 調査経費（予算）	7 1
2 調査に要した額	7 1
<b>第9 委員会等の開催状況</b>	7 2
<b>第10 本委員会に提出された記録</b>	7 5
1 八千代市長に提出を求めた記録	7 5
2 その他の提出の記録	7 7

## 資料編

- 平成26年度諮問第1号事案についての八千代市情報公開審査会の答申
- 平成26年度諮問第1号事案についての八千代市情報公開審査会の意見書
- 平成26年10月1日開催の定例部長会議の「4ページ会議録」
- 平成26年10月1日開催の定例部長会議の「9ページ会議録」
- 発議案第26号 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について
- 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会運営要領
- 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会委員（定数10名）名簿

おわりに





## はじめに

地方公共団体は、市民の負託を受けて市政を行っており、このために公文書を作成し、市民のためにこれを保管し市民の閲覧に供している。このことは情報公開制度の根幹である。

ところが、「市民の知る権利」を保障するために重要なこの制度を守るべき行政の最高責任者が主導したとされる条例違反の事件が本市において発生した。

八千代市情報公開審査会（以下、「審査会」という。）は、平成27年9月29日に、秋葉市長の主導により改ざんされた公文書の開示決定を無効とする答申を秋葉市長に提出した。このことは、9月30日以降の報道により、関係者のみならず広く市民の知るところとなった。

改ざんされた公文書とは、平成26年10月1日に開催された部長会議（以下、「10月1日部長会議」という。）の会議録のことである。この会議録に対し開示請求がなされた後、9ページであった当該会議録（以下、「9ページ会議録」という。）を4ページにした行為（以下、このとき作成された会議録を「4ページ会議録」という。）を審査会が改ざんと判断したということになる。審査会は答申の中で、9ページ会議録において全文285行あったものを103行とし、大幅64%もの削減を行ったと指摘している。

そこで本市議会は、これらの公文書改ざん等の行為に関する経緯、原因及び背景、とりわけ市長指示の目的と内容及び手段等を明らかにすることで、市政の正当性を担保し再発防止と信頼回復を図るため調査することとし、平成27年10月7日に開催された第3回臨時会において、「発議案第26号 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について」を全会一致で議決した。当該議決により、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出請求に強制力のある地方自治法第100条の規定による調査権を付与した「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会（以下、「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、市から提出された記録を精査の上、2回の秋葉市長への証人喚問、この間の関係職員の参考人招致、及び関係職員への証人喚問を実施し、10月1日部長会議の会議録の作成から平成26年11月27日の開示決定までの事実経過を中心に調査をし、会議録を9ページから4ページに変更したことについて、①市長主導によるものであったのか、②市長が特定の意図をもって行ったのか、③「改ざん」と断じていいのかという観点から検証した。

平成28年9月に提出した中間報告書においてはこの調査結果の報告を行ったが、その後、本委員会においては、本件不祥事の再発防止策の検討を行ったことから、本報告書では、平成28年9月の中間報告書で報告した内容に加え、本件不祥事の再発防止に関する提言を掲載している。

## 第1 結論

本委員会は、秋葉市長に対する証人喚問、関係職員に対する参考人招致及び証人喚問を実施し、請求した多数の資料や記録を精査し、検証した結果、以下の結論を得た。

### 1 9頁会議録から4頁会議録への変更は市長主導によるものなのか

秋葉市長が開示請求を受けて間もなくして職員に対し、9頁会議録は長過ぎる、詳細ではないかとの旨発言し、10月1日部長会議の会議録を要点記録に変更するよう指示したことが9頁会議録から4頁会議録への変更のきっかけであること、及び、会議録の変更作業において秋葉市長の強い関与が明らかになったことなどから、本委員会は、9頁会議録から4頁会議録への変更は、秋葉市長主導によるものと結論づける。

### 2 9頁会議録から4頁会議録への変更を市長が特定の意図をもって行ったのか

本委員会は、平成27年10月2日に開催された課長会議での市長の発言の真意の検証、10月1日部長会議の資料（市長指示事項）に対する墨塗りをした経緯の検証、事業仕分けの実施の経緯の検証、市長の9頁会議録についての認識の検証を経て、市長が職員に対し会議録を要点記録にしていくよう指示を出したことは、事業仕分けが部長会議の合意なしに強引に行われたことを隠すためとの疑念を払拭できないとの結論に至った。

### 3 9頁会議録から4頁会議録への変更を「改ざん」と断じてよいか

本委員会の調査により、10月1日部長会議において議題となっていた事業仕分けの実施について、大方の部局長の反対があり、部長会議の合意をとったものではない実態が改めて浮き彫りになった。このような実態がわからなくなっている4頁会議録を、開示請求時現存していた9頁会議録から変更することは、本委員会においても「改ざん」と結論づける。

## 第2 10月1日部長会議の会議録の作成から平成26年11月27日の開示決定までの事実経過

本委員会は、秋葉市長に対する証人喚問、関係職員に対する参考人招致及び証人喚問を実施し、また請求した多数の資料や記録を精査し、検証した結果、以下のとおりのことを事実として認定した。

### 1 10月1日部長会議の会議録の作成及び保存について

部長会議の会議録について、総務課の会議録作成の担当者（以下、「総務課の担当者」という。）が、録音した会議の音声データを聞きながら、全文筆記に近い形式で案を作成し、総務課長、総務企画部の次長2人、総務企画部長の確認を経て完成したものを、「平成〇〇年度庁議資料」という背表紙をつけたバインダーにとじて、総務課で保存していた。全文筆記に近い形式とは、口語体で意味がわかりにくいものや発言がよくわからないものの訂正などは行っていたが、会議での主要な質問や意見はきちっと記録されたものであった。

秋葉市長の就任後から部長会議の会議録は、総務課に保存された後に、市長の閲覧用として総務課から秘書課へデータで送付されていた。市長の閲覧用は、当初は紙で渡していたが、途中からデータでの送付となった。

10月1日部長会議の会議録も、上記と同様な手順で作成されていた。平成26年10月6日ごろには、いわゆる9頁会議録が完成し、「平成26年度庁議資料」という背表紙をつけたバインダーにとじて総務課に保存され、市長の閲覧用として秘書課にデータの送信がなされていた。

## 2 開示請求直後の総務企画部の対応

平成26年10月21日に開示請求を受けた直後、当時の総務課長(以下、「総務課長」という。)は、当時の総務企画部の部長・次長と相談した上で、開示対象となる「平成26年10月1日の部長会議の会議録及び資料」、並びに、閲覧による開示請求を受けていた「平成26年4月から9月までの部長会議の会議録及び資料」をとじた平成26年度庁議資料(以下、「開示対象文書」という。)を開示請求書とともに、その日のうちに、秘書課を通じて市長に提出した。総務課長から市長への開示対象文書の提出は、後に開示対象文書を全部開示するため、市長決裁を受ける前提での提出であった。

総務課長から開示請求書及び開示対象文書の提出を受けた市長は、開示請求を受けたその週、つまり、10月24日までに開示対象文書に目を通して

### 3 平成26年10月28日までの市長と職員の協議

当時の総務企画部長（以下、「総務企画部長」という。）、総務企画部（企画担当）次長（以下、「企画担当次長」という。）、総務課長が市長室に入り、本件開示請求について市長と協議をした。総務企画部長は、企画担当次長とともに別件で市長室に入り、別件の協議を終え市長室から出ていくときに、市長から本件についての話を切り出された。また、総務課長は、総務企画部長とは別のタイミングで企画担当次長と市長室に入り、市長から本件についての話を聞いた。

協議内容をまとめると、以下のとおりである。

#### (1) 市長の市議時代の開示請求について

市長からは、自身が市議時代に開示請求をし、開示を受けた部長会議の会議録（以下、「市議時代開示を受けた会議録」という。）はこんなに長くなかった、詳細ではなかった、簡単であったという旨の話があり、職員は、市議時代開示を受けた会議録を市長に見せた。

このとき、総務企画部長からは、会議録の分量は会議の内容や時間によって変わってくる旨の話、企画担当次長からは、市議時代開示を受けた会議録が期限内に、かつ速やかに開示されていることから、10月1日部長会議の会議録も開示せざるを得ない旨の話を、市長に直接していた。

#### (2) 他の庁内会議との比較

市長からは、庁内で行っている会議録はこんなに長いのかと質問があり、これに対し企画担当次長は、自分が所掌している庁内会議、公共施設再配置等検討委員会及び行財政改革推進本部会議の会議録は会議要旨で作成している旨の回答をし、他の庁内会議の例として公共施設再配置等推進委員会の会議録を見せた。

#### 4 開示延長を決定した平成26年11月4日までの市の対応

総務企画部の幹部は、上記3のような市長と職員の協議により、9頁会議録は長過ぎるから要点記録に変更するようにと市長から指示があったと認識した。そのうち総務課長は、直属の上司であり、この時期他の業務の関係で市長室に入れなかった、総務企画部（総務担当）次長（以下、「総務担当次長」という。）に市長との協議内容を逐次報告していた。これに対し、総務担当次長は、市長の指示であるからそれに従うよう話をしている。

このような経緯から総務企画部においては、市長からの職務命令として、10月1日部長会議の会議録の短縮を行わなくてはならないとの認識となった。そこで、総務企画部の両次長から総務課の担当者に対し、市長の指示事項として10月1日部長会議の会議録は決定事項のみを記載する会議録に変更するようにと指示を出した。

指示を受けた総務課の担当者は、9頁会議録の短縮作業を開始した。当初、短縮された会議録は6ページ程度（以下、「6頁会議録」という。）であった。

平成26年10月29日には、総務課の担当者は、墨塗りを施していない10月1日部長会議の資料とともに、6頁会議録を全部開示する内容で起案をし、その日のうちに、部長までの決裁を経て秘書課に提出した。

しかしながら、11月4日に、市長の指示として秘書課から、当該開示決定起案を開示延長起案に変更することが伝えられ、その日のうちに総務課の担当者は、開示延長起案を作成し、市長決裁を受け、翌5日に開示請求者に対し開示延長を文書で伝えた。

## 5 事実上2回目の開示決定起案をした平成26年11月7日から開示決定をした11月27日までの市の対応

総務課の担当者は、11月7日に再度、開示決定の起案をした。そのときの会議録及び資料は、10月29日に起案した状態と同じであった。

開示決定起案の決裁を受けた11月27日までに、市長は、会議録の写しに鉛筆で書いたメモ（以下、「修正指示メモ」という。）により、秘書課を通して総務課に修正の指示をしていた。修正指示メモの内容は、1行、2行を消す、あるいは1つの文を囲ってバツ印をつけて削除を指示したものであった。総務課の担当者は、この修正指示メモに従い、6ページ会議録をさらに短縮した。

11月21日には、秘書課から総務課に市長の指示として、会議録に対し具体的箇所を示した修正指示メール（以下、「修正指示メール」という。）が送付された。総務課の担当者は、修正指示メールに従い、再度、会議録の修正を行った上で、11月27日に市長から開示決定の決裁を受け、市は請求者に4ページ会議録を開示した。

### 第3 秋葉市長の証言の信憑性の検証

#### 1 開示請求を受けた平成26年10月21日から10月28日までの市長と職員との協議

##### (1) 市長が証言した「職員との一連の会話」

市長は、この時期に行った10月1日部長会議の会議録の開示に関する職員との協議を、「職員との一連の会話」と証人喚問では言っていた。

その内容を要約して言うと、

開示請求を受けた後、数日以内に職員が市長室へ入った際、市長が職員から、

- ① 部長会議の会議録は、部長決裁を経たものでないことを確認し、
- ② 庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録が要点記録を指すものだという説明を受け、また職員に対し
- ③ 他の庁内会議の会議録のつくり方の確認をしたとするものである。

##### (2) 「職員との一連の会話」を受けた後の市長の認識と職員への指示

上記(1)の市長の証言から、市長の主張は(1)に記述した「職員との一連の会話」を通して、

- ① 10月1日部長会議の会議録は未完成と認識し、
- ② 部長会議の会議録のつくり方については職員も市長と同様な認識のもと、
- ③ 庁議規則第7条に合致した要点記録の会議録を完成させるよう、職員に指示を出したということである。

上記の市長の主張は証人喚問時でも繰り返し証言されており、平成27年11月24日の証人喚問の際、市長から提出された陳述書（以下、「陳述



書」という。)においても、「いわゆる「9頁会議録」を「下書き」「未完成」と認識した経緯について」という項目で述べられている。以下、「職員との一連の会話」を検証する。

(3) 市長は職員から10月1日部長会議の会議録についての決裁を受けていないことの確認をとったのか、また、会議録は未完成との報告を受けていたのかの検証

① 第1回の証人喚問時の市長の証言

イ 10月1日分の当時現存するものが何らかの決裁を経たものであるのかとか、そういったことに対する事実認識をした上で……

ロ その当時、情報開示請求があった10月21日の直後から数日以内の間の一連の会話を通して、未完成という趣旨の認識を持つに至りました。

ハ (職員からの)報告といたしますか、私、先ほど何回か前の証言の中で、10月21日の開示請求から恐らく数日以内のやりとりであったと思いますという中で、一連のやりとりの中で、会話の中で(未完成と)認識したということでございます。

ニ (会議録は未完成あるいは9頁会議録は下書きであるとの報告を職員から受けたのかとの尋問に対し)一連の会話のやりとりを通じてそのような趣旨の内容を私が聞いたという記憶がございます。

ホ 10月21日の比較的直後の数日間で庁議規則や部長決裁とかをとっていないとか、そういういろんな情報の中で……

ヘ (なぜ市長は、9頁会議録が長過ぎると思ったのかとの尋問に対し)当該の文書が部長決裁等を経ていない状態のものだという説明を受けましたので、そのような一連のやりとりを経てそういう認識(未完成という認識)を持ったところでございます。

② 第2回の証人喚問時の市長の証言

イ その書類(開示対象文書)が届けられる流れと、職員と私が開示請求をめぐって会話をしていたというのは、違うタイミングで行われていたこととございますので、その会話の中では、私はまだ未完成なものという認識に職員との会話の中で至りました。

- ロ 未完成であるという言葉は直接言ったかどうかではなくて、直接幾つかの一連の会話のやりとりを通じて、私は未完成のものであるという認識を持つに至りました。
- ハ 昨年10月21日の比較的直後の職員との何回かの会話のやりとりを通じて、私は未完成であるという認識を持つに至ったほか、特段、庁内各所に20部前後配付したという話も、一切私は聞いておりませんでしたので、そうした事実等々を総合的に勘案し、私を含む関係する者も、これはまだ10月1日分については未完成という認識のもと、時間が進行していたというふうに私は認識しております。
- ニ 一昨年10月1日の庁議の記録は、開示請求時点において未完成という認識を持って、時間が経過、一昨年10月の時点からそういう認識を持っておりましたので、昨年2月の時点から、初めてそのような認識や言葉が出てきたということはありません。
- ホ 10月1日の庁議の記録につきましては、一昨年10月21日の直後の段階から、完成しているのかどうかについての会話の、私はやりとりをした記憶がありまして……
- ヘ 私は当時、一連の会話、やりとりを通じて、そういう（会議録が未完成との）報告を受けたという認識を持つに至りました。
- ト 一昨年10月21日の直後から数日以内ぐらいの間に、完成かどうかですとか、起案・決裁はとっている文書なのかとか……一連のやりとりをしたところでございます。
- チ （異議申し立てに対する理由説明書について市長と話す中で9ページ会議録は下書きという理由づけをしたという職員の認識と同じかとの尋問に対し）私は、一昨年10月21日の数日後以内のところから、その時点であったものがまだ未完成、下書き的なものという認識を持つに至って、その後の数カ月経過しておりますので、私の認識は違っております。
- リ 昨年2月16日より以前の間どこかに発信する公文書の中に、特段そういう記述をする必要があるものが、たまたまなかったからではないかと思っております。
- ヌ 私が最初に、一昨年10月21日の直後に、完成しているのかどうかということを職員とのやりとりの中で発した理由は、たまたま10月1日からまだ20日ほどの日数しかたっていないからだけでありまして、中身を見てから、できているのかできていないのかという発言をしたわけではございません。

### ③ 上記①②の市長証言の検証

市長は、陳述書においては「10月分の会議録については会議開催日と近かったことから、完成済みなのか職員に尋ねたところ、未完成という趣旨の回答でありました」と述べている。しかしながら、上記①②の市長の証言を改めて検証すると、市長は、職員と一連のやりとりを通じて、会議録は未完成という認識に至ったということであり、仮に市長の証言どおりでも、職員が開示請求直後、数日以内のうちに、会議録は未完成と直接的に報告したということはないと言える。このことは、上記①のハの市長の証言の「報告といたしますか、……」や、上記②のロ「未完成であるという言葉は直接言ったかどうかではなくて……」との市長の証言にあらわれている。よって、開示請求を受けた後、数日以内に、会議録は未完成ということを経験する話があったかが問題である。

また、上記②のヌの市長証言は、市長は中身を見ずに未完成の確認をしていたということであるが、実際は、開示請求を受けた直後に、総務課長から秘書課を通して、9頁会議録をとじた開示対象文書が市長に提出されている。開示対象文書が提出されていれば、その中身を見てから完成、未完成の確認をすることとなるのが通常である。このことからすれば開示請求を受けている開示対象文書が市長に提出されているにもかかわらず、その中身を見ずに完成、未完成の確認をすることはないと見られ、市長は9頁会議録に目を通してはいたはずである。上記②のヌの証言と矛盾するものである。

### ④ 職員の証言

#### イ 部長会議の会議録が部長決裁を経たものでないことの確認

職員からは、開示請求を受けた後、数日以内に、10月1日部長会議の会議録の決裁の有無について市長からの確認及び職員からの報告は一切ないとの否定の証言があった。そればかりか、市長からの、部長会議の会議録の決裁をとっていないとの話は、年度が変わった平成27年度から出てきたものと記憶している旨の証言があった。

#### ロ 9頁会議録が下書きとなった経緯

職員からは、開示請求を受けた後、数日以内に、会議録が未完成という報告や9頁会議録が下書きという説明を市長にしたことについて、平成27年12月18日の参考人としての意見聴取においても、

平成28年7月21日の証人喚問においても、市長証言を肯定する証言は、関係職員から出なかった。

9頁会議録が下書きという位置づけとなった時期については、7月21日の証人喚問では、総務課職員が開示請求者に4頁会議録を開示した際、開示請求者から9頁会議録を持っているとの話を聞かされ、その後、総務企画部において、4頁会議録が正式な文書、9頁会議録はその下書きという位置づけでいくしかないと考えたことが始まりで、平成27年2月16日付の情報公開審査会に市長名で提出された「理由説明書」の決裁を市長から受ける際、4頁会議録が正式な文書、9頁会議録はその下書きとするということを市長に伝えたとの証言があった。

#### ⑤ 提出された記録からの検証

9頁会議録は下書きとの旨の記載がある公文書は、市長名で審査会に提出された「理由説明書」である。それ以前の平成26年10月29日に起案し11月4日に市長決裁した公文書開示決定等期間延長通知書及びその起案書などには「未完成」との記載はない。

また、理由説明書が審査会に提出された後、開示請求者（異議申立人）から市長の理由説明書に対する意見書（以下、「申立人の意見書」という。）が提出されているが、当該意見書には開示決定までの総務課とのやりとりが記載されている。

そこには、平成26年11月5日に公文書開示決定等期間延長通知書を総務課から手渡された際、総務課長からの「会議録と資料は公文書なので公開するが、本件に関して市長は慎重対応を指示して決裁が下りないと述べている」との発言のほか、11月12日、17日、18日及び25日における総務課職員とのやりとりが掲載されており、再三、開示請求者が早期の開示を求めていることがわかる。開示請求者の早期開示の要望に対し、総務課長は、市長の決裁が下りないことから開示ができない、できるだけ早期の返事をしたいとの旨の回答をしており、この時点では会議録が未完成であるとの話があったという記載はない。

さらに申立人の意見書を読み進めると、9頁会議録が下書きという位置づけに変わったと指摘している箇所がある。具体的に抜粋すると、以下のとおりである。

11月27日と12月5日、総務課長及び担当者と面会したとき、公開された会議録には漏れ、削除があるのではないかと質したが、両者とも「他にはない。削除していない。公開したものが全部である」と言い張った。申立人が原文は9ページある筈だと具体的に指摘するに及んで、12月26日の段階では「正式の会議録は開示したもので他はメモであり、既に廃棄した」と説明が変わった。不服申し立てに対する2015.2.16付の市長の理由説明書では前述のように「作業中の下書き」との主張に変わっている。

上記の記述から、職員が、異議申立人から9頁会議録を持っていることの話が聞かされてから、4頁会議録が正式な文書、9頁会議録はその下書きということになったことがうかがえる。これは、職員の証言を裏づけるものとなっている。

#### ⑥ 部長会議の会議録の作成・保存等からの検証

部長会議の会議録は、部長会議後に総務課の担当者により作成されたたたき台を、総務課長、総務企画部の2人の次長及び部長が確認することで完成され、完成した会議録は、資料と一緒にバインダーにとじて総務課に保存される。その内容は、口語体で意味がわかりにくいものや発言がよくわからないものの訂正などは行っていたが、会議での質問や意見はきちっと記録されたものである。10月1日部長会議の会議録も、ふだんどおりの手順で作成され、保存されたものであり、開示対象文書として秘書課を通じて市長に提出されていることからすれば、職員が当初から会議録は未完成との認識を持っていたとは考えられないことである。

上記のような過程を経て作成された会議録について、職員が、未完成の文書との認識を有しながら、これをバインダーにとじて、庁議資料としてそのまま保存しておくことはありえないことである。

#### ⑦ 開示請求後に総務課長が市長に開示対象文書を提出した意図からの検証

開示請求を受けたその日に総務課長は、秘書課を通して市長に、開示対象文書がとじられ、総務課で保存されている「平成26年度庁議資料」という背表紙がついたバインダーを、開示請求書とともに提出している。上記したようにバインダーにとじているということは、10月1日部長

会議の会議録が完成しているからこそ行っていると考えることが自然である。そもそも未完成の会議録をバインダーにとじて、開示請求書とともに市長に提出するということは考えられないことである。

そこで考えると、総務課長が開示請求後、直ちに行った、9頁会議録をとじたバインダーを市長に提出するという行動が、面と向かっての進言がないとしても、当時、総務課長が9頁会議録を開示すべきと考えてのものとの職員の証言は、納得がいくものである。しかも、総務課長は、上司である、総務企画部長・次長に相談の上の行動であることから、総務企画部内では9頁会議録が開示すべきものとの共通認識があったと理解することができる。

以上、上記の考察から、10月1日部長会議の会議録が開示請求当時、未完成と認識している総務企画部内の担当職員はおらず、よって市長に対して、会議録が未完成ということを感じさせる発言をする職員はいなかったとの考えに至った。

また、「平成26年度庁議資料」という背表紙がついたバインダーに、10月1日部長会議の資料、並びに当該年度の4月から9月の部長会議の会議録及びその資料とともにとじられた10月1日部長会議の会議録を受け取った市長が、未完成と認識することはあり得ないということも、つけ加えておきたい。

## ⑧ まとめ

本委員会に提出された記録において9頁会議録は下書きという旨の主張は、理由説明書の提出以前の公文書には見られない。また、申立人の意見書に記載されている総務課職員とのやりとりから、開示請求者（異議申立人）が9頁会議録を持っていることを職員に告げた後から、9頁会議録が下書きという位置づけを職員が考えたことがうかがえ、このことは職員の証言と合致する。

さらに、総務課長が開示請求後、直ちに、開示請求書とともに、バインダーにとじた9頁会議録を市長に提出したこと、及び総務課において10月1日部長会議の会議録の作成がふだんどおり行われていた状況から考察すると、開示請求後、数日以内に、職員が市長に対し、会議録は未完成で、当時現存していた9頁会議録は下書きという説明をしたことや、市長が会議録は未完成であるという認識になるような話をした事実はないと結論づける。

(4) 開示請求後、数日以内に、市長は職員から、庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録は要点筆記を指すものだという説明を受けたのか

① 第1回の証人喚問時の市長の証言

イ 幾つかの一連の情報の確認。その中には、庁議規則の7条の条文についての説明を受けたことですか、……そういったことに対する事実確認をした上で……

ロ 庁議規則7条の条文の中身とかを当時まだ私、不勉強で申しわけないんですけども、正確には把握していなかったもので、その10月下旬の時点で職員と話をして知ったものでございますけれども……

ハ この文言がここに、この4文字（要点記録）がここに（資料ナンバー17）載っているということは、私以外の職員も、庁議規則7条の経過及び結果という文言の解釈として要点記録という認識を持っているのではないかというふうに思います。

ニ 昨年10月21日の週のどこかで、この庁議規則7条にこういう条文がありますという報告を受け、その後何人かの職員とこの文言の意味について会話をした記憶がありますので、そのあたりからということで、それ以前には、7条の条文についての明確な認識はなかったけれども、庁内会議が一般に要点筆記のものであるという漠然とした全般的な認識を持っておりました。

ホ 庁議規則7条の文言を知らされたときに、これは私からこういう意味だよなというふうに決めつける発言はしないで、職員のどなたかに、経過及び結果というのはどういう解釈したらいいんだろうねという会話をした記憶がありますので……

ヘ 10月21日から比較的数日以内に、庁議規則7条の条文の説明が、報告がありましたので、その情報が入ってからは、経過及び結果として保存しなければならないという庁議規則を守るのが通例なんだろうという認識を持ちましたので、その条文を知った以後は、そういう（9ページの全文筆記の形のまま完成させる発想が全くできませんでした。

ト （なぜ9ページ会議録が長過ぎるのと思ったのかとの尋問に対し）他の庁内会議の議事録ないし議事要旨的なものを複数、私は過去に見ていたということと、それから庁議規則の7条についての説明と解釈を聞

いたということ……そのような一連のやりとりを経てそういう認識を持ったところでございます。

チ 昨年10月下旬とかそういった時期において、9ページとされる文書が総務企画部等に19カ所配付されていたという事実を全く知りませんでしたので、単にパソコンの中にあるデータという認識の中で庁議規則を見せられて、庁議規則第7条に、経過及び結果を記し保存しなければならないと。そしてその経過及び結果という言葉の文言の解釈については、おおむね議事要旨的なものだという説明も聞きましたので、私としては、庁議規則の7条を見てしまった後ではこれは完成していないもの。

## ② 第2回の証人喚問時の市長の証言

イ 正直申しまして、庁議規則の第7条にそのような条文があることを、そういう一字一句、一昨年10月21日以前は不勉強ながら明確には把握しておりませんでしたので、10月21日以降の、直後の何日かの間の職員との会話の中で何らかの報告を、私が聞かなければ知り得る情報ではなかったもので、私はそのころ職員から聞いたということでございます。

ロ 一昨年10月21日の比較的直後の中で、庁議規則第7条の文言と、その一般的な意味について職員とやりとりをしておりますので、今の委員長の御質問に対しては、違っているというふうに思います。

ハ 10月1日の庁議の記録につきましては、一昨年10月21日の直後の段階から、完成しているのかどうかについての会話の、私はやりとりをした記憶がありまして、その一連の会話のやりとりの結果として、庁議規則7条の存在を確認したり……

ニ 未完成かどうかの一連の確認の中で、庁議規則7条の存在について確認することとなりまして、直ちに「経過及び結果」という言葉の意味について明瞭な説明を受けたわけじゃないですけれども、その条文の存在を知らされてから何日か以内には、「経過及び結果」というものは議事要旨的なものであるというような説明を受けた記憶があります。

ホ 一昨年10月21日の直後から数日以内ぐらいの間に……庁議の記録に関する規則的なものの有無ですとかある場合のその条文の内容、条文の解釈について、そういったことについて一連のやりとりをしたところでございます。



### ③ 職員の証言等

開示請求を受けた後、数日以内に、職員から庁議規則第7条「会議の経過及び結果を記載」の解釈の説明を受けたとの市長の証言を肯定する職員の証言は、証人喚問をした者から誰一人出なかった。

そればかりか、庁議規則第7条「会議の経過及び結果を記載」の解釈の話が出てきたのは、年度が変わった平成27年4月に入り、総務企画部から、本件開示請求についての事情聴取を受けた際であると記憶しているとの証言があった。

### ④ 提出された記録からの検証

本委員会に提出された記録のうち、庁議規則第7条の記載があるのは、本委員会の求めに応じて事後的に作成した、資料ナンバー17「平成26年10月1日の定例部長会議から開示決定までの流れについて」のみである。本委員会に提出された審査会の会議録にも「庁議規則第7条」という文言は、一切見当たらない。つまり、審査会の意見聴取が行なわれた平成27年4月、5月、さらに7月の段階においても、職員から「庁議規則」についての言及がないということから、当時の総務企画部の職員には庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載」ということが要点記録を指すという意識をせずに短縮作業を行っていたということになる。

そのように考えると、開示請求を受けた後、数日以内に、職員が市長に対して庁議規則第7条の解釈の説明をしたという事実はないという可能性が高い。

### ⑤ 平成27年3月定例会の答弁からの検証

平成27年3月定例会において、堀口議員が、4頁会議録の内容について質問をしているが、これに対し、総務企画部長は以下のとおり答弁している。

会議録につきましては、下書きの時点のものは体裁整理、用語確認等を経る過程でデータは上書きしており、過去に印刷されたことがあったといたしましても、議事録ないし議事要旨が完成するまでの間の作業中のものでありますので、これは既に廃棄をされております。

現在会議録として存在しているものは、開示請求者に全部開示した内容のもので、最終的なものとなっております。

上記の答弁は、正式な会議録は4頁会議録で、そのほかのものは議事要旨が完成するまでの間の作業中のもの、下書きである旨のものである。

この中で、9頁会議録は下書きという位置づけにのっとった答弁はなされていたが、この時点においては、4頁会議録は庁議規則第7条に規定された「会議の経過及び結果を記載し」に従って作成した旨の答弁はなされていない。

また、この後の堀口議員からの、4頁会議録は市民の皆さんに不安を与えるものは削除されてつくられた会議録だと認識してよいかとの質問に対する答弁の中で、市長は以下のとおり述べている。

……市全体を見回してみれば、非公開となっている会議体は幾つかございます。審査会、認定審査会等々のもの。そうしたものについても必要な記録はつくっておりますが、開示請求が出たからといって、その全文が公表されることはございません。

その非公開としている会議については、その目的・性質・参加者の構成員等々のあり方から、必要があって非公開の会議として行っているわけですので、公開している会議と同じような水準での情報開示対応がなされるものとは、一般的に考えられないものと思っております。

市長が、証人喚問時の証言、例えば上記①のへ中、「経過及び結果として保存しなければならないという庁議規則を守るのが通例なんだろうという認識を持ちました」との証言が正しいならば、4頁会議録は庁議規則第7条に規定された「会議の経過及び結果を記載し」に合致した会議録との旨答弁するはずである。しかし、それが無い。まして、この日の答弁には、「庁議規則」ということが全く出てきていない。やはりこの時期、つまり平成27年3月時点において市長、職員ともに、4頁会議録は正式な文書、9頁会議録は下書きという独自の定義は共有されていたものの、庁議規則第7条に規定されている「会議の経過及び結果を記載し」にのっとって4頁会議録をつくったという認識はなかったものと言える。

## ⑥ まとめ

上記①②の市長答弁に見るように、市長は、4頁会議録の正当性について、庁議規則第7条に規定された「会議の経過及び結果を記載し」を

根拠にしている節が見える。しかしながら、上記の平成27年3月定例会の市長の答弁からは、4頁会議録の正当性の根拠を庁議規則第7条にしていることは、全く見られない。よって、職員は庁議規則第7条の話が出てきたのは平成27年度に入ってからと証言しているが、市長においても平成26年度中は、庁議規則を全く意識していなかったと考えても差し支えないだろう。

職員においても、平成27年度に入って庁議規則第7条の話題が上がっていたとのことであるが、審査会での職員の発言から推測すると、4頁会議録が庁議規則第7条にのっとったものという意識は、平成27年7月の時点でもほとんどなかったと言ってもよいだろう。このような意識の職員が庁議規則第7条の解釈の説明を開示請求直後にするだろうか。甚だ疑問である。

よって、本委員会は、開示請求後、数日以内に、職員から市長に対し、庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録は要点記録を指すものだという説明を行った事実はないと判断する。

**(5) 開示請求を受けた後、数日以内に、市長は職員から他の庁内会議の会議録のつくり方の確認をしたのか**

**① 第1回の証人喚問時の市長の証言**

イ (他の庁内会議と同様なつくり方とは、発言の骨子や結論を中心に要約した会議録を作成するとの指示かとの尋問に対し) 骨子等をどのレベルでまとめるかについては差があるかと思えますけれども、おおむねそのような指示として受けとめられる可能性のある言葉だというふうには認識しております。

ロ 他の庁内会議の議事要旨的なものを私が過去において複数見たことがありましたので、ほかの職員も当然見ているだろうという前提で、庁内会議の議事録的なもの、議事要旨的なものとして未完成な部分があるのであれば、それは完成してからでないということではないかという趣旨の発言をしたと思えます。

ハ 庁内会議が一般に要点筆記のものであるという漠然とした全般的な認識を持っておりました。

ニ 他の庁内会議の議事録ないし議事要旨的なものを複数、私は過去に見ていたということと……、そのような一連のやりとりを経てそういう(9頁会議録が長過ぎる)認識を持ったところでございます。

- ホ 今ぱっとすぐ思い出せるものといたしましては、行財政改革推進本部とか公共施設再配置等推進委員会とか、そういった庁内会議のものを  
見た記憶があったという認識でございます。
- ヘ 先ほど申し上げた2つ（行財政改革推進本部、公共施設再配置等推進委員会の会議録）がぴったり同じつくり方をしていたかどうかというの  
は明確な認識はありませんでしたけれども、一定の議事要旨のつくり方はそれなりのイメージがあったと思います。
- ト （行財政改革推進本部と公共施設再配置等推進委員会の会議録のようにつくれとの指示は、職員にとって削除しろとの指示と同じではないかとの尋問  
に対し）行財政改革推進本部とか公共施設再配置等推進委員会の議事要旨が、ある部分をばっさりとかというふうには今やっていないと思  
いますので、そういうことはなかったんだと思います。

## ② 第2回の証人喚問時の市長の証言

- イ 私が一昨年10月21日に、直近を含む半年余りの庁議の記録及び資料の情報開示請求があったことを知らされた直後、ないし、その直後から何日かの間においては、正直申しまして、自分が市議時代に庁議の記録を開示請求して閲覧して、それがどういうものだったかとか、そういうことは頭には上がっておりませんでしたので、11月24日の証言で証言しておりますように、他の庁内会議の会議の記録のほうが先に頭に浮かんでいたところでございます。
- ロ 一昨年10月21日の直後から数日後ぐらいまでの間に、職員と、その2つの庁内会議（行財政改革推進本部と公共施設再配置等推進委員会）の名称を出して会話をした記憶はあります。
- ハ 私が先ほど申し上げた2つの庁内会議、とりわけ行財政改革推進本部のほうが、当時記憶にあったと思うんですけども、長さというよりはそのスタイルというものが自分の記憶にありました。行間の開け方ですとか、それぞれ記述の頭につけている見出しのつけ方や質問や意見、その後に結論とかといった様式のようなところが、議事の記録として議事要旨的につくられていたという、そういう記憶。長さというよりは、そのスタイル的な部分が強く印象に残っておりました。
- ニ （27年11月21日のメールでの修正指示が、正しい日本語の修正をただけと言い切れるかとの尋問に対し）庁議規則による経過及び結果、及び他の庁内会議の記録のつくり方に、少しでも倣った形での指示だったと記憶しております。

ホ 10月1日の庁議の記録につきましては、一昨年10月21日の直後の段階から、完成しているのかどうかについての会話の、私はやりとりをした記憶がありまして、その一連の会話のやりとりの結果として、庁議規則7条の存在を確認したり、他の庁内会議のつくり方を思い出したりしておりましたので、そのつくり方、文章の文字の多さとかですね。そういったところに意識がいていたという記憶しかございません。

へ 他の庁内会議、行財政改革推進本部や公共施設再配置等推進委員会の記録のつくり方はどうだったっけというようなことも、一連の会話の中でやりとりした記憶があります。

ト (市長が要点筆記の会議録こそが正当であると言い張る理由についての尋問に対し) 庁議規則の条文や他の庁内会議の記録のつくり方、そういったものを総合的に勘案して、当時判断していたところでございます。

### ③ 職員の証言等

市長が、自分が市議時代、開示請求し開示された文書はこんなに長くない、簡単だったと職員に話をした、これと別のタイミングで企画担当次長が市長室に入った際、市長から、他の庁内会議は全てこんなに詳細かとの問い合わせがあり、これに対し、企画担当次長は、自分が所掌している公共施設再配置等推進委員会と行財政改革推進本部は、要点記録で会議録を作成している旨回答し、例として市長に公共施設再配置等推進委員会の会議録を見せているとの証言であった。

### ④ 市長と職員の証言の比較

市長、職員の証言を合わせて見ると、市長は職員に対し、他の庁内会議の会議録の状況を確認している事実は確かである。しかしながら、開示請求を受けた後、数日以内に市長と10月1日部長会議の会議録について話をした他の職員、つまり総務企画部長と総務課長は、他の庁内会議との比較の話を市長とした記憶がないと証言している。

よって、総務企画部においては、上記①②の市長証言ほど、市長が深く職員と他の庁内会議との比較の話をしていないと考えられる。

## ⑤ まとめ

市長証言と職員証言から本委員会は、市長は、9頁会議録が詳細だったために、企画担当次長に対し、他の庁内会議は9頁会議録のようにこんなに長いのかとの旨質問をし、これに対し企画担当次長は、自身が所掌している公共施設再配置等推進委員会と、行財政改革推進本部の会議録は要点記録で会議録を作成していると回答し、例として公共施設再配置等推進委員会の会議録を市長に示したということが事実であると結論づける。

しかしながら、開示請求を受けた後、数日以内に、市長と本件について話をした総務企画部長と総務課長が、他の会議録について当時、市長と話をした記憶がない。また、公共施設再配置等推進委員会及び行財政改革推進本部の会議録は議題、説明、会議で出された意見という構成になっているのに対し、4頁会議録はただ9頁会議録を短縮したものとなっており、2つの会議の会議録の様式とは異なっている。このことから、会議録の長さよりは、「他の庁内会議の記録のほうが先に頭に浮かんでいた」という市長証言には疑問が残る。

## (6) 市長が職員との一連の会話の相手を証言しないことについての検証

### ① 第1回の証人喚問時の市長の証言

イ (9頁会議録は未完成あるいは下書きの状態であると説明した職員について) 1年と1カ月ほど前の出来事でございますけれども、私が当時やりとりした私の発言の部分、あるいはその後で聞いた内容に関して、それなりに明確な記憶を持っておりますが、どなたかということに関して、こういう場で申し上げるほどの明確な記憶というものは今この時点で振り返ってみますと、個人名を特定し得るほどの、その個人がどなたかということに関しましては、ここで申し上げられるほどの明確な記憶のレベルではない部分もございます。

ロ (未完成との報告をした職員について) 庁議規則7条の条文の中身とかを当時まだ私、不勉強で申しわけないんですけども、正確には把握していなかったので、その10月下旬の時点で職員と話をして知ったものでございますけれども、今こういう場で明確に申し上げられるほどの、どなたかということに関する記憶は、そこまでのレベルのもので残っていないものと思います。

ハ 趣旨としてこのような（会議録は他の会議録と同じように要点記録ではないのか。長過ぎないかの旨の）発言をどなたかにしたという記憶はございます。

ニ 職員のだなたかに、経過及び結果というのはどういう解釈したらいいんだろうねという会話した記憶がありますので……

ホ （長過ぎないのかという発言は、どこで誰に伝えた言葉かとの尋問に対し）場所は、市長室だったのではないかという記憶がありますが、どなたにという部分につきましては、委員長さんの御質問のときにお答え申し上げましたように、漠然とした部分もございまして、今明確にここで答えできるほどのレベルの記憶がございません。

## ② 第2回の証人喚問時の市長の証言

イ （庁議規則第7条の説明をした職員について）そのことは前回も聞かれたと思いますが、心当たりがある記憶もいたしますけれども、明確に絶対この方であったと断言できるほどの記憶ではございませんので、そのことについては申し上げられないといえますか、思い出せないところでございます。

ロ 私の部屋には職員が同時に複数入ることは多々ございますので、いつごろ聞いたということは覚えていても、どなたから聞いたということやなかなか明確に思い出せないことが時々ございます。正直。

ハ （会議録が未完成という報告は、誰から、いつごろ、どこでなされたかとの尋問に対し）一昨年10月21日の比較的直後の段階で、場所は市長室においてだったかと記憶しております。が、どなたであったかは、今、明瞭な記憶が残っておりません。

ニ （会議録にかかわれる職員は総務企画部長・次長、総務課長、秘書課長ぐらいではないかとの尋問に対し）総務部には次長が2人おりますし、先ほど申しましたように、11月の頭の庁議でも、この関係の話を部長会議メンバー全員と、短時間ではありますが、話をしたりしていますので、結果的に数人という範囲にとどめられるかどうか、もっと多い人数の職員とこの問題ではやりとりをしたと思います。

ホ （会議録が未完成という話をした職員について）前回も記憶をたどろうといたしましたが、市長室には同時に職員が複数入ることも多々ございますため、どうしてもどの職員だったかということが、明瞭に思い出せないところでございます。

### ③ 上記の市長証言の検証

上記①②の市長の証言のとおり、市長は、開示請求を受けた後、数日以内になされたとする職員との一連の会話の相手を明確にしていない。一連の会話の相手を明確にしないことは、上記①のニの「職員のだなたかに」という証言に象徴されるように徹底している。それにもかかわらず、上記①のイのとおり「私が当時やりとりした私の発言の部分、あるいはその後で聞いた内容に関して、それなりに明確な記憶を持っております」と証言している。発言の内容ははっきり覚えているが、誰と話したかは記憶にないということである。しかしながら、本当に記憶がないのかと言うと、そうではないと考える。それは、上記の②イ「心当たりがある記憶もいたしますけれども、明確に絶対この方であったと断言できるほどの記憶ではございません」との証言にあらわれている。

そこで、注目するのは、上記②のニの証言中の「市長室には同時に職員が複数入ることも多々ございますため」と、一連の会話の相手を特定できない理由を証言した箇所である。確かに、本委員会は調査により、市長室には多くの職員が市長に説明するために入っている実態は理解しているが、一連の会話の相手は、管理職レベルで言えば、部長会議の会議録の担当である総務課長とその上司である総務担当次長と総務企画部長、あるいは情報公開を所掌する情報公開室長とその上司の企画担当次長である。そのうち総務担当次長及び情報公開室長は、第1回の証人喚問時に市長の証言及び職員の証言から、開示請求を受けた後、数日以内に市長室に入っていないことは確かである。そうなると総務課長、企画担当次長、総務企画部長になるだろう。これを多数の職員の市長室への入室を理由に特定しないことは、説得力の欠けるものである。

開示請求を受けた後、数日以内に、職員に話した内容や説明を受けた内容は明確に記憶しているのに、誰と話したか記憶にないとの市長の証言に、本委員会はもとより聞いている市民も納得できないだろう。

よって市長は、自身の証言の信憑性を下げていることはもちろんのこと、本委員会の尋問に対し真摯に答えない姿勢は、市民への説明責任を放棄していると見られることを、自覚しなくてはいけない。



(7) 開示請求を受けた後、数日以内の（平成26年10月21日から10月28日までの）市長と関係職員との間の協議についての考察

市長の証言は、前述(1)(2)のとおり、この時期、職員から、①部長会議の会議録は、部長決裁を経たものでないことを確認し、②庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録は要点記録を指すものだという説明を受け、また職員に対し③他の庁内会議の会議録のつくり方の確認をしたことによって、会議録は未完成との認識に至ったというものである。また、市長は職員とは同じ認識を共有していた。そこで、職員に庁議規則第7条に合致した会議録を完成させるよう促したというものである。

しかしながら、職員は誰一人、宣誓を行い虚偽の陳述を行うと罰則がある証人喚問においても、この市長証言を肯定する証言をしなかった。

このようなことから本委員会は、前述のとおり、さまざまな角度から検証してきたが、他の庁内会議の確認以外に、市長の証言を肯定できる材料は見つからなかった。そればかりか、当時の状況から会議録が未完成という認識を持つことはあり得ないという結論に達した。つまり、職員から、部長会議の会議録は、部長決裁を経たものでないことを確認し、庁議規則第7条の「会議の経過及び結果を記載し」は、部長会議の会議録は要点記録を指すものだという説明を受けたとする市長の証言は、虚偽であると判断せざるを得ない。

## 2 市長の直接の修正指示についての検証

### (1) 直接の削除指示に関する市長の証言

#### ① 第1回の証人喚問時の市長の証言

イ 今回の御質問は時期を特定されない御質問でしたので、こちらのほうで少し分けさせていただきますと、10月のあたりで既に、審査会の議事録などを読みますと、9ページから4ページになっていたということになっておりますが、私は数字の記憶は全くございませんけれども、その時点でそのような指示をしたことはなく、11月に入ってから、4ページだったと思われるものを、最後に私が決裁印を押すことになっておりましたので、その直前の状況の中で、誤字・脱字や日本語としておかしいところのわずかなチェックについて、私が何点か指摘したという記憶がございます。

ロ 11月下旬だったと思いますけれども、既にほぼ4ページだったと思われる時点の文書に、最後に私が起案・決裁の押印をしなければいけない立場にありましたので、ざっと見た中で日本語の明らかな誤り、字句の訂正、誤字・脱字等の部分で何点か指摘をした記憶はございますが、10月下旬と思われる時期の9ページから4ページの時期に具体的な削除箇所等についての指示をした記憶はございません。

ハ (具体的に削除箇所を示した事実について) そういう指示をしたことはありません。

ニ (削除対象とする文書・発言の定義や考え方の指示についての尋問に対し) しておりません。

ホ (4ページに変えられる過程の中で添削や校正など直接手を加えたことがあるかとの尋問に対し) 11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません。

#### ② 参考人招致での関係職員の発言

平成26年12月18日に、関係職員5人を参考人として本委員会で招致し意見を求めた際、6頁会議録に対し、市長はみずから6頁会議録に鉛筆書きで、部分的な削除・加筆、あるいは文の全部削除、そして枠で囲っての削除などを指示したとの関係職員の発言があった。

### ③ 第2回の証人喚問時の市長の証言

前述②の参考人招致を受けて市長に対し、市長みずから6頁会議録に鉛筆書きで、部分的な削除・加筆、あるいは文の全部削除、そして枠で囲っての削除などを指示したか尋問し、以下の証言があった。

イ (11月下旬に、日本語の明らかな誤り、字句の訂正、誤字等の部分で何点か指摘したとの記憶に変更がないかとの尋問に対し) そちらが指していたと思われるものは、11月21日付のメールだと思いますけれども、その範囲を大きく超えたものではなかったというふうに思っております。

ロ (11月21日のメールは、市長からの指示で間違いはないかとの尋問に対し) はい。

ハ (10月29日前後に、担当職員に直接の指示はなかったということによいかとの尋問に対し) 今申し上げましたように、10月29日の前後というあたりで、何かの長さとかということについて、余り意識があったという記憶が現在ありませんので、庁議資料の不開示部分のあるなしについては、記憶が今残っているということでございます。その部分について、職員とやりとりをした記憶が残っているということでございます。

ニ (複数の職員から会議録案に鉛筆で1つの文章を囲っての削除指示がなされた文書を見たとの証言があること、平成26年4月から9月までの部長会議の会議録においても細かく担当者に直接指示を出している実態から、10月1日部長会議の会議録の削除指示を出したのではないかとの尋問に対し) 一昨年11月は11月議会があった年で、その前の月からその準備等で忙しくなっておりましたので、一昨年10月1日の庁議の記録について、4月から9月分と同じような時間的余裕を持って見られたという記憶はございませんので、大幅な、何か削除や書きかえに関する指示をしたという記憶はございません。

ホ (職員の発言と食い違いが生じていることになるが、本当に指示をしていないのかとの尋問に対し) 何回か申し上げましたように、9ページから4ページに至る過程というものについて、確たる記憶が残っておりませんので断言的なことが申し上げられないわけでございます。

ただ、ほかの庁議の4月－9月分等のことから確かに類推すると、何かに私が文字を記載して渡したものが、絶対に一つもなかったのか

と言われれば、それについて絶対なかったと断言できるほどの記憶も  
ございません。

へ 6 ページ時点という記憶、認識がございませんので、そういう（鉛  
筆で削除・加筆、枠を囲っての削除した）認識はございません。

ト 10月1日の庁議の記録について、どの時点で何ページに変わった  
とかという認識が、今、記憶がありませんので、そういう証言を申し  
上げているところでございますが、先ほど申し上げましたように、じ  
ゃ一度も何かボールペンとか鉛筆で何か書いて何かを渡したという  
ことが、一度もなかったのかと言われた場合に、それを一度もなかつ  
たと断言できるだけの記憶もございません。

#### ④ 平成28年7月21日の職員の証言

前述の③の市長の証言を受けて実施した職員への証人喚問において、  
平成26年11月7日以降に市長から削除指示を受けた箇所について証  
言があった。職員が証言した削除箇所は、以下のとおりである。

イ 次の市長の発言（9頁会議録の4ページ下から5つ目の黒丸に当た  
る部分）のうち、下線を引いた箇所。

・ 個別に見直しのポイントを示さなければ、仕分けるべき箇所がわから  
ないような仕分け人なら、参加してもらう意味がない。議論を誘導す  
ることにもなる。また、見直しが進んでいて仕分けの必要がないよう  
な事業であれば、仕分け対象から外していい。

ロ 次の市長発言（9頁会議録の7ページ、下から3つ目の黒丸に当た  
る部分）のうち、下線を引いた箇所

・ 7圏域ごとに見ていって二つ以上ある物については、縮小、閉鎖とい  
う簡単な物差しを作った場合、高津・緑が丘地区に公民館が二つある  
から高津公民館を閉鎖するのか、過去に台風のときなどに避難所に使  
用したことがあれば、その代わりに畳のある部屋はどこで避難所に指  
定したらいいのかなど、いろいろな部局にまたがる話を検討しないと  
いけないことになる。

⑤ 9頁会議録から4頁会議録になる過程で、市長による書き込みの指示がなされたかの検証

市長の証言は第1回の証人喚問時には、平成26年11月の下旬、市長が決裁をする段階で、誤字・脱字や日本語の明らかな誤りの指摘はしたが、それ以外の削除指示はしていないとのことであった。

それが、参考人として招致した職員から市長直接の削除指示メモの存在について発言があったこと、平成26年11月21日に市長の指示として秘書課から総務課にメールで送付された修正指示メール文書が本委員会に提出されたこと、また、平成26年4月から9月までの部長会議の会議録に市長による加除・削除指示がなされた文書が本委員会に提出されたことを受け、平成28年2月12日に行われた第2回の証人喚問において、市長の証言に変化が見られた。

前述の③ホとトの証言である。平成26年4月から9月までの部長会議の会議録に市長が細かく指示をしていることから、「何かに私が文字を記載して渡したものが、絶対に一つもなかったと言われれば、それについて絶対なかったと断言できるほどの記憶もございません」という証言である。

加えて、平成28年7月21日に行われた職員への証人喚問においては、前述④イロのとおり、具体的に削除の指示があった箇所について証言があった。

以上のこと、10月1日部長会議の資料、いわゆる市長指示事項の墨塗りする箇所について市長が直接指し示し行われたことに鑑みれば、10月1日部長会議の会議録が4頁会議録になる過程で、市長による書き込みのメモによる修正指示があったと見なさざるを得ない。また、職員の証言から、開示決定起案をした平成26年11月7日以降に、市長による書き込みのメモによる指示がなされたということになる。

(2) 平成26年11月21日に市長によりなされた会議録の修正指示メール  
 についての検証

① 修正指示メール文書の本委員会への提出とその内容

本委員会は、平成27年12月2日付で秋葉市長に対し、「9ページ会議録から4ページ会議録に変更する過程における秋葉市長の指示メール及びグループウェアパソコンに送付されたメール文書」の提出を請求したところ、秋葉市長から12月9日付で、市長の指示として秘書課から総務課に送付されたメール文書が提出された。内容は、10月1日部長会議の会議録の修正を指示するものであった。

第2回の証人喚問において、市長は、当該メールについて自分が出した指示であることを認めた。メール文書の内容と市長の尋問により、以下のとおりの修正が行われたことが判明した。

	修正前	修正後
イ	職員と仕分け人等の議論を踏まえ、 <u>無作為抽出による事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する。</u> (総務企画部)	職員からの説明の後、仕分け人が職員に質問したり、仕分け人同士で議論したりし、最後に、 <u>無作為抽出の市民が事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する。</u>
ロ	まだ事業費が出ていないものについても、計画事業の見直しということで事業仕分けを行ってほしい。(市長)	まだ事業費が出ていないものについても、計画事業の見直しのところで事業仕分けの手法を参考に見直してもらいたい。
ハ	財政リスク回避戦略に基づいた項目を着実にやっていくだけでは <u>厳しい</u> ので、予算編成方針は10月上旬のうちに <u>出すわけである。</u> (市長)	財政リスク回避戦略に基づいた項目を2年かけて着実にやっていくだけでは <u>間に合わない部分もあるので、</u> 予算編成方針は10月上旬のうちに <u>出して対応していく。</u>
ニ	その中で <u>経常費</u> についてのマイナスシーリングの導入も視野に入れている。(市長)	その中で <u>経常経費</u> についてのマイナスシーリングの導入も視野に入れている。
ホ	その他、公共施設の再編については、 <u>かなり前倒しして取り組む、若しくは施設をそのままとしても、正規職員から全員パートタイム職員に替え、最小限度の開館時間に短縮するなどしなければならぬ。</u> (市長)	その他、公共施設の再編については、 <u>一部前倒しで取り組まざるを得ない部分も。</u> 若しくは、施設はそのまま、正規職員から <u>パートに切り替えたり、最小限の開館時間に短縮するなどといった手法も。</u>

へ	<p>施設を持っている部局からは、<u>経常費の何パーセント削減という数値目標以外で、施設の休止・統廃合も選択肢に含めて、施設に関する歳出を削減できるプランを最低でも一つ以上、1か月以内に出すということを決</u>定させてほしい。(市長)</p>	<p>施設を持っている部局からは、<u>経常経費の何パーセント削減という数値目標とは別に、委託の推進や施設の開館時間の短縮・休止なども選択肢に含めて、施設に関する歳出削減プランを最低でも一つ、1か月以内に出すこと</u>も決定したい。</p>
ト	<p>一律に案を出しなさいというやり方ではなく、<u>政策検討会議のようなものを今月中に2～3回、私と総務企画部と財務部で協議して、それを軸に変えさせてもらうというやり方</u>も考えている。(市長)</p>	<p>一律に案を出すのではなく、<u>政策検討会議を2、3回開催して、それを軸に施設に関する歳出を見直すというやり方</u>も。</p>
チ	<p>公共施設再配置等推進委員会を何回も開いている時間はおそらくないので、<u>本推進委員会を開催するまでに一つか二つの案をかなり話を詰め、本推進委員会では細かいところの確認だけを行うというぐらいにするか、または政策検討会議のメンバーにかなり委ねていただくという方式、どちらを取るか</u>ここで決めたい。(市長)</p>	<p>公共施設再配置等推進委員会を何回も開催する時間はないかも。<u>政策検討会議と公共施設再配置等推進委員会の役割分担の確認も必要。</u></p>
リ	<p>一つの部内で完結する削減案については各部局内で考えてもらい、複数の部局にまたがる削減案を<u>政策検討会議</u>にかける。<u>歳出削減策を一つ二つ提案してもらいたい</u>というのは取り消さない。(市長)</p>	<p>一つの部局で完結する削減案については各部局内で考えてもらい、複数の部局にまたがる削減案を<u>必要に応じて庁内会議</u>にかける。</p>

## ② 修正指示メールに対する市長の証言

イ 私が秘書課の職員に、この関係するどこにどういう方法で伝えてくれというふうに頼んだか、それほど明瞭な頼み方をしたわけではないと思いますので、本件について、これが伝わるようにという指示はし

たと思いますけれども、それ以上の指示は特段私からはしなかったと思います。

ロ 私から部長、次長や課長を越えてここへというような、明瞭な頼み方はしなかったと記憶しておりますが。

ハ (前掲①の表イの修正の指示について) 私の記憶では、この当該庁議のときの担当職員の説明の仕方は、私が11月21日付のメールに書いたような、実際に行った、この市民判定人方式の説明を正しく説明していたと記憶しておりますので、そこに書かれているものは、その職員の発言を正しく記述していないものと思い、このような指示をいたしました。

ニ (前掲①の表イの修正の指示について) 記載が発言と違っていると認識しましたので指示をしました。

ホ (前掲①の表イの修正の指示について) これは字句等の訂正の範囲内というふうに認識をしております。

ヘ (前掲①の表イの修正の指示について) もともと書かれたものが間違っていたので、訂正の指示をしたということでございます。

ト 先ほど申しあげましたように、この庁議の当日、担当する職員からは、私が11月21日のメールに書いたような説明があったという記憶が当時ございましたので、もともと書かれている記載が間違いだと判断し指示をしたということでございます。仕分け人同士が議論するという中心部分の説明がなかったとは、到底考えられなかったからでございます。

チ (修正後の表現だと、この施策を行っても部下の職員がやっているんだと市民に思わせる発言に見えるが、開示請求者を意識して指示したのではないかとの尋問に対し) 請求者を意識してではなく、「経過及び結果」というものの観点からの指示というふうに記憶をしております。

リ (前掲①の表のチは、修正により文章の分量が半分になっていることから、改ざんではないかとの尋問に対し) この該当箇所につきましては、私が「経過及び結果」という庁議規則に基づいて記載するパターンとしては、11月21日のメールの内容にしたほうがふさわしいのではないかと思ったので、このような記述を11月21日付のメールで書いたところでございます。庁議の発言の一字一句を起こしているものではないという認識でありましたのと、その一字一句的に近いものをそのまま記載したのでは、なかなか趣旨がわかりにくい場合も



ありますので、そういう場合には、「経過及び結果」という観点の中で簡潔に表現する必要があるものと思ったものと思います。

ヌ （前掲①の表のチは、修正により本来の発言と趣旨が違ったものにならないかとの尋問に対し）公共施設再配置等推進委員会と政策検討会議というものの役割分担の確認をしなければ、具体的にどちらで具体的な話を先に協議して、その後でどちらを開くのか、あるいはどちらかだけでいいのかということは、当時私も含め、その議題で協議していた部長会議のメンバーも明確な認識はなかったはずなので、こういう記載については、役割分担を確認しながらでなければ、どちらを開催するにしても、どちらから開催すべきかについてなかなか決められない状況を含めて、私は発言したと記憶しております。

ル （前掲①の表のチについて）役割分担の確認をすれば、当然、そのどちらかにかけるべき議題を協議しなければいけないときはどちらかを開くことになるわけですから、この11月21日のメールのほうの記述を読んでも、開くことについての可能性についての発言の一部というふうに見なすことは、十分可能だと思います。

ヲ （9カ所、20行に及ぶ修正であるが、何を基準に訂正の範囲内であるかとの尋問に対し）いろいろなパターンがあったと思いますがけれども、一つとしては、実際に発言した内容と違っていたから訂正せざるを得なかったというケースや、「経過及び結果」という庁議規則に基づく庁議の記録という認識でいましたので、そういう観点から、冗長過ぎる部分があった場合に、それを趣旨を損なわない範囲で簡潔に表現するという必要によってはやらなければいけないものという認識を持って、このメールを作成したと思います。

### ③ 11月21日の市長からの修正指示メールについての市長の証言の検討

市長は、11月21日に総務課にメールで指示した内容は、字句等の訂正の範囲内というふうに認識をしていると証言している。そして、その修正の基準を、前述の②のヲの証言のとおり、①実際に発言した内容と違っていたから訂正せざるを得なかったというケース、②「経過及び結果」という庁議規則に基づく庁議の記録という観点から、冗長過ぎる部分があった場合に、趣旨を損なわない範囲で簡潔に表現するケースとしている。

それでは、実際に修正前の文章が発言した内容と違っているのか、修正後の内容が修正前の趣旨を損なわないものであるかを検証し、そして、市長の言うとおりに、修正の指示を出したメールが字句等の訂正の範囲内と言えるのか。

まず、実際に発言した内容と違っていたかということについて、10月1日部長会議の会議録の音声データは消去されて存在していないことから、実際の発言は聞くことができない。しかしながら、職員の証言から、総務課の担当者は録音音声聞きながら、会議録を作成していたことは確かである。したがって、最初に作成された9頁会議録は、客観的に会議録の発言を記録していたと言える。しかも、市長は音声録音データを聞いたことがない。言わば、4頁会議録が、市長の主観でつくられたもの、あるいは意図的に自分の意思を市民に伝えるものになってしまう。これでは、客観的な記録というものではなくなる。

次に、修正後の内容が修正前の趣旨を損なわないものであるかについて、上掲の①の表のチを見ると、文章の分量が半分以下になっているほか、市長が「決めたい」という能動的表現を、「役割分担確認も必要」という市長の一意見という表現に変えている印象を受ける。このような印象は、上掲①の表のホ、ト、へでも受ける。また、リについては、「歳出削減策を一つ二つ提案してもらいたいというのは取り消さない。」が削除されている。

以上の検証をすると、何件か発言の意図が変わっている修正の指示がなされていると考える。

それでは、市長の指示は字句等の修正の範囲内かということを検証する。上述の検証や、全体で9項目の修正が施され、そのうち(2)①に掲載のイ、ト、チの修正は文章の大幅な修正であることから、市長の言うとおりに11月21日の市長の修正指示メールを字句等の修正の範囲内と言うことは、市長の詭弁であり、市長は、第1回の証人喚問において、「誤字・脱字や日本語としておかしいところのわずかなチェックについて、私が何点か指摘した」との証言のつじつま合わせをしたと考える。

### 3 平成27年10月2日の課長会議での発言に対する市長の証言の検証

#### (1) 平成27年10月2日の課長会議における市長の発言

平成27年9月27日に審査会の答申が出された後に開催された課長会議において、市長から平成26年10月1日部長会議の会議録について、以下の発言があった。課長会議とは、課長級以上の全職員100名以上が集まって行う会議で、その中での市長の発言である。

私としては、思い出せる部分では、情報公開条例7条の不開示事由に該当するものがあれば、いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張もしておりましたので、最後に起案・決裁で回ってきたものが、会議の記録のほうは部分不開示になっていなかったので、本来私がそこで部分不開示もあるような形のもの、もちろん部分開示のものが最終的に異議申し立てにあって、答申で覆されることもあったかもしれませんが、いずれにしてもここで私が当初、部分不開示、いわゆる墨塗りせざるを得ない部分があればそれも検討するようという指示を最後まで貫いておれば、もう少し違った形にはなっただろうという認識しておりますが、私が自分の主張を最後まで貫徹できなかったことは、私の力量不足と認識しておりますので、ここは自分の反省事項として十分反省をし、今後そのようなことが二度とないようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上の市長の発言は、市長が10月1日部長会議の会議録について、決裁が回ってきたときに職員に対し、墨塗りを検討するように言ったにもかかわらず、職員が言うことを聞かなかった。もう少し自分がそのことを強く言えば、条例違反にならなかったという趣旨の発言である。つまり、審査会により改ざんと断じられた10月1日部長会議の会議録の開示請求に対する対応の責任は、職員にあるということを市長が、全管理職職員に対して発言したということである。

#### (2) 平成27年11月24日の証人喚問における市長の証言と、平成27年12月18日の職員への意見聴取

本委員会は、市長から100人を超える全管理職職員の面前で本件についての言及があったことから、平成27年11月24日の証人喚問において、10月2日の課長会議の発言の真意について尋問を行った。

尋問の内容は、以下のとおりである。

- ① 「墨塗りも十分検討すべきと発言し、主張もしていた」というのは事実でありますか。

今、このときの発言の、自分の発言であるにもかかわらず、明確な趣旨が思い出せませんので、このテープ起こしされたものはこのとき発言したものをそのまま起こしてあると認識しますが、自分の発言がいつの何の部分の指しているかがちょっと思い出せませんので、どうしても思い出しができません。

- ② この発言はいつごろ行ったものであるか、それもわからないということですか。

申しわけございませんが、今、何回か見ても思い出せません。

- ③ 一応この会議録に残っているということで、これは確かにその当時秋葉市長が発言したということは間違いないはずなんですよ。ではこの発言は誰に対して行ったのか。複数の方があれば複数の方のお名前を挙げていただければと思います。

思い出せませんので可能性としては、全くこの問題と関係のない部局の職員と情報開示の一般的な話をしていた中での会話を思い出しながらしゃべったのかもしれないし、どういう記憶を自分が引用しながらこれをしゃべっていたのかが今一々改めて見ても思い出しができません。

- ④ 会議録については、部分不開示になっていなかったのに、墨塗りを検討するようにという指示を貰っていただければ違った形になったと思うが、貫徹できなかったことは自分の力量不足であると発言されていますが、墨塗りを検討するようにという指示を行ったというのは事実でしょうか。

ちょっと本当に申しわけないんですが、何回今見ても、何のことの、いつの時点の自分の発言かが思い出せませんので、申しわけございませんが、わかりません。

- ⑤ 証人の課長会議での発言の趣旨が、証人は、開示請求の対応について協議しているときは9ページの会議録に適宜必要な箇所を墨塗り

して開示すべきであるとの見解を持っていたということで間違いありませんか。

この発言が何を思い出しながら言ったかというのは今思い出せないわけですが、9ページの話ではなかったのではないかという気がしております。

- ⑥ 証人は貫徹できなかったとの発言の意味は、証人のあずかり知らないところで4ページへの変更が行われたという意味なのか、それとも墨塗りの指示を無視されてあるいは墨塗りに対する対応を否定されたというのと、どっちなんですか。

委員長さんからの主尋問にもお答えいたしましたように、10月21日の比較的直後の数日間で庁議規則や部長決裁とかをとっていないとか、そういういろんな情報の中で、長過ぎるのではないかと、議事要旨になってないんじゃないかという発言をした記憶はありますので、その後短くなっていたとしても、当時の認識としては自然な流れでありましたので、どれぐらいのページ数が減ったかどうかという認識はありませんでしたけれども、そのことに何か意に反してとかということ……。

その要約の仕方についてはもっとよくチェックしていれば、私がイメージした要約と違う仕方になっていたということを感じたはずですが、もし仮に1ページとか数行とか減っていたとして、それが意に反するとか反しないとか、そういう概念自体が当時なかったと思います。

- ⑦ 結局、墨塗りを指示はしていないと、そういうことでよろしいわけですか。

昨年開示請求の対象になったうちの庁議の資料の部分以外については、一般的に個人情報でありますとか、そういったものの全般的なチェックはしたのかということをお聞き合わせした記憶はあります。

これは別にそれは誰も、聞くほうも言うほうも、必要もない墨塗りの箇所を徹底的に探せというような趣旨で受け取る人は誰もいないでしょうし、私もそういう意味ではなくて、普通に個人情報保護条例とか情報公開条例7条の記載がある自治体として、その2つの条例に該当する部分がないかのチェックは庁議資料に限らず全部やっ

るんだよねというような、そういう趣旨の確認的な会話はした記憶は  
ございません。

平成27年11月24日の証人喚問において、市長の証言の基本は、課  
長会議の発言について、自分が何の部分の指しているかが思い出せない  
という趣旨のものである。開示請求の対応時、職員に対しこの趣旨の発言を  
したことは事実であるかどうかの尋問に対しても、市長は、この趣旨の証  
言をしている。つまり、10月2日の課長会議で発言した、部長会議の会  
議録に墨塗りも十分検討すべきと発言したとする事実も、市長はわからな  
いとの摩訶不思議な証言であった。

そこで、本委員会は、平成27年12月18日に職員を参考人として招  
致し、10月2日の課長会議での市長の発言の真偽について聞いたところ、  
市長が9ページ会議録を「不開示事由に該当するものがあれば墨塗りも十  
分検討すべき」とした発言を、開示決定をするまでに市長から聞いた覚え  
のある参考人は存在しなかったことを確認した。

### (3) 平成27年12月1日の課長会議での市長の発言

市長は、平成27年12月1日に再度、部長会議の会議録に墨塗りも十  
分検討すべきという10月2日の課長会議の自身の発言について言及して  
いる。発言の内容は以下のとおりである。

最後に、情報開示の問題について、百条委員会の会議が何回か開催をさ  
れました。私が証人として呼ばれて、11月24日開催をされました。

その中では、当然ピンポイントの質問に対して、私がそれに対して答  
えるという形をとりましたので、10月7日の臨時議会でも申し上げたよう  
に、昨年10月から12月にかけての出来事に対して、私が大きな責任が  
あったということは、認識をしているということは、重ね重ね発言してき  
たところであります。そのことについては、変わりはないということを改  
めてここでも申し上げます。

また、10月の課長会議の際に、この報道があった直後という状況の中  
で、何点かお話をした中で、十分に考えた上で、基本的には発言をしたつ  
もりだったんですけども、話の最後のほうで私が話した中で、自分の断片  
的な記憶を辿りながら話した部分が、後から起こされた原稿を読んだんで  
すけれども、どうしても具体的にどの時のどの出来事について私が、言及  
したのか明確に思いだせることができなくなってしまったので、この課長  
会議の場で発言した私の発言の内容について、今、明確な内容を思い出せ

なくなってしまうことについて、そういう断片的な記憶に基づく発言をしてしまったことにつきまして、ここで深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

#### (4) 平成28年2月12日の証人喚問における市長の証言

10月2日の課長会議の市長の発言について、関係職員からも肯定する発言がなかったこと、また、12月1日の課長会議で市長が断片的な記憶に基づき発言したことに対して謝罪していることから、本委員会は証人喚問において、課長会議で謝罪しているということは、9ページ会議録を不開示事由に該当するものがあれば墨塗りも十分検討すべきと、開示請求の対応をしているときに職員に発言している事実はないのではないのかと本委員会は尋問した。そこで市長からは、曖昧な発言に基づく発言であったためおわびをした旨の証言や、前回の証人喚問で証言した、自分が何の部分の指しているかが思い出せないとの旨の証言を繰り返すのみであった。

10月2日の課長会議の発言を取り上げた主な尋問とそれに対する市長の証言は以下のとおりである。

##### ① この発言をいつ誰にしたのか、お答えください。

この発言部分につきましては、どう記憶をたどっても、どの記憶、どの事実を引用・参照しながら発言した発言かを、現在思い出せなくなっておりますため、どのことについての発言か、なかった発言だったかどうかについてもわからない状況でございます。

##### ② 9頁会議録に墨塗りをして開示すれば、改ざんという指摘ではなく、不適切な運用という指摘で済んだと思って、10月2日の課長会議で思わず発言したのではないんですか。

10月1日の庁議の記録につきましては、一昨年10月21日の直後の段階から、完成しているのかどうかについての会話の、私はやりとりをした記憶がありまして、その一連の会話のやりとりの結果として、庁議規則7条の存在を確認したり、他の庁内会議のつくり方を思い出したりしておりましたので、そのつくり方、文章の文字の多さとかですね。そういったところに意識がいていたという記憶しかございません。

- ③ 何のためにその発言をしたのか説明つかないという、全くつくり話を課長会議でしたという、そういう認識に捉えられますけれども、そういうことでよろしいですか。

つくり話かどうかは別として、記憶が不十分、曖昧なまま発言したことについて、12月の課長会議でおわびをしたところでございます。

(5) 職員への証人喚問時の証言

平成28年7月21日に関係職員への証人喚問を実施した際には、ある職員からは以下の旨の証言があった。

本委員会の設置（平成27年10月7日）後、市長公室において、市長、平成27年度の総務企画部長及び本件にかかわった職員などが今後について協議した際、市長から9ページ会議録に墨塗りをすることを徹底していればよかったとの話が出た。このことから、ある職員は、9ページ会議録に墨塗りをして開示することは、墨塗りをした部分を出したくないと市民に誤解を与えることになる旨、市長に話をした。それ以降、市長はこの発言をしなくなったと記憶しているとの証言であった。

(6) 市長は、部長会議の会議録に墨塗りすべきと職員に対し主張していたのか

市長は、証人喚問において事実ではないとは証言していないが、開示請求にかかわった職員のうち、会議録に対し墨塗りすべきとの市長の発言を開示請求の対応時に聞いた者がなかったこと、及び市長の証言から、部長会議の会議録に墨塗りすべきと開示請求の対応時に市長が職員に発言した事実はないと考える。

なぜ市長が、このような発言を課長会議の場で行い、発言の真意を問われた際、この発言が何を思い出しながら言ったかというのは今思い出せないとの旨の証言をしたかについて後ほど考察するが、市長は、100名以上の管理職職員の前で、本件の責任が職員にあると受け取れる発言をした。しかも、確実な事実ではないことに基づいて発言した。この責任は重いはずだが、市長は、この発言の真偽を問われた際、何を指して発言したかわからないと証言し、まともに答えようとしない。このことに対し市長は説明責任を果たしていないことは、異論がなかろう。市長がこのような発言や証言をしていると、他の市長証言の信憑性にも疑問が出てくるのは必然である。



**(7) 市長は本当に、何を指して発言したか思い出せなくなったのか**

職員の証言から、10月2日の課長会議の後、本委員会の設置を受けて市長公室で行った、市長と現在の総務企画部長を交えての会議の際、10月2日の課長会議の趣旨と同じ発言を市長から聞いたとのことであった。このことから、市長は、何かしらの意図を持って課長会議で発言したと言っ  
てよからう。

また、市長は、事実かどうかも述べなかった。これは、事実と述べても、事実ではないと述べても、市長がうそつきとなるからである。

**① 仮に事実であると市長が述べていた場合**

市長が、開示請求の対応時に、部長会議の会議録に墨塗りをするよう指示したとすると、最初に作成した部長会議の会議録、いわゆる9頁会議録に対し市長は既に公文書性を認識していたということになる。そう  
なると、市長が公文書性を認識していなかったという自身の理論が壊れて  
しまうことになる。つまり、自身の発言によって、条例の解釈と運用  
を誤ったとする理論が壊れることになる。

また、職員の証言のとおり、会議録に墨塗りをするとその部分を見せ  
たくない  
と市民に思われることになる。

**② 仮に事実ではないと市長が述べた場合**

100名以上の管理職職員の前で、文字どおりうそを言ったことにな  
る。そのうそが自分を守るためと、本委員会の委員、職員及び市民にと  
られれば、なおさら他の市長の証言の信憑性に疑問が持たれる。

以上の2つの考察から、市長は事実を述べることを避ける「何を指して  
発言したのか今は、思い出せない」との証言となったと考える。このよう  
な事実かどうかを避けるような証言をしたとしても、市長は自身の証言の  
信憑性と自身への信頼を下げていることを認識しなければならない。

#### 4 9 頁会議録に対する認識に関する市長証言

##### (1) 市長の証言等

市長は、開示決定事務に当たって9 頁会議録が下書きという認識を持っていたと証言をしている。このことについて本委員会の調査により、市において9 頁会議録が下書きとなったのは、開示請求者に4 頁会議録を開示してからということが判明した。つまり、9 頁会議録を下書きとしたのは、開示請求者が9 頁会議録を持っていることを市の職員が把握したことにより考えられたつじつま合わせである。このことは本報告書の中で述べたとおりである。

このことと同時に、市長が9 頁会議録について述べている証言等がある。それが、庁内に9 頁会議録が配付されていることを職員から知らせてもらわなかったために、9 頁会議録を公文書として認識できなかったというものである。具体的には、以下のとおりである。

- ① 情報公開審査会の答申によれば、実際には、平成26年10月3日頃、総務課職員により作成された「9 頁会議録」が、同月6日の週には情報公開室を含めた約19箇所配布されていたとの事実が認定されておりますが、私は当時、職員からはそれらの事実を一切知らされておらず、逆に未完成であるという趣旨の回答であったことから、「9 頁会議録」が開示請求当時、既に組織共用文書として公文書性を有していたことを確認することができませんでした。(陳述書2ページより)
- ② 情報公開請求がなされた当時の私の認識と致しましては、「9 頁会議録」が既に組織共用文書として公文書性を有していた事実を知らないまま、庁議規則に基づいた要点筆記とすべきとの指摘を総務企画部職員に行うなどして、結果的に「4 頁会議録」の全部開示決定に至ったものであり、条例違反を認識しながら故意にそのような決定を行ったような事実はありません。(陳述書5ページより)
- ③ 平成27年11月24日の証人喚問より  
**委員** 全文記録に近い9ページの会議録を開示することは、黒塗りをしても庁議規則、情報公開条例を含め、何らかの法令・規則に違反する行為との判断を当時持っていましたか。  
**市長** 総務企画部等に20カ所近く配られていたという事実を知りませんでしたので、そういう認識はありませんでした。

(略)

**市長** 私がその当時において、総務企画部内、その他 19カ所へ配られていたという事実を知らなかったために、その 10 月 21 日時点であった文書が庁議規則とどのような関係にあらうとも、そのような事実を、配られたという事実を知っていれば、違う判断をしたでありましょうから、そういう意味では情報を知らなかったために誤った判断をしてしまったというところがあったと思います。

確かに、9 頁会議録の写しが庁内各所に配付されたことについて市長が開示事務をしている際に知らなかったということは事実である。一方、職員は、開示請求を受けて直ちに、9 頁会議録がとじられた「平成 26 年度庁議資料」という背表紙をつけたバインダーを、開示請求書と一緒に市長に提出している。これは、9 頁会議録を後で全部開示するため、市長決裁を受ける前提での行動である。このことから、市長が 9 頁会議録の庁内での配付を知らなかったことだけをもって市長が当時、9 頁会議録に対する公文書性の認識を全く持っていなかったと言えるか検証する。

## (2) なぜ職員は総務企画部の課長等に 9 頁会議録の写しを配付し、このことを市長に報告しなかったのか

総務課が部長会議の会議録を作成後、毎回写しを庁内各所に配付を行っていたのかについて、職員から以下の趣旨の証言があった。

基本的には、部長会議の会議録の写しの配付を行っておらず、むしろめったにないことである。

では、どのようなときに部長会議の会議録の写しを庁内に配付してきたのか。部長会議終了後、数日以内に総務企画部長が総務企画部内の各課長などを集めて部長会議についての報告を行うが、部長が課長を招集するいとまがないときなどに会議録の写しの配付を行うことがあり、この場合、総務企画部長からの報告のかわりとして、総務課の職員が、総務企画部内の各課長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長に直接、会議録及び資料の写しを配付してきた。そして、平成 26 年 10 月 1 日の部長会議については、上記の例に従って部長会議の報告についての部内会議にかえて、資料と会議録の写しの配付を行ったとのことである。

このことから、総務企画部の職員が会議録の写しを部内の各課長等に対する報告として行っている認識である限り、部長会議の出席者である市長に配付（会議の報告）の事実を伝える必要があるとの意識を持っていなかったことは自然なことである。

### (3) 部長会議の会議録はいつ公文書性を有するのか

上述のとおり総務課は、部長会議の会議録作成後、毎回その写しを庁内に配付しているのではない。配付は公文書の要件とされるものではない。ではどの時点で公文書性を有することになるのか。そのことについての市長の証言がある。

**委員** 聞くところによりますと、その研修会（昨年の管理者向けの情報公開研修会）では、総務課が保管した時点で組織共用文書として扱わなければならないという説明があったというふうに聞いていますが、その記憶はございますか。

**市長** おおむねそういう説明があったと記憶しております。

部長会議の会議録が公文書性を有するのは、総務課が部長会議の会議録を作成し、保管した時点においてであり、このことを市長は、遅くともこの研修を受けた後は認識していたということになる。

### (4) 市長の公文書性の認識をあらわす市長の証言

平成28年2月12日の証人喚問における「証人は、条例の解釈と運用の誤りによって条例違反を招いたと主張しておりますけれども、条例の解釈と運用の誤りについて、どのように解釈していたのか。運用をどう誤ったのか」との委員の尋問に対する証言の中に、市長の公文書性の認識をあらわす証言がある。

……条例第7条や1条、2条との組み合わせの解釈の結果として、情報開示請求があった場合には、開示請求日時点において存在したもののなかから開示対象文書を特定し、その上で開示・不開示等々を決めなければならないという解釈になっていたということにつきましては、おぼろげな認識はありましたけれども……

つまり、市長は、開示請求日時点で存在していたものは、開示対象文書となり得ることは、おぼろげながら認識していたということである。

### (5) まとめ・考察

この項の(1)で挙げたように、市長は、職員が部長会議の会議録の写しを庁内に配付したことを自分に知らせなかったことについて強調した証言をしている。庁議規則第7条の解釈に適合した部長会議の会議録の作成を職員に指示していた市長が、「10月21日時点であった文書が庁議規則とどのような関係にあらうとも、そのような事実を、配られたという事実を知っていれば、違う判断をしたであります」とも言っている。職員が部長

会議の会議録の写しを庁内に配付したことについて自分に知らせなかったことが、9頁会議録は公文書性を有していないという当時の自分の認識をアピールする唯一最大のものであったと推測する。

しかしながら、この項の(2)で述べたとおり、会議録の写しの配付は例外的な処置で、(3)で述べたとおりいわゆる組織共用文書になるのは、総務課で会議録を作成し、それを総務課に保存したときである。つまり、平成26年度庁議資料というバインダーにとじたときである。

市長はそのバインダーにとじられた9頁会議録を、開示請求を受けて間もなくして目を通しており、かつ、(4)で述べたとおり開示請求日時点で存在していたものは、開示対象文書となり得ることはおぼろげながら認識していたとのことから、9頁会議録について、明確な公文書性の認識を持っていないにしても、少なくとも開示請求対象になり得る完成された文書である認識はあったのではないかとの推測は成り立つ。

また、(3)で述べた研修会の実施は平成27年10月29日である。この時点で、開示請求において9頁会議録が公文書性を有するのは、総務課に保存したときであるとの市長の認識はあった。この平成27年10月29日という日付は、本委員会が設置されて間もなくであり、市長の証人喚問を実施した平成27年11月24日の前のことである。

つまり、市長は、9頁会議録が開示対象の文書として公文書性を有するのは開示請求日時点で存在していたものであり、それは総務課に保存したときであるということをおぼろげながらも認識していたにもかかわらず、9頁会議録の写しを庁内に配付している事実を職員から「一切知らされておらず」との表現を用いて、意図的にあたかも写しの配布が公文書の要件であるかのようにして、9頁会議録が開示対象になることを職員から知らされなかったため誤った判断をしてしまったとの主張をしたということになる。

このように9頁会議録の認識に関する市長の一連の証言を改めて検証すると、市長は本不祥事の責任を職員に転嫁し、自己保身に走っているように見える。本市の行政のトップである市長がこのような姿勢をとることについては甚だ遺憾である。

#### 第4 市長主導による改ざん及び市長の意図性の検証

市長は、平成27年10月7日に開催された臨時会において、「私の認識不足に起因する事実誤認により、開示請求日時点のものは、組織共用文書に至っていないものと認識してしまったことが大きいとはいえ、八千代市情報公開条例第2条や第7条の解釈や運用を誤り、このような事態を招いた」と発言した。

また、市長は、第1回の証人喚問の際に提出した陳述書において「私が指示して公文書を改ざんさせた事実及び認識もございません」と述べている。

つまり、市長は本件について、自身が主導的に行ったものではない、公文書改ざんという認識もない、自身の責任は、情報公開条例の解釈と運用を誤ったことだけにあるという主張である。しかしながら、審査会は、市長主導による改ざんと本件を断じている。

このことから、本委員会においても、10月1日部長会議の会議録及び資料についての開示事務が市長の主導で行われたと言えるか、つまり市長の主導性、市長が何かしらの意図を持って10月1日部長会議の会議録の変更がなされたか、つまり市長の意図性、本件を「改ざん」と断じていいか、この3点について検証する必要がある。

## 1 市長の主導性

### (1) 市長の主導性についての市長証言

市長は、第1回の証人喚問の際、市長主導による違反行為という認識を持っているかとの尋問に対し、はっきり「持っておりません」と証言している。また、第1回の証人喚問において提出した陳述書の中では「私が、字句の正しさや資料の不開示事項の有無などに気をとられて、要点記録の作り方に関して、途中及び最終段階で入念なチェックを怠ったことは事実……」「私は庁議規則7条にいう「会議の経過及び結果」がわかるような体裁で要点筆記するよう指摘したのみであり……」と述べている。

つまり、市長は、部下の職員に対し指摘したのみ、そして起こったことに対しては、チェックを怠った責任だけを感じているという主張である。

### (2) 職員の証言等からの検証

関係職員に対しては、平成27年12月18日の参考人としての意見聴取、平成28年7月21日の証人喚問を実施したが、本委員会は、職員の証言等から市長の主導性を検証した。

その中で、本委員会で市長の指示に関する質問を受けたどの職員も市長の指示を受け、会議録の短縮作業を行ったとの認識を示していることが確認された。

本報告書の第2で、10月1日部長会議の会議録の作成から平成27年11月27日までの本委員会での事実の認定を述べたが、10月1日の部長会議について、当初、総務企画部において9頁会議録の全部開示と考えていたものを、市長からの9頁会議録は長すぎるとの旨の発言等を受け、短縮作業を行ったとしている。つまり、会議録の短縮作業は市長から始まったと言ってよいだろう。

### (3) 開示延長の決定の経緯からの検証

総務課の担当職員は、市長の指示として上司から決定事項を残すように指示され、9頁会議録から短縮した、いわゆる6頁会議録にした。これを開示対象文書として平成26年10月29日に開示決定の起案をした。それは、すぐに部長までの決裁を経て同日10月29日には市長へ渡ったという職員の証言もある。それが、11月4日に市長の一声で開示延長に変

更された。本委員会に提出された「公文書開示請求に係る開示決定等期間延長通知について」という起案には、11月4日の市長決裁となっている。

#### (4) 会議録の短縮作業に対する市長の関与からの検証

市長は、総務課の担当の職員が平成26年11月7日の開示決定起案をしてから、11月21日になされたメールでの修正指示を初め、職員に対し直接、修正指示を行っている。これについては、本報告書、第3、2(1)(2)を参考願いたい。

市長は、字句の訂正、誤字・脱字以外の修正指示は行っていないとの証言であったが、本委員会は、誤字・脱字以外の修正指示を行っていたと認定した。

このことから、会議録の短縮作業に対し深く関与していると言ってもよいだろう。

#### (5) 開示決定起案からの検証

平成26年11月27日の最終的な開示決定の起案に対し市長の決裁がなされている。市長が4頁会議録を開示することを認めたことになる。

#### (6) まとめ

本委員会で参考人招致した職員、及び証言を求めた職員の誰もが、市長の指示として動いていること。会議録の変更は、市長が職員に対し9頁会議録は長過ぎると発言したことから始まっていること。開示決定として行われた起案が市長の一声で開示延長の起案になり、市長決裁がなされ、そして、最終的な開示決定起案にも市長決裁がなされていること。実際の会議録の修正指示が市長からあったこと。これらを総合して考察すると、本委員会は、10月1日部長会議の会議録の変更が、市長主導で行われたと結論づける。



## 2 市長の意図性の検証

### (1) 平成27年10月2日の課長会議での市長の発言からの検証

平成27年10月2日の課長会議での市長の発言については、本報告書の第3、3において検証した。

その中で、市長はなぜ証人喚問の際、課長会議の発言が事実であることを否定も肯定もしなかったか検証した。つまり、9頁会議録への墨塗りを指示していたことが事実であるということを確認すると、9頁会議録の部分開示となり、9頁会議録の公文書性を認めることになる。一方、9頁会議録への墨塗りを指示した事実はないと認めると、全管理職の前で、うそを言ったことになり、その他の自身の証言の信憑性に疑いが持たれることになるということになる。

ではなぜ、全管理職の前で、このような発言をしたのか。本委員会の設置後に、市長が職員に対し同様な発言をしていることから、市長は思いつき、断片的な記憶をもって課長会議で発言したわけではない。それは、開示請求後に開示対象文書である9頁会議録に手をつける行為が条例違反との指摘を審査会から受け、一部職員への責任転嫁への誘導を市長は図ったからだと考えられる。

つまり、本委員会は、市長が9頁会議録の変更の意思決定にかかわっていないことのアピールのため、自己保身として行った発言であったと考える。よって、市長の何を指して発言したのかわからないとの旨の証言は、虚偽であると結論づける。

### (2) 市長の9頁会議録の認識からの検証

市長は、当時、9頁会議録の公文書性の認識を持っていなかったと証言している。市長の証言によると、会議録の写しが総務企画部内の課長等、19カ所に配られていたことを職員から知らされていなかったからだということである。しかしながら、9頁会議録が組織共用文書となったのは、「平成26年度庁議資料」ととじられたときである。19カ所に配られたことが組織共用文書の根拠ではない。

確かに職員においても組織共用文書の詳しい定義を理解していなかったという証言があった。しかしながら、「平成26年度庁議資料」というバインダーを、開示請求を受けた直後に開示請求書とともに受け取ったら、組織共用文書という言葉や定義を知らなくても、一般的にバインダーにとじ

られた9頁会議録が開示対象文書となり得るだろうと推測できる。ましてや会議録が未完成と思うことはない。

また、他の部長会議の会議録についても、2度ほど何らかの事情で総務課に問い合わせをして見たと市長が証言していること、総務課から秘書課に部長会議の会議録データを市長閲覧用に送付していることから、市長が部長会議の会議録の形式、全文筆記に近い形式ということを理解していたと推測できる。

さらに、職員が、市長が市議時代開示を受けた部長会議の会議録は期限内に、かつ速やかに開示されていることから、10月1日の部長会議の会議録も開示せざるを得ないと市長に直接、話をしたという事実もある。

### (3) 10月1日部長会議の資料（市長指示事項）に対する墨塗りをした経緯からの検証

総務課長は当初、当時の情報公開室長（以下、「情報公開室長」という。）、財政課長及び行財政改革推進課長の意見を聞いた上で、「市長指示事項」については、墨塗りなし、全部開示の意向を持っており、この意向は市長に伝えていた。総務課長は、上司である総務企画部長、総務企画部次長に常に報告・相談しながら事務を進めていたことから、市長指示事項の全部開示の意向は、総務企画部の意向と言っても差し支えない。そこで、平成26年10月29日に起こした最初の開示決定の起案にも、11月7日の2回目の開示決定起案にも、墨塗りなしの市長指示事項を添付して市長に提出していた。

さらに、平成26年11月21日に、情報公開室長は、総務課長及び総務課の担当者とともに市長室に入り、市長と「市長指示事項」の開示について協議を行った中で、情報公開条例第7条第5号の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれる」の「不当に」の解釈について、「市民にとっての利益と不利益について比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、不利益が看過しえない程度のものである場合」と説明し、他市の予算案策定過程の公開に係る情報公開審査会の答申の事例を紹介した。結果、11月27日の市長決裁を経て、一部墨塗りをして部分開示として請求者に開示した。

市長も、陳述書の中で、「一連の過程において、特に、不開示事項のチェックの不十分さを私が指摘して開示決定の延長に至ったこと、最終的な不開示事項のチェック・協議・決定にあたって私が強く関与したことは事実ですので、不開示問題における私の役割が小さかったなどと言うつもりは

ございません」と述べている。このことから、「市長指示事項」への墨塗りは、市長の意向が強く働いていたことは言える。

墨塗りをした箇所を見ると、事業や施設の休止・廃止がほとんどで、市民サービスの低下が懸念されるものである。しかも、市長マニフェストにならないものである。これを翌年度の予算に反映させようとするものである。

さらに、平成27年3月定例会において、市長は「市長の指示事項というタイトルが書いてあるからといって、ほかの職員に全く危害が及ばないというふうに考える論理的な因果関係はありません。」と答弁しているが、市長の指示事項と掲げていることから、市民は、職員の進言で行っているのではなく、市長の意思で行っていると思うはずである。墨塗りの理由として市長が挙げた、ほかの職員に危害が及ぶとの理論は成り立たない。

そこで、なぜ市長が「市長指示事項」に墨塗りをしたのかということであるが、墨塗りの箇所の決定の経緯と、市長の平成27年3月定例会の答弁から考察すると、市長が市民サービスのカットを指示していることを見せたくないとの意識があったと推測せざるを得ない。

#### (4) 事業仕分けの実施の経緯からの検証

事業仕分けの実施に当たっては、9頁会議録を見ると、当時の子ども部長や当時の会計管理者から、懸念や反対の声があったと読み取れる。

市長と部長のやりとりは、9頁会議録では次のとおり記録されていた。

**子ども部長** 学童保育事業など、事業の存続についての是非を問うまでもない事業も仕分けの対象に入れるのはどうか。手法について考えるなら市長の命により内部で協議すればよいことである。

**会計管理者** 仕分け対象事業について、個別に見直しのポイントを示さなければ、市として回答できない部分にまで議論が及び、話が混乱してしまう。

**市長** 個別に見直しのポイントを示さなければ、仕分けるべき箇所がわからないような仕分け人なら、参加してもらった意味がない。議論を誘導することにもなる。また、見直しが進んでいて仕分けの必要がないような事業であれば、仕分け対象から外していい。

**子ども部長** 子ども相談センターは先進的な事業であるのに、縮小傾向にするのか。こうした事業を仕分け対象とすることは恥ずかしくないのか。

**市長** 見直しとは事業を充実させることも含めた見直しである。

**子ども部長** そういった見直し方はあまり見受けられない。

**会計管理者** 事業仕分けという削る・減らすという方法になるのではないかという見方が多い。推進するという方向性に仕分けることもあるという、新しい事業仕分けの方法を市長が提唱していかなければならない。

実際に、当時の子ども部長は、実施に当たっての起案に対し、合議欄に印を押さず、それをわかった上で市長が決裁をしている。つまり、事業仕分けの実施について、1人の部長から明確に反対の意見があることを認識していたはずである。1回目の証人喚問において、事業仕分けに賛同していた管理職職員について尋問された市長は、「人の立場というのは、総論賛成、各論反対という立場もありますので、全員が反対だったという認識を持っていない」と証言しており、事業仕分けに多くの反対者がいたことを暗に認めている。また、職員の証言からも、10月1日の部長会議で事業仕分けの実施に対し、職員の方が反対していた。明らかに事業仕分けの実施は強行されたと言って差し支えないだろう。

9頁会議録を開示することは、幹部職員が反対している事業仕分けを市長が強行しているということ、市民にさらすことになる。つまり、市長の市役所での組織管理能力が市民から疑われる。このように市長が考えていたと推定することができる。

## (5) 市長の証言等からの検証

### ① 9頁会議録は下書きとの認識に至ったとする証言等からの検証

市長証言の基本は、開示請求を受けた数日以内に、職員から、部長会議の会議録の決裁の有無の話や庁議規則第7条の解釈の説明について報告を受け、会議録は未完成で、9頁会議録は下書きとの認識に至ったので、庁議規則第7条に合致するように他の庁内会議と同様に、要点記録で会議録を完成するように指示したとしているものである。このことについては、さきに本報告書で述べているとおり、本件に関与した職員で、部長会議の会議録の決裁の有無や庁議規則第7条の解釈の説明をした者は存在しておらず、かつ9頁会議録を下書きとしたことは、4頁会議録を開示した際、開示請求者から9頁会議録を持っていると告げられたことから考えられたつじつま合わせである。

また、市長が提出した陳述書の中、あるいは証言の中でも、「開示請求時点で未完成の文書に対する開示請求には「不存在」で決定通知を出さなければいけなかったはずですが、それを行うと請求者に請求の2度手間を強いることになる思いから、庁議規則に合致したものへの完成を促してしまいました」と述べているが、この市長の思い（発言）を、開示決定をした平成26年11月27日までに聞いた職員を確認できなかった。

そればかりか、事務を所掌していた総務課では、請求者から再三の早期の開示を求められており、早期の開示に迫られていたことから、市長から指示されたものは総務課の担当者によりその都度、直ちに修正され市長のもとに届けられていたことも、職員への証人喚問等で確認することができた。つまり、開示決定の決断は市長に委ねられており、完成を促してしまいましたという直接的な関与をしていないかのような市長の主張は、市長の自己保身と見られても仕方がない。なお、この発言を翌年度に聞いたとする職員がいたことから、市長の主張は、本件不祥事が発覚して後に考えたものとの疑念を拭えない。

## ② 「改ざん」の指示否定の証言等からの検証

秋葉市長から提出された陳述書によると、本委員会が「秋葉市長の公文書改ざんに関する」と冠されたことに異議を唱えて、刑法第156条の「公文書偽造等」の「変造罪」に関する刑法注釈を引用し、「作成権限を有する公務員が、権限を乱用し、既存の公文書に不当に変更を加えて虚偽の内容とすることをいう」との解釈を前提とした上で、市長は改ざんの指示を否定した。そして、みずからの正当性を強調する理由として、

- ・私は「9頁会議録」を未完成の下書きであって、組織共用文書として公文書性を有するに至った文書であるとは認識しておりませんでした。
- ・私は庁議規則第7条にいう“会議の経過及び結果”がわかような体裁で要点筆記するよう指摘したのみであり、“不当に改める”とか“自分の都合のいいように改め変える”とか“不当に変更を加えて虚偽の内容とする”よう指示した事実は一切ありません。
- ・結果的に作成された“4頁会議録”は、“9頁会議録”に比べればもちろん分量も大幅に減少していますが、平成26年10月1日開催の定例部長会議の会議経過の要点及び結果を記録したものであり、一部誤記等も正しく訂正されており、虚偽の内容に不当に改変されたものではありません。

以上の言い分を列記した上で市長は、「改ざんというご指摘は当たらないものと考えます」と結んでいる。

また、市長は、同時に、証人喚問の中で、庁議規則第7条に基づいて“会議の経過及び結果”がわかるような体裁で要点筆記するよう指示したのみとの言い分を展開している。

そこで本項において、市長の改ざんに関する言い分及び庁議規則第7条に基づく要点筆記を作成するよう指示したとの証言から、市長の意図

性の検証を行った。

そもそも庁議規則第7条の解釈とは、単に短くするという意味ではなく、「会議の内容がわかるように要領よくまとめる」という趣旨であり、審査会においても審査委員から同じような見解が示されている。実際問題として、9頁会議録と4頁会議録を比較して、どちらが庁議規則第7条の趣旨に適った会議録と言えるか明白である。

庁議規則第7条の趣旨に基づく「会議の経過及び結果」という観点から見ると4頁会議録は、会議で最も重要な質問と意見部分に関するやり取りの「経過」が、ほぼ全面的にカットされ、条例の趣旨に沿った「会議の内容が分かる」会議要旨とは言えない。会議録としては9頁会議録のほうが会議の経過及び結果が容易に判明するものであり、庁議規則第7条の趣旨に基づくものと言える。この1点だけを取り上げても、市長が庁議規則第7条「会議の経過及び結果」を「要点筆記」と都合がいいように解釈し、「庁議規則7条にいう会議の経過及び結果がわかるような体裁を要点筆記するよう指摘したのみ」と主張することは、部長会議の会議録を何とか短くしたいという市長の思惑から発せられたと思われても仕方がない。

次に「不当に改める」とか“自分に都合のいいように改め変える”とか“不当に変更を加えて虚偽の内容とする”よう指示した事実は一切ありません」とした証言及び記述について検証する。

市長の証言及び記述内容によると、4頁会議録は、「下書き」と称する9頁会議録の内容を要点筆記して作成したものであるから、内容に変更を加えるとか、変造するとか、都合のいいように書き改めたものではない。したがって、「改ざん」に値しないというものである。

しかしながら、以上のような市長証言には、本件が情報公開に関する開示対象事案であるという認識が欠如している。これら公文書の改ざんに関する市長の主張は、その意味において条例を無視した解釈と言える。

公文書は「てにをは」も含めて、情報開示請求後は一切の現状変更は許されない。それが本市の情報公開条例の趣旨である。したがって、開示請求対象の9頁会議録＝公文書に対する市長の書き直しの指示は、公文書を現状変更させた指示という点で条例違反に該当する。現に、審査会の答申書は、9頁会議録の書き直しに対して条例違反だと断定した上

で4頁会議録の開示決定を無効とする厳しい判断を下している。

「改ざん」に関する市長の主張は、以上のように公文書の変更が条例に違反する行為であるということには一切触れていない。職員から開示請求対象として提出された9頁会議録を未完成であるかのような評価をした上で、庁議規則第7条を理由にすれば変更が是認されるかのような市長の主張は、情報公開条例を無視したものと断じざるを得ない。

#### (6) 最終的な考察

市長が職員に対し、9頁会議録は長過ぎないか、部長会議の会議録は他の庁内会議と同様に要点記録ではないのかとの趣旨の発言をしたことによって、部長会議の会議録は要点記録になり、事業仕分けの実施に対し複数の部局長から反対の声があったことが隠されたことになる。

また、前述(2)の検証から、市長が、9頁会議録が開示対象文書であるとの認識があったとすれば、開示請求を受けた当初から上記の結果になることを考えていたことは、容易に推測できる。つまり、市長が職員に対し会議録を要点記録にしていくよう指示を出したことは、事業仕分けが部長たちの支持なしに強引に行われたことを隠すためのものとの強い疑念を持たざるを得ないとの結果となった。

### 3 改ざんについての考察

審査会の答申においては、改ざんとは、「一般的な用語として、文章等を都合よく書き改めた状態を改ざんと呼ぶことには異論がなかろう」としている。続けて、同答申は、「9 頁会議録を入手して、大幅な削除状況を直接目にした異議申立人が「情報開示に当たって（中略）都合の悪い庁内の異論を隠し、会議録を編集・改ざんしたと思われる」と主張する状況については、本審査会も理解するところである。従って、本審査会はこれまでの審査結果から4 頁会議録は改ざんされた会議録であると評価する」としている。

本委員会の調査において事業仕分けの実施が部長会議の了承を得ずに強硬に行われた実態が浮き彫りになった。市長のマニフェストにもあり、市長肝いりの取り組みである事業仕分けが、市の最高意思決定会議の部長会議の合意を得たものではないとのが市民に広まることは、市長が自身の施策を進めるに当たって都合の悪いことになる。4 頁会議録は、9 頁会議録において掲載されていた部局長による反対意見や実施への懸念についての意見が削除されてなくなっており、事業仕分けの実施がいかにも部長会議の支持を得ていたととられかねないものである。

よって、本委員会でも、平成26年10月1日の部長会議の会議録を当初の9 ページから4 ページに改めたことは、「改ざん」と結論づける。



## 第5 市長の証言が虚偽の陳述に当たるかの検証

市長への証人尋問では、次のような尋問が集中してなされた。

- ① 新聞等で報道された「9頁会議録は未完成との報告を職員から受けた」ことは事実か。
- ② 新聞等で報道された「他の庁内の会議と同様のつくり方で完成させるように職員に指示した」ことは、事実か。
- ③ 未完成と報告した職員は誰か。
- ④ 完成させるように指示した相手の職員は誰か。
- ⑤ 職員とやりとりした「一連の会話」の中身とは何か。
- ⑥ 「一連の会話」をした相手の職員は誰か、どこで「会話」をしたのか。
- ⑦ 9頁会議録が、4頁会議録に短縮されたのは、市長の指示か。
- ⑧ 庁議規則第7条に「会議の経過及び結果を記載し」と規定されていることから、部長会議の会議録は要点筆記とするべきとの解釈は、市長の後づけではないのか。

これらの尋問に対する市長の証言について一部、本報告書第3、第4においても検証をしたが、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述」に当たる疑いのあるものとして、次の項目の検証を行った。

- ① 私が指示して公文書を改ざんした事実及び認識はないとの旨の証言
- ② 9頁会議録を下書き、未完成と認識したとする証言
- ③ 9頁会議録が4頁会議録に変わった経緯に関する証言
- ④ 公文書改ざんの事実及び認識に関する証言
- ⑤ 条例違反との指摘に関する証言
- ⑥ 平成27年10月2日の課長会議での市長の発言の真意に関する証言

本委員会は、上記の項目について調査・検証をする中で、市長の証言の信憑性、虚偽性を強く疑うとの認識を持つことになったが、その中で4つの証言について虚偽の陳述と断じた。

1つ目は、「開示請求を受けた後、数日以内に、職員に部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を職員から受けたことから、開示請求を受けた直後は、10月1日の部長会議の会議録は未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨の証言。

2つ目は、「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」との証言。

3つ目は、平成27年10月2日の課長会議において「いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張もしておりました」と発言した真意や事実確認についての尋問に対する「自分の発言がいつの何の部分の指しているかがちょっと思い出せません」旨の証言。

4つ目は、当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除箇所を示したという事実について「ありません」「違う、違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」とした証言である。

以下、本委員会が、4つの証言を虚偽の陳述とした根拠を述べる。

- 1 「開示請求を受けた後、数日以内に、職員に部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を職員から受けたことから、開示請求を受けた直後は、10月1日の部長会議の会議録は未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨の証言についての検証

本報告書、第3で述べたとおり、関係職員への証人尋問により、市長から部長会議の会議録の有無の確認を問われた事実や、市長に対し庁議規則第7条の解釈の説明をした職員は存在しないことがわかった。さらに、

- ① 開示請求を受けた直後に本件について話をした職員は証人喚問をした者に限られているにもかかわらず、市長からは会話をしたとする職員の名前が挙げられなかったこと
- ② 「9頁会議録を下書きとしたのは、開示請求者に、4頁会議録を開示した際、開示請求者が9頁会議録を持っていることをほのめかしたことにより職員が考えたつじつま合わせであり、職員は当初から9頁会議録は下書きという認識ではなかった」旨の職員の証言が、開示請求者が平成27年3月9日付で審査会に提出した「秋葉就一市長の理由説明書(総第636号、平成27年2月16日付)に対する意見書」の中の陳述により裏づけられたこと
- ③ 審査会における審議において聴取を受けた職員から、庁議規則第7条の話が全く出てきていないことから、職員が庁議規則第7条を特段、意識せず、部長会議の会議録の作成の事務を行っていたと言えること

以上のことから、本委員会は、市長の「開示請求を受けた後、数日以内に、職員から、部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を受け、10月1日の部長会議の会議録は、開示請求を受けた直後は、未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨の証言を、虚偽の陳述をしたものと断じた。

## 2 「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」との証言についての検証

本報告書の第2、第3で述べたとおり、市長は平成26年11月21日に秘書課の職員を介して総務課のアドレスに、会議録の修正指示メールを送付した。この修正指示のメールは、市長も自身の指示であることを認めている。

しかしながら、当該修正指示メールについて市長は、字句の訂正の範囲内と証言している。

そこで、本委員会は、修正前と修正後の比較を行ったところ、当該修正の指示により全体で9項目の修正が施されていることがわかった。そのほか、修正前と修正後の比較については、本報告書第3、2(2)で述べたとおり、当該修正の指示が明らかに、市長が証言している「日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等の範囲内」とは認められないとの判断をした。

よって、本委員会は、市長の「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」との証言を、虚偽の陳述をしたものと断じた。

### 3 平成27年10月2日の課長会議の発言についての真意及び事実確認に対する証言の検証

市長は、平成27年10月2日の課長会議において「いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張もしておりました」と発言した。本委員会は、証人喚問において、この発言の真意や事実確認について尋問を繰り返し行ったが、これに対する市長の証言が、「自分の発言がいつの何の部分を目指しているかがちょっと思い出せません」旨の繰り返しであった。

本委員会の調査により、開示請求の対応時に市長から「いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張」を聞いた職員は存在しないことが判明している。市長が課長会議で当該発言をした意図の検証は、本報告書第4、2(1)で述べたとおりであるが、「自分の発言がいつの何の部分を目指しているかがちょっと思い出せません」旨の証言は、明確に100名以上の幹部職員の前でうそを言ってしまいましたと言えないことから出たうその証言である。

よって、本委員会は、平成27年10月2日の課長会議での発言の真意及び事実確認についての尋問に対する市長の「自分の発言がいつの何の部分を目指しているかがちょっと思い出せません」旨の証言を、虚偽の陳述をしたものと断じた。

4 当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除個所を示したという事実について「ありません」「違う、違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」とした証言の検証

市長は、平成27年11月24日の証人尋問の際、当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除個所を示したという事実について「ありません」「違う、違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」と証言した。

本委員会は、報告書の第1に記述したとおり、調査を通して平成26年10月1日の部長会議の会議録を、情報開示請求を受けた後に9ページから4ページに変更したことについて改ざんと結論づけた。これは、4ページに短縮された同会議の会議録は、同会議で議題となっていた事業仕分けの実施に対し部局長の反対があったことがわからなくなっており、事業仕分けを重要施策としていた市長にとって都合の良いものとなっているからである。

上記のように同会議録の9ページから4ページへの短縮については、改ざんと判断されているところ、同会議の会議録の短縮作業については、本委員会の調査により、関係職員が市長の指示として行ったこと、及び、市長が職員に対し行った、9ページであった同会議の会議録は長過ぎないかとの発言がきっかけであることが判明し、さらに、職員の証言により市長が会議録について、1行、2行を消したり、削除範囲を囲ってバツ印を記したりして具体的に削除個所を指示したり、メールによる指示により修正や削除個所を具体的に指示していることなどが判明したことから、市長が同会議の会議録を9ページから4ページに短縮する際に具体的に削除個所を指示し、市長が主導的役割を果たしたことは明らかである。

よって、本委員会は、当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除個所を示したという事実について「ありません」「違う、違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」とした証言は、虚偽の陳述と断じた。

## 5 市長の証言を虚偽の陳述とした判断について

本報告書第3でも述べたとおり、市長の証言が虚偽の陳述に当たるかどうかの検証するに当たって多くの委員から、本委員会に提出された記録、関係職員の証言等から考えると、市長の証言の信憑性に疑問を持ったとする意見が出された。その理由として考えられるのは、

- ① 市長の証言は、欺瞞に満ちていて、信用することができない。
- ② 「公文書の改ざんを指示した事実も記憶にない」「具体的な削除箇所は指示していない」旨の証言をしながら、その証言とは裏腹に、開示請求を受けた直後、総務企画部の職員が9頁会議録を全部開示すべしと考えていたにもかかわらず、市長の意向で一方的に9頁会議録の書き直しを指示したばかりか、会議録の写しに鉛筆書きして行った文章の削除指示や、電子メールにより具体的な修正の指示を行っていた。
- ③ 9頁会議録の改ざんについて、審査会から「市長主導の組織ぐるみと認められる違反行為」と指摘されたにもかかわらず、みずから引き起こしたこのような違反行為の事実を隠ぺいするために、本委員会での証人尋問に対し、事実と違うつくり話を用いて偽りの証言を行った。

具体的には、9頁会議録を4頁会議録に改ざんしたことを正当化するため、未完成や庁議規則などという都合のいい理屈を後づけで考案し、それをいかにも事実であるかのような証言を繰り返した。

等々である。

このような認識を、委員長を初め大多数の委員が持つに至ったことから、本委員会は、市長の本委員会での証言について地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発するとの結論になった。

## 第6 本件不祥事の再発防止に関する提言

### 1 庁議の記録について

本委員会は市から、情報公開審査会の答申を受けてから庁議（部長会議、次長会議、課長会議）の記録について、以下の再発防止策を講じたとの説明を受けた。

市が講じた庁議の記録に関する再発防止策

- ・ 平成27年4月以降の庁議から、記録の作成に当たって起案・決裁を行うこと。
- ・ 平成28年6月以降の庁議から、決裁後は1階の情報公開班への配架を行うこと。
- ・ 平成28年10月以降の庁議から、会議の記録及び結果において、発言者を明記した上で、できるだけ全文筆記に近い形で作成すること。
- ・ 平成28年10月以降の庁議から、会議を録音した音声データを会議の記録の作成が完了した日の属する年度の終了した日の翌日から起算して1年間保存すること。

本委員会は、市が実施した庁議の記録に関する再発防止策について以下の提言を行う。

#### (1) 庁議の記録の決裁区分について

市は、平成27年4月以降の庁議から、起案し市長までの決裁とすることとしたが、本委員会における総務企画部の職員への質疑によって、市長が字句等の誤りがないか、また難しい言葉や注釈が必要な箇所がないか等詳細まで確認しており、そのため決裁に時間を要している実態が明らかになった。このことに関しては、委員からは、平成28年6月から10月までの庁議の記録の作成までに要した日数が平均78日というデータが本委員会の会議の中で示されている。

本来、市長がすべき業務か疑念がある、庁議の記録の字句の訂正を市長が行っていることにより、事務が遅滞していることは非常に由々しき事態である。

さらに、市長決裁にすることは、市長の意向で記録が任意に修正される余地を残すこととなり、本不祥事について市長が政治的に不利になること



から改ざんをしたと考えている市民の疑念を払拭できなくなる。

以上のことにより、本委員会は、庁議の記録の決裁は庁議メンバーの総務企画部長までとすべきと考える。

なお、前述したとおり、現在の会議から記録の完成までの日数が、2カ月以上要している現在の実態に鑑み、市は会議から1カ月程度で記録が公開できるよう努めるべきである。

## (2) 録音データの保存期間

市が録音データの保存期間を会議の記録の作成が完了した日の属する年度の終了した日の翌日から起算して1年間としたが、録音データは、情報公開条例の規定では公文書であること、及び庁議の記録の担保となるものであることから、会議の記録と同様の保存年限とすべきである。

## (3) 庁議の記録の市ホームページへの掲載

庁議で確認・決定される事案は、市民生活にとって密接な関わりがある事項も多く含まれることから、1階の情報公開班への配架だけではなく、市ホームページへ掲載するなど、より多くの市民が常時閲覧できるようにすべきである。

なお、公開に際しては個人情報の取り扱い等の問題が生じる可能性があるが、その場合、情報公開条例第7条の各号の規定に従い適切に行うべきである。

## 2 文書管理体制について

今回の「公文書改ざん事案」では、情報公開審査会が答申書で、公文書の管理について何点か情報公開条例、文書管理規則の規定違反を指摘している。

1点目は、情報公開条例第31条に規定されている「公文書の管理」及び文書管理規則第30条に規定されている「保管期間」違反であり、2点目は、同規則第34条第4号に規定されている「保存期間の延長」違反である。

本市の文書管理規則は、平成12年9月の情報公開条例の施行に伴い、従来の文書管理規程を廃止し新規に制定されたもので、情報公開条例とは密接な関連がある。情報公開条例第31条で、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする」と規定されており、同条第2項の規定に基づき制定されたのが文書管理規則である。

本委員会は、以上の文書管理規則の制定の背景を踏まえ、文書管理体制について以下のとおり提言する。

### (1) 文書管理条例の制定の検討を含めた文書管理規則の見直し

文書管理規則の規定については、情報公開条例の「公文書」の定義と文書管理規則の「文書」の定義が異なっていること、電磁的記録の管理規定が明確でないこと、また、電子メール等の取り扱いで、「受信した内容は、速やかに出力し、紙に記録しなければならない」とされている同規則第13条（通信回線の利用による受信）第1項の規定など、事務の実態に即していない条文があることから、同規則の見直しを早急に行うべきである。

さらに、都道府県において5県、政令市において4市、あるいは熊本県宇土市において既に制定されている文書管理条例について検討に入ることをあわせて提言する。

### (2) 文書管理システムの導入

本市では、第3次情報化推進計画において「総合文書管理システムの整備」が位置づけられており、現在、平成30年度における取り組み結果のまとめ、そして平成31年度早々の導入に向けて、調査・研究・検討を行っているとのことだが、今後は早期にシステムが導入できるように努められたい。

### 3 職員への情報公開制度及び文書管理制度の周知について

審査会は意見書の中で、実施機関、つまり市で行った今回の開示決定は、市長主導の組織ぐるみの違反行為と指摘している。

このことに関しては、本委員会の調査によって、当時の総務企画部の職員は、開示請求があった際に9頁会議録を速やかに開示する意向を持っていたが、市長から既に完成していた9頁会議録を短縮するという指示があり、開示請求者からの再々の早期の開示の要求と市長からの開示決定の決裁がおりない状況の中で、最終決裁者である市長の意向に従えば早期の開示が実現できるとの思いもあり、市長の指示に従って短縮作業を行ったものと判明した。また、市は開示後においては、開示請求者から9頁会議録を持っていると告げられたことから、9頁会議録は下書きというつじつま合わせの偽りを言うこととなり、9頁会議録は下書きということについては、異議申し立てに対する理由説明書の中に記載され、これをもって議会の答弁がなされたことが判明した。

本件については、大きな要因は市長の指示によるものであるが、職員のコンプライアンス意識が不十分であったことも一因である。

よって、再発防止策の一つとして、職員のコンプライアンス意識の向上のために情報公開制度及び文書管理制度についての研修等の徹底は必須であると考ええる。

また同時に、職員のサービスの根本基準として地方公務員法第30条に、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」と規定され、かつ、第32条に「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い」、つまり職員の条例等の遵守が規定されていることから、地方公務員法の職員研修も充実させるべきと考ええる。

#### 4 組織について

本市は平成28年4月の組織改正で、従来の情報管理課情報公開室を法務課情報公開班とし、その理由を、情報公開室の所掌事務が法務室の所掌事務と密接な関係があり、決裁責任の明確化、事務処理の迅速化及び事務処理体制の強化を図るためとしている。

このことにより、情報公開室長の職がなくなり、情報公開制度に関する専属の管理職が配置されなくなった。確かに、開示請求の対応に当たって情報公開条例の適切な解釈の必要があることなど、法務事務との関連性を有しているが、今後、情報公開制度や文書管理制度について職員への周知を徹底するための研修を毎年度、実施し、制度の改善を推進することになると、情報公開に関する専属の管理職を配置し、当該管理職が中心となって情報公開の推進を行っていくことが必要と考える。

## 第7 調査特別委員会の設置について

### 1 委員会の概要

#### (1) 設置の経緯

平成27年9月29日に、八千代市情報公開審査会は、「実施機関（市）が平成26年11月27日付で開示した4頁会議録は、条例違反の会議録であるため、これを開示対象とした開示決定を無効と判断する」、「平成26年11月27日付で部分開示とされた「市長指示事項（案）」は、公園緑地課にかかる不開示部分を除き開示することが妥当である」との答申を市長に提出した。また同時に、同審査会は意見書の中で、「実施機関が行った今回の開示決定は、情報公開条例に違反して会議録を改ざんし、その会議録を正当な会議録であるかのように偽って開示した組織ぐるみの違反行為である」と断じ、この答申に先立ち行われた平成27年3月定例会において、9頁会議録を下書きとした執行部の答弁を「虚偽答弁」とした。

そこで本市議会は、翌月の10月7日に平成27年第3回臨時会の開会に先立ち会派代表者会議を開き、本件について協議した結果、会派代表者が提出者となって、本件を調査するため地方自治法第100条の権限を付与された本委員会の設置をすることを内容とする発議案を提出することとなった。

#### (2) 委員会の概要

平成27年10月7日の臨時会において、「発議案第26号 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について」が上程され、全会一致で可決された。設置議案の内容は以下のとおり。

#### 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査

##### 1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 平成26年10月1日部長会議の会議録及び会議資料に行われた改ざん行為及び不適切な不開示決定に関する経緯、原因及び再発防止策

② 平成27年3月3日に情報公開の問題についての一般質問に対して行われた虚偽答弁に関する経緯、原因及び再発防止策

2. 特別委員会の設置

本調査は、委員会条例第6条の規定により、議員10人で構成する秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了までとする。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

(3) 委員定数及び構成

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員 定数10人

委員長	緑川利行
副委員長	大塚裕介
委員	小澤宏司
委員	木下映実
委員	菅野文男
委員	西村幸吉
委員	橋本 淳
委員	林 隆文
委員	堀口明子
委員	山口 勇

## 第8 調査経費

### 1 調査経費（予算）

年 度	金額（議決額）
平成27年度	1,000,000円以内
平成28年度	2,000,000円以内

### 2 調査に要した額

経費内容	平成27年度	平成28年度
委員会記録反訳委託料	151,470円	166,572円
職員の時間外勤務手当	369,102円	251,927円
弁護士の法的助言等委託料	75,600円	759,600円
合 計	596,172円	1,178,099円

※ 平成28年度の額については、平成28年12月28日時点で確定したものととなる。

## 第9 委員会等の開催状況

日時	会議名	議事内容
平成27年10月7日 本会議休憩中	委員会 【第1回】	正副委員長互選
平成27年10月19日 午前10時開議	委員会 【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会運営要領について</li> <li>・記録の提出について</li> </ul>
平成27年10月27日 午後4時開議	委員会 【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年10月19日付で請求し提出された記録の取り扱いについて</li> <li>・次回の会議について（秋葉就一氏を証人喚問することの決定）</li> </ul>
平成27年11月12日 午後2時開議	委員会 【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された記録のうち「⑩平成26年10月1日の定例部長会議から開示決定までの流れ」の訂正について</li> <li>・記録の提出について</li> <li>・秋葉就一氏に対する証人尋問について</li> </ul>
平成27年11月24日 午前10時開議	委員会 【第5回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉就一氏に対する証人尋問に当たっての補助者保佐人の同席について</li> <li>・秋葉就一氏から提出された陳述書の取り扱いについて</li> <li>・秋葉就一氏に対する証人尋問の実施</li> </ul>
平成27年12月2日 午後1時30分開議	委員会 【第6回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の提出について</li> <li>・今後の協議について</li> <li>・関係職員5名を参考人招致することについて（秘密会で実施することの決定）</li> </ul>
平成27年12月18日 午前10時開議	委員会 【第7回・秘密会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月2日付で請求し提出された記録の取り扱いについて</li> <li>・記録の提出について</li> <li>・関係職員5名に対する意見聴取の実施</li> </ul>
平成27年12月22日 午前10時開議	委員会 【第8回】	平成27年12月18日に秘密会で実施した委員会の議事概要の作成について
平成28年1月20日 午前10時開議	委員会 【第9回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月18日付で請求し提出された記録の取り扱いについて</li> <li>・今後の調査方法について</li> <li>・秋葉就一氏に対する証人尋問について</li> <li>・弁護士に法的助言を求めるための予算措置の要請について</li> <li>・平成27年12月22日の秘密事項の解除</li> </ul>



日時	会議名	議事内容
平成 28 年 2 月 12 日 午後 2 時開議	委員会 【第 10 回】	・平成 28 年 1 月 20 日付で請求した記録の取り扱 いについて ・秋葉就一氏に対する証人尋問に当たっての補 助者保佐人の同席について ・秋葉就一氏に対する証人尋問の実施
平成 28 年 3 月 16 日 午後 1 時 30 分開議	委員会 【第 11 回】	・中間報告について ・平成 28 年度の調査経費について
平成 28 年 5 月 20 日	委員会協議会	委員会の調査方針について
平成 28 年 6 月 8 日	委員会協議会	・今後の調査方法について（関係職員に対する 証人尋問の実施の決定） ・パソコンデータの復元調査について
平成 28 年 6 月 28 日 午前 10 時開議	委員会 【第 12 回】	・関係職員に対する証人喚問について（秘密会 での実施の決定・個別に 8 名証人尋問を行うこ との決定） ・パソコンデータの復元調査について
平成 28 年 6 月 29 日 本会議散会后開議	委員会 【第 13 回】	関係職員 8 名に対する証人尋問を秘密会で実施 するに当たっての委員外議員の傍聴について
平成 28 年 7 月 21 日 午前 10 時開議	委員会【第 14 回・秘密会】	関係職員 8 名に対する証人尋問の実施
平成 28 年 7 月 29 日 午前 9 時開議	委員会 【第 15 回・ 秘密会】	・記録の提出について ・平成 28 年 7 月 21 日に秘密会で実施した委員 会の議事概要の作成について
平成 28 年 8 月 8 日	委員会協議会	今後の調査方針について
平成 28 年 8 月 31 日	委員会協議会	平成 26 年 10 月 1 日の部長会議の会議録の作成 から、開示決定した平成 26 年 11 月 27 日まで の事実の認定について
平成 28 年 9 月 7 日	委員会協議会	本件が「市長主導による改ざん」「市長が意図を 持って行った会議録の変更」かについての検討
平成 28 年 9 月 12 日	委員会協議会	秋葉就一氏の証言が虚偽の陳述に当たるかの検 討
平成 28 年 9 月 20 日	委員会協議会	中間報告書及び虚偽の陳述の告発について
平成 28 年 9 月 23 日 午後 1 時開議	委員会 【第 16 回】	中間報告書及び虚偽の陳述の告発について

日時	会議名	議事内容
平成 28 年 9 月 26 日 午前 10 時開議	委員会 【第 17 回】	中間報告書及び虚偽の陳述の告発について
平成 28 年 9 月 28 日 本会議休憩中開議	委員会 【第 18 回】	中間報告書及び虚偽の陳述の告発について
平成 28 年 11 月 18 日 午前 10 時開議	委員会 【第 19 回】	再発防止策について
平成 28 年 11 月 29 日 午前 10 時開議	委員会 【第 20 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策について</li> <li>・市長からの提出記録に関する申し入れの取り扱いについて</li> </ul>
平成 28 年 11 月 30 日	委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止のための提言について</li> <li>・今後の委員会の調査の方向性について</li> </ul>
平成 28 年 12 月 9 日	委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告発について</li> <li>・今後の委員会の調査の方向性について</li> </ul>
平成 28 年 12 月 20 日	委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告書案のについて</li> </ul>
平成 28 年 12 月 20 日 午後 2 時開議	委員会 【第 21 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件不祥事についての再発防止策の協議</li> </ul>
平成 29 年 1 月 18 日	委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告書案について</li> </ul>
平成 29 年 1 月 20 日 午前 10 時開議	委員会 【第 22 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告案について</li> </ul>

## 第10 本委員会に提出された記録

### 1 八千代市長に提出を求めた記録

	請求日	請求記録	提出日
1	平成 27 年 10 月 19 日	平成 26 年度諮問第 1 号事案についての八千代市情報公開審査会の答申	平成 27 年 10 月 27 日
2	〃	平成 26 年度諮問第 1 号事案についての八千代市情報公開審査会の意見書	〃
3	〃	平成 26 年度諮問第 1 号事案についての八千代市情報公開審査会の会議録のうち、職員に対する意見聴取部分及び申立人に対する意見聴取部分	〃
4	〃	平成 26 年 10 月 1 日開催の定例部長会議の「4 ページ会議録」	〃
5	〃	平成 26 年 10 月 1 日開催の定例部長会議の「9 ページ会議録」(審査会が開示請求対象公文書と認定したもの)	〃
6	〃	平成 26 年 10 月 1 日開催の定例部長会議の「9 ページ会議録」(市長が 10 月 7 日開催の臨時会で言及した「当該文書と思われるもの」)	〃
7	〃	平成 26 年 10 月 1 日開催の部長会議の録音音声データ	不存在
8	〃	開示決定期間延長に関する起案文書	平成 27 年 10 月 27 日
9	〃	開示決定に関する起案文書	〃
10	〃	過去に開示請求が行われた部長会議の会議録	〃
11	〃	過去に開示請求が行われた部長会議の会議録に係る開示決定起案	〃
12	〃	平成 26 年 10 月、11 月及び 12 月中の市長の日程表	〃
13	〃	平成 27 年 10 月 2 日開催の課長会議の会議録	〃
14	〃	平成 27 年 10 月 2 日開催の課長会議の録音音声データ	〃
15	〃	平成 27 年 10 月 13 日に開かれた定例記者会見の記録	不存在
16	〃	平成 27 年 10 月 13 日に開かれた定例記者会見の録音音声データ	平成 27 年 10 月 27 日

	請求日	請求記録	提出日
17	平成 27 年 10 月 19 日	平成 26 年 10 月 1 日の定例部長会議から開示決定までの流れについて	平成 27 年 10 月 27 日
18	〃	上記①から⑰以外で八千代市情報公開審査会に提出された資料	〃
19	平成 27 年 11 月 12 日	平成 26 年 10 月 1 日部長会議の 9 ページ会議録を異議申立人に手渡す際の話し合いの議事録	不存在
20	〃	平成 27 年 5 月 26 日付八千代市情報公開審査会長宛てに回答した「総第 124 号」の起案文書	平成 27 年 11 月 19 日
21	〃	平成 26 年度当初予算編成に係る部長会議の会議録	〃
22	平成 27 年 12 月 2 日	10 月 21 日から 29 日の間に職員から市長に 2 度に渡って提出された関係資料一式	平成 27 年 12 月 9 日
23	〃	職員が当初 9 ページ会議録の開示と市長指示事項の全部開示として起案した文書	不存在
24	〃	平成 26 年 10 月 1 日以前直近に開かれた行財政改革推進本部の議事録	平成 27 年 12 月 9 日
25	〃	平成 26 年 10 月 1 日以前直近に開かれた公共施設再配置等推進委員会の議事録	〃
26	〃	9 ページ会議録から 4 ページ会議録に変更する過程における秋葉市長の指示メモ及びグループウェアパソコンに送付されたメール文書	〃
27	〃	市長の公用携帯から職員の携帯電話等へ送付された本件に係るメール及びショートメールの文書	〃
28	〃	開示決定期間延長に関する起案文書に添付されていた書類	〃
29	〃	提出された記録⑰において廃棄されたと記載している 4 月から 9 月の会議録が提出された記録⑱の中で提出された経緯がわかる文書	〃
30	平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年 12 月 1 日開催の課長会議の記録及び録音音声データ	平成 27 年 12 月 25 日
31	〃	平成 26 年 4 月から 9 月までの部長会議の記録における修正の指示メモ	〃
32	平成 28 年 1 月 20 日	平成 26 年 10 月 1 日開催の定例部長会議の「6 ページ会議録」	不存在

	請求日	請求記録	提出日
33	平成 28 年 7 月 29 日	秘書課に保存されている平成 26 年 4 月から 10 月までの 部長会議の会議録データ	平成 28 年 8 月 5 日

## 2 その他の提出の記録

請求日	請求先	請求記録	提出の有無
平成 27 年 12 月 2 日	当時の総務企画部長	市長から送付された本件に係るメ ール及びショートメールの文書	提出
〃	当時の総務企画部 (総務担当) 次長	〃	〃
〃	当時の総務企画部 (企画担当) 次長	〃	〃
〃	当時の総務課長	〃	記録不存在 のため提出 不可
〃	当時の秘書課長	〃	〃



# 資料編

- 平成26年度諮問第1号事案についての八千代市情報公開審査会の答申
- 平成26年度諮問第1号事案についての八千代市情報公開審査会の意見書
- 平成26年10月1日開催の定例部長会議の「4ページ会議録」
- 平成26年10月1日開催の定例部長会議の「9ページ会議録」
- 発議案第26号 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について
- 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会運営要領
- 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会委員（定数10名）名簿





情 第 354 号  
平成27年9月29日

八千代市長 秋 葉 就 一 様

八千代市情報公開審査会  
会長 安原 幸 雄



平成26年度諮問第1号事案に係る答申について

貴職から平成27年1月15日付けで諮問された平成26年度諮問第1号  
事案について、別紙のとおり答申します。

八千代市情報公開審査会事務局  
情報管理課 情報公開室



平成 27 年 9 月 29 日

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が 26 年 11 月 27 日付で開示した 4 頁会議録は、条例違反の会議録であるため、これを開示対象とした開示決定を無効と判断する。

実施機関は異議申立人の求める 9 頁会議録の存在を再探索するとともに、パソコン内で上書き処理したデータについても再現を検討するなど異議申立人の開示請求に対して「説明責任」を果たすべきである。

- (2) 26 年 11 月 27 日付で部分開示とされた「市長指示事項（案）」は、公園緑地課にかかる不開示部分を除き開示とすることが妥当である。

（関連して、付記事項参照）

## 2 異議申立ての内容

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示された定例部長会議（2014.10.1）の会議録と資料（市長指示事項）について精査したところ、原文の大幅な削除と 23 か所の黒塗りがあった。会議録については「全部開示」、資料（市長指示事項）については「一部開示」となっているが、八千代市情報公開条例に照らして「市民の知る権利」を著しく侵害しており、承服できないので原文の全面的開示を求めるといふものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人の「異議申立書」のとおりである。

## 3 異議申立てに対する実施機関の理由説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明は、実施機関から本審査会に提出された理由説明書のとおりである。異議申立人には、送付済み。

## 4 審査会の判断

### (1) 審査の経過

本審査会は、本件異議申立てについて、異議申立人の異議申立書及び意見書、参考資料及び実施機関の理由説明書、関係資料のほか、実施機関からの理由説明、異議申立人、補佐人からの意見聴取も含めて、以下のように審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 1月29日	実施機関から諮問を受ける。
平成27年 1月29日	情報公開審査会会長専決により、実施機関へ理由説明書の提出を要求する。
平成27年 2月17日	実施機関から理由説明書の提出を受ける。
平成27年 2月17日	情報公開審査会会長専決により、異議申立人へ意見書又は資料の提出を要求する。
平成27年 3月 9日	異議申立人から意見書及び資料の提出を受ける。
平成27年 4月 6日	異議申立人から資料の追加提出を受ける。
平成27年 4月15日 (第1回審査会)	実施機関から全部及び部分開示決定理由を聴取する。 審議
平成27年 5月 1日	情報公開審査会より、実施機関へ資料の提出を要求する。
平成27年 5月12日	情報公開審査会より、実施機関へ資料の提出を要求する。
平成27年 5月21日	実施機関より資料の提出を受ける。
平成27年 5月26日	実施機関より資料の提出を受ける。
平成27年 5月27日 (第2回審査会)	実施機関から事情聴取する。 審議
平成27年 6月 9日	情報公開審査会より、実施機関へ資料の提出を要求する。
平成27年 6月16日	実施機関より資料の提出を受ける。
平成27年 7月 1日 (第3回審査会)	異議申立人及び補佐人から意見を聴取する。 審議
平成27年 7月15日 (第4回審査会)	実施機関から事情聴取する。 審議
平成27年 8月20日 (第5回審査会)	審議
平成27年 9月 3日 (第6回審査会)	審議
平成27年 9月19日 (第7回審査会)	審議

## (2) 審査の内容

本審査会は、開示対象となった会議録と関係資料等をめぐる実施機関及び異議申立人の主張について、以下のように具体的に審査した。

### 第1 本件事案の経過

異議申立人は、平成26年10月21日付で八千代市情報公開条例（以後、「条例」という）第6条の開示請求手続きに基づき、同年10月1日開催の定例部長会議の会議録と関連資料及び同年4～9月開催の定例部長会議の会議録と関係資料の開示請求を行った。

この開示請求を受けて実施機関は、直ちに開示作業に入った。しかし、途中で作業が思うように進まず、条例で定めた開示決定期間（請求があった日から15日以内）の開示決定に間に合わなくなったとして、同月29日付で開示決定期間の延長手続きに入り、翌11月5日、開示決定期間を30日間延長する起案書の市長決裁をへて、その旨を異議申立人に通知した。

開示決定期間延長の理由について、実施機関は「本市の重要施策の検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、開示決定等に時間を要するため」と説明している。

その後、実施機関は同月27日付で10月1日付会議録を全部開示、関係資料のうち「平成27年度当初予算編成にあたっての市長指示事項【26.10.1】（案）」（以後、「市長指示事項（案）」という）を部分開示とする開示決定を下した。

続いて翌12月5日付で26年4～9月の会議録を全部開示、関係資料のうち、ごく一部の不開示部分を除いて開示とする決定を下し、異議申立人にそれぞれの通知書を手渡した。

「市長指示事項（案）」を部分開示とした理由について、実施機関は「当該公文書には、審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから条例第7条第5号を適用したと述べている。

一方の異議申立人は、2回に及ぶ開示決定のうち初回の11月27日の開示決定を不服として異議申し立てに及んだ。不服としたのは次の2点である。

第1点は、開示された会議録は、全部開示ではなく「原文の大幅削除がある」と指摘する会議録の編集・改ざん疑惑についてであり、第2点は、23カ所に黒塗りされた「市長指示事項（案）」の部分開示に対する不服であり、「原文の全面的開示を求める」としている。

「市長指示事項（案）」について、異議申立人は「市長自身が中立性を損なうことなく意思決定したもの」「予算編成に伴う重要な市政情報の非開示

は、非開示条項の拡大・濫用ではないか」として、全部開示を主張している。

## 第2 本審査会の基本姿勢について

本審査会は、以上の経過を踏まえながら慎重に審査した。その際、本審査会は条例の趣旨に照らし、以下のような基本的な考え方のもとで審査を行った。

すなわち、情報公開条例は、市民に公文書の開示請求権を保障することによって市政への市民参加を促進する一方、行政に対しては、市政の諸活動について市民への説明責任を求めたものである。このことは、「開示請求権の保障」と「市民への説明責任」の両輪によって公正で民主的な市政の実現を求めたものであり、その実現に資することを目的として制定されたのが条例の本旨である。

本審査会はこの究極の目的を念頭に入れながら、本件審査対象について検討した。

## 第3 本件事案の審査対象と審査の進め方

異議申立人の不服申し立てによると、本審査会の審査対象は、①10月1日付会議録の改ざん疑惑、②部分開示された「市長指示事項(案)」の2事案で、原文の全面開示である。以下、この2事案について、本審査会の審査を進める。

## 第4 本件事案の審査とその結論

### 事案その1 会議録改ざん疑惑の件

#### ア 本件事案の経緯

会議録の改ざん疑惑について異議申立人は、会議録の原文は9頁あり、「全部開示」として開示された会議録は4頁に圧縮されていた。原文の全面的開示を求めると主張するとともに、公文書開示・不開示決定異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する意見書の中で次のように述べている。

- ①本件開示請求は2014.10.21に行った。担当課長(総務課長)は定例部長会の会議録は、公文書として存在しているので開示すると明言していたが、開示期限が3度にわたって延長された。市長が慎重対応を指示して決裁が下りないというのである。再三、督促した結果、2014.11.27、ようやく開示された。(以上①の項は、異議申立書から抜粋)

②市長の理由説明書は、「現在、会議録として存在しているものは、異議申立人に全部公開した文書である。異議申立人の主張する“9頁の原文”とされる文書についてですが、過去に総務課において下書きのために作成されたものは6頁より少し多かったかも知れないが定かではない。いずれにしても、下書きの時点のものは体裁整理・用語確認などを経る過程でデータ上書きされており、過去に印刷されたものがあったとしても議事録ないし議事要旨が完成するまでの作業中のものであり、廃棄された」と述べている。これは明らかに嘘と断定する有力な証拠がある。申立人は情報公開請求の過程で「会議録原本」のコピーと目される9頁の印刷物を情報提供者から入手した。開示された4頁の文書と対比してみると、27年度予算編成方針や11月に行われた事業仕分けについての市長説明と、これに疑問を呈し批判的意見を述べた複数の部長の発言が大幅に削除されていた。体裁整理・用語確認のための下書きなどという説明は全く通用しない大幅削減であり、公開用に文書を編集し、改ざんしたものと思われる。(以上②の項は意見書から抜粋)

また、異議申立人は、本審査会に対して情報提供者から入手したという「会議録原本」のコピーと称する資料を提供した上で事実関係の精査・確認を求めている。

本審査会は会議を開き、異議申立人の主張に対する実施機関からの事情聴取を行った。その中で、まず、異議申立人から提供された「会議録原本」のコピーと称する9頁の文書が、実際の会議録原本と同じ内容かどうかを確認した。同文書はA4・9頁の会議録である。

本審査会の会議には当該会議録の作成実務に関わった総務企画部（以後、「当該担当部」という）職員が出席し、同職員が頁をめくりながらその中身を点検した結果、「その通りです」と述べ、間違いなく最初に作られた会議録であることを認めた。

そこで、本審査会は原本9頁の会議録が4頁の会議録に書き直された事実関係を究明するため二つの会議録の作成経緯について具体的に調査した。(以後、原文9頁の会議録は「9頁会議録」、書き直された4頁の会議録は「4頁会議録」という)

当該担当部職員の説明によると、当該定例部長会が終了した直後の3日（金）ごろに担当者が会議録の下書きを作成、休明け6日（月）の週に担当課長、次長、部長に回した。その段階で内容、文言の表現等を順次点検した上で完成したのが9頁会議録である。作成後、その週のうちに21部を印刷し、担当部総務課に保管用として1部、総務企画部内各部署に17

部、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局に各1部の計21か所に配布した。

一方、開示された会議録について、当該担当部は、開示請求後に9頁会議録を書き直してA4・4頁の会議録にまとめたと説明している。

これを9頁会議録と比較すると、内容が大幅に削除され、部分的に訂正を加えた個所も散見されて、元の内容とは大きく異なっていることが確認された。

ところで、会議録に関する定例部長会議とはどんな会議か。同会議を総括する当該担当部の説明によると、目前に控えた新年度予算編成対策を主題とした会議で、秋葉就一市長を中心に各部長のほか秘書課長、関係部署の幹部も加わって約2時間半に及ぶ話し合いが行われた。

当該会議の議題は、①表彰候補者の推薦、②事業仕分けの実施、③抜本的な歳出削減策・歳入確保策及び当初予算編成事務日程、④諸般の行政報告等の4項目。この会議内容の記録として当初作成されたのが9頁会議録であり、これを本件開示請求を受けて大幅に削除して書き直したのが4頁会議録である。

二つの会議録には以下の相違が認められた。

9頁会議録は、各議題の趣旨説明、それに対する質問、市長や各部長の発言内容などを中心にA4・9頁、行数285行にまとめた会議録となっている。

これに対して、4頁会議録は、市長や各部長らの発言内容がほぼ全面的に削除され、A4・4頁、行数103行の圧縮版になっている。行数で182行が削除され、9頁会議録に比べて64%も圧縮された内容である。

さらに、9頁会議録と対比して4頁会議録の圧縮状況を議題ごとに比較すると次のようになる。

①表彰候補者の推薦の件

9頁会議録64行、4頁会議録33行。48%相当の31行が削除。趣旨説明を除き、表彰基準の見直し等に関する発言部分は、ほぼ全面カット。

②事業仕分け実施の件

9頁会議録93行、4頁会議録21行。77%相当の72行が削除。趣旨説明を除き、事業仕分けに関わる事業選別の在り方などの発言部分がほぼ全面カット。

③抜本的な歳出削減策・歳入確保策及び当初予算編成事務日程の件

9頁会議録108行。4頁会議録37行。66%相当の71行が削除。趣旨説明を除き財政調整金の取り崩し、26年度執行残金の確認、市税の見通しなどの財源対策のほか、小中学校の耐震工事の見通し、子供医療費の



見込み、国保の料金見直しと今後の見通し、政策検討会議の進め方、継続事業の在り方、財源対策とマイナスシーリングの在り方、使用料、手数料の見通し等々、予算編成絡みの発言は、ほぼ全面カット。

④諸般の行政報告等の件

9 頁会議録 16 行。4 頁会議録 8 行。50%相当の 8 行が削除。市長へのメール報告に関する記述部分が全面カット。(％は四捨五入)

当該担当部は、9 頁会議録について紙媒体は廃棄処分とし、電子データは 4 頁会議録に書き換えた上で上書き保存したため不存在であると説明している。具体的には、4 頁会議録が開示された 26 年 11 月 27 日から 3 日かかりで、庁内に配布した 21 部全部を回収し、同月末までに廃棄処分したとのことである。

イ 本件事案の審査内容

以上の経緯を踏まえ、9 頁会議録と 4 頁会議録について審査するため、本審査会は、開示に伴う実務の進めかた、9 頁会議録から 4 頁会議録に急変した事情、誰の指示で 4 頁会議録に変わったのか、開示実務の責任の所在などについて調査を行った。

本審査会の審査に先駆けて、さる 3 月 3 日、市議会一般質問で本件事案が取り上げられ、市議会会議録（平成 27 年 3 月八千代市議会会議録）から以下のことが認められた。

一般質問において、4 頁会議録について堀口明子議員は「この 4 頁、会議の内容をそのまま出されたのでしょうか」「内容、無い部分があるんですか」「不開示されたところがあるんですか」と質問。当時の総務企画部長（以後、「元部長」という）は「下書きの時点のものは体裁整理、用語確認等を経る過程でデータ上は上書きしており、過去に印刷されたものがあつたとしても、議事録ないし議事要旨が完成するまでの間の作業中のものでありますので、これはすでに廃棄されております」「現在、会議録として存在しているのは、全部開示した内容のもので最終的なものとなっております」と答弁した。

関連して、堀口議員は「部長は、4 頁全部開示したと。でも、このやり取りの中で作られた会議録ということが明らかとなりましたが、要約した文書ですと言って渡したんですか」と質問したところ、市長は「当該開示請求については、開示請求日時時点で完成しなかったものが含まれていたと認識しております」「開示請求時点で未完成なものがあれば作業中であつたわけですから、その作業を出来るだけ早く完成して、開示請求者に答えるというのが市の責務だと考えております」などと答弁した。

その点を確認するため、本審査会は、元部長に出席を求め「議会答弁、今でも変わらないですか」と質した。元部長は当初「変わっておりません」と即答したものの、本審査会が、申立人から提供された9頁会議録を示し「9頁会議録は立派な公文書です。それを下書きとするのは、答弁に無理があったのではないかと質したところ、「9頁会議録、市長に上げているという答弁をしておりますので、私・・・、答弁・・・、訂正させていただきます」と答え、先の議会答弁は、真実と違った内容であることを認めた。

本審査会に対して、当該担当部の職員は、開示請求から開示に至るまでの実務経緯について次のように説明した。

- ①10月21日の開示請求直後から総務企画部を中心に財務部、行財政改革推進課等の関係部局が協議した結果、開示対象の全ての公文書を全部開示することが妥当と判断、関係各部長も了承のもと、市長にその旨を伝えた。
- ②開示対象の関係資料一式を「検討用資料」として市長に提出。注 関係資料に含まれた10月1日付会議録は9頁会議録である。  
提出日は、当該会議録開示請求日の同月21日以降29日までの間である。
- ③10月29日、同日付で開示決定期間延長の起案書を作成した。9頁会議録は同日前に4頁会議録に書き直されていた。

以上の事実経緯の過程で、なぜ、9頁会議録から4頁会議録に急変したのか。誰の指示で書き直しが行われたのかなど、本審査会はさらに詳しく調査した。

当該担当部職員の本審査会への説明によると、開示決定期間延長方針は上から伝えられたとのことである。同起案書を作成する段階で9頁会議録を書き直したのも上からの指示によるものだと説明している。

その事実関係を確認するため、本審査会は、開示事務を指揮した実施機関の職員に説明を求めた。以下は、本審査会の質問に応じた説明内容の要旨である。

審査会 事務方は9頁会議録を全部開示と決めた。それが4頁に変わったのは、どうしてですか。

職員 それは上からだと思います。

審査会 上からというのは、市長から指示されたということですか。

職員 はい。

審査会 市長の方からの指示ということですが、ここの文章を削りなさいとか、何か指示がなければやらないわけでしょう。

職員 どういう形で指示があったかは、具体的には分かりませんが、最終的に総務課の方でそういう形で直していただきましたので。それは、私としては市長の指示だと認識しております。

審査会 4頁にしたのは誰がしたのですか。

職員 最終的に4頁になったのは、それは市長です。

審査会 市長の指示で大幅なカットが行われたという認識でいいですか。

職員 そういう認識です。

審査会 最終的に出来上がったものを出すべきだ、というのは誰の考えですか。

職員 私個人の考えです。最終的に出来上がったものが会議録だというふうに認識していました。

審査会 公文書を書き直すことは条例に違反します。そう思いませんか。

職員 情報公開の方で…それはおかしいと言われたので…今はそれはおかしかったと認識しています。

実務担当者が入るときに私も一緒に行って、市長室にもうちよつときちつと言えよよかったかなと、今は思っています。

#### ウ 本件審査の核心部分

以上の事実経緯を踏まえ、本件審査の核心部分と言える条例と会議録の関係について判断する。

##### ① 条例第2条第2号との関係について

公文書の定義を定めた条例第2条第2号は「公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」と定めている。

この定義に照らして9頁会議録を検討すると、すでに述べたように、この会議録は、会議終了直後に担当職員が作成し、これを担当部長了承の上で21部印刷、1部を担当課に保管、20部を関係各部署に配布された資料であるから、実施機関の職員が職務上作成し、組織的共用文書として実施機関が保有する文書と言える。

同文書については、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存され、共用文書の実質を備えていたことは、当該担当部も認めているので、9頁会議録は、条例の定めによる文書であり、本件事案の開示請求対象である。

一方、4頁会議録は、本件事案の開示対象時には存在しない文書であつて、開示対象になり得ない会議録である。

従って、公文書の定義による 9 頁会議録を公文書として扱わなかったことは、公文書の定義を定めた条例第 2 条第 2 号違反である。

#### ②条例第 7 条本文との関係について

公文書の開示義務を定めた条例第 7 条本文は「開示請求があったとき」は、「開示請求に係る公文書」（不開示情報を除く）即ち「当該公文書」を開示しなければならないと実施機関に義務付けている。このことは「開示請求日」と「当該公文書」の二つの要件を同時に満たした内容の開示を実施機関に求めているという意味である。その点で、二つの要件を満たした 9 頁会議録を開示することなく、開示請求時点で存在しておらず、二つの要件が伴わない 4 頁会議録を開示した本件開示処分は、条例第 7 条本文に違反するものである。

#### ③条例第 1 条との関係について

条例の目的を定めた条例第 1 条は、市民のための開かれた行政の実現を目的として、市民に「開示請求権」を保障する一方、行政側には「市民への説明責任」を求めているものである。本件事案は、本来、開示すべき 9 頁会議録を開示せず、開示対象でない 4 頁会議録を開示したという点で行政の「説明責任」は疎かにされ、市民の「開示請求権」にも背いた行政対応と見られるため、条例第 1 条に違反している。

#### ④条例第 31 条との関係について

公文書の適正な管理を定めた条例第 31 条は、公文書の作成、分類、保存、廃棄等の管理を適切に行うため、規則等を設けて管理するよう定めている。八千代市はこれを受けて文書管理規則を定め、同規則に基づいて公文書の管理に当たっている。

作成文書の保管期間を定めた同規則第 30 条は、公文書として作成された文書は一定期間の保管義務を定めている。保管義務とは、作成された文書等の現状を維持した状態で保管するという意味と解される。

当該担当部総務課の説明によると、起案のあるなしに関わらず、定例部長会議に関する 9 頁会議録は、保管期間が 26 年 10 月上旬の作成後 30 年 3 月までとされていた。

従って、この期間中に同会議録の現状を変更することは許されないことになる。それにも拘わらず、作成後間もない 10 月 29 日直前、9 頁会議録の現状を変更した上、これを廃棄処分にしたのは、条例第 31 条及び同規則 30 条に違反することは明らかである。

⑤八千代市文書管理規則第 34 条第 4 号との関係について

保存期間の延長を定めた同条第 4 号は、開示請求があつたものを対象に、保存期間の満了する日後においても一定の期間延長を定めている。従って、開示対象公文書として、本審査会の審査対象になっている 9 頁会議録を廃棄処分したことは、明らかに同規則第 34 条第 4 号違反である。

エ 会議録改ざんの検討について

「4 頁会議録は改ざんだと思う」との異議申立人の主張について検討する。改ざんとは、広辞苑（岩波）によると「字句などを改め直すこと、多く不当に改める場合に用いる」とある。また、現代国語辞典（小学館）では「文章の字、語句などを自分の都合のいいように改め変えること」とある。一般的な用語として、文章等を都合よく書き改めた状態を改ざんと呼ぶことには異議がなかろう。

さて、本件 4 頁会議録は、すでに述べたとおり、異議申立人が最も知りたいと思っていた予算編成に関する幹部の発言部分がほぼ全面カットされ、全行数を半分以下に圧縮されたものである。

9 頁会議録を入手して、大幅な削減状況を直接目にした異議申立人が「情報開示に当たって（中略）都合の悪い庁内の異論を隠し、会議録を編集・改ざんしたと思われる」と主張する状況については、本審査会も理解するところである。従って、本審査会はこれまでの審査結果から 4 頁会議録は改ざんされた会議録であると評価する。

オ 審査会の判断

以上の審査結果に基づいて本審査会は、次のように判断する。

実施機関が 26 年 11 月 27 日付で開示した 4 頁会議録は、条例に違反して書き直し開示が実施された会議録と見なされるため、これを開示対象とした開示決定は無効と判断する。異議申立人は、9 頁会議録の開示を要求しており、また、本来開示すべきは 9 頁会議録である。実施機関は廃棄したと主張しているが、実施機関は、9 頁会議録の存在を再探索するとともに、パソコン内で上書き処理したデータについても再現可能かどうかの検討も含めて、異議申立人の開示請求に対して「説明責任」を果すべきである。

よって、本審査会は「1 審査の結論(1)」のように判断する。

## 事案その2 部分開示の「市長指示事項(案)」の件

### ア 本件事案の経緯

「市長指示事項(案)」は、26年10月1日の定例部長会議で秋葉市長から示された資料である。八千代市は、27年度予算編成において約35億円の財源不足が見込まれ、財源対策が予算編成上の緊急課題になっていた。そこで、同市は事業仕分けによる無駄の削減策や行財政改革推進課を中心とした財源対策の検討を進めていた。そうした流れの中で担当部署での財源対策とは別に示されたのが「市長指示事項(案)」である。「市長指示事項(案)」は、全部局共通事項とそれ以外の個別案件で構成された一覧表で、それぞれ部局、課名、対象事業等、目的、備考欄からなる。

全部局共通事項では、事業仕分け、行財政改革推進本部、ワークショップ等での決定事項は全て予算編成に組み込むこと、総合計画に掲載されていない新規事業等は原則予算化しないなどの基本方針が指示されたほか、施設使用料、各種手数料の適正化・有料化、補助金・扶助費の見直しなど、具体的な対策課題も示されている。

それ以外の「個別案件」は、として市長が示した案である。歳出削減策が27項目、歳入対策が7項目の計34項目が認められ、そのうち本件事案の不開示部分は個別案件に係る対象事業等と備考欄の一部である。

部分開示の理由は、「第1本件事案の経過」で述べた通り条例第7条第5号を適用したものである。即ち、当該事案は、審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため、当該部分は不開示としたという。

これに対して異議申立人は、不開示箇所も明らかにした独自入手の「市長指示事項(案)」を市内2万枚配布したが、市民の不安や混乱はなく「不開示条項の拡大解釈と濫用である」と主張し、異議申し立てを行った。

### イ 本件事案の審査に対する本審査会の基本姿勢

開示対象を不開示とする行為は、条例第7条各号で認められており、不開示とすることが直ちに条例違反に当たるものではない。しかし、実施機関の判断が異議申立人の主張のように拡大解釈や濫用によって、開示できる情報が不開示と扱われているならば、条例の解釈運用を誤ったものとなる。本件事案に関する情報は、意思形成過程に関する情報であるが、原則公開を旨とする情報公開条例は、意思形成過程の情報においても原則公開の立場である。

条例は、「審議、検討又は協議に関する情報」について、情報を不開示とする場合の支障を具体的に記述するとともに、公にすることにより支障が

「不当に生じるおそれがある場合」に限定している。「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報内容に照らして、意思決定前の情報を公にすることにより利益と不利益を比較衡量し、公益性を考慮してもなお、その不利益が看過し得ない状況にある場合を指した表現だと解される。その際、不利益の状況については、出来る限り具体的に説明することが実施機関に求められる。

#### ウ 条例第7条第5号の趣旨

本号は、「実施機関並びに国及びその他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

実施機関は、本件対象文書の不開示部分については、決定通知書、理由説明書及び本審査会の求めに応じて作成した個別の不開示情報に関する部分の理由説明において、①公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、②公にすることにより不当に市民や関係者に混乱を生じさせるおそれがあること、を理由として不開示と判断をしている。

本件条例の解釈として、①については「各種会議の会議録や行政の施策の検討過程に関する情報等であって、公にすることにより、行政内部の率直な意見の表明と情報の交換又は意思の形成、決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの」が該当し、②については「行政の内部において検討、審議若しくは協議中の案件又は内容の正確性が確認されていない公文書であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの」が該当するとされている。

市長指示事項（案）は、確定した市長指示事項ではなく案であるため、審議検討段階の情報であると認められるが、①及び②はいずれも公にすることによる支障が不当なものであることが要件とされている。本審査会としては、本事案の審査にあたり、①及び②については条例の趣旨に照らして以下の判断基準により本事案について個別具体的に検討するものとする。

- ①率直な意見交換及び意思決定の中立性を損なうおそれについては、単におそれがあるというだけでは足りず、具体的な事案において具体的にかつ明らかにそのおそれが存することが認められること
- ②不当な混乱を生ずるおそれについては、単に混乱を生ずるというだけでは足りず、具体的な事案においてその混乱が具体的にかつ明らかに存するこ

とが認められること

## エ 本件事案の審査内容

審査対象の「市長指示事項（案）」に含まれた不開示項目は、12項目である。実施機関が、本審査会に提出された理由説明書における12項目の不開示理由は、条例第7条第5号の条文を適用した抽象的な説明であったため、本審査会は、不開示決定した当時の状況を踏まえた上で、事案の事実関係と同条の適用理由を具体的に説明するよう求めた。

その結果、実施機関は、事案の内容、予算措置、不開示理由の具体的な説明内容を文書にまとめて本審査会に再提出した。本審査会は、これらの提出資料も加えて12項目の不開示理由について詳しく審査し、以下のように判断する。

### 1) 総合企画課に係る不開示部分

#### 【不開示理由】

事業対象者が約19万人（全市民）であり、事業の重要度から事業名を開示すると、多くの市民に混乱を与えるほか意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

#### 【判断】

実施機関は、事業の重要度から事業名を不開示としている。確かに当該不開示部分に係る内容については、市の基本政策にかかわる事業であると認められるが、実施機関の主張する開示することによる支障には、具体的かつ合理的な理由が見当たらない。従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

### 2) 戸籍住民課に係る不開示部分

#### 【不開示理由】

対象者が約19万人（全市民）と多く、情報を公にすると市民の間に混乱を与えるほか意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

#### 【判断】

実施機関は、全市民にかかる事業であることから不開示としている。確かに当該不開示部分に係る内容については、全市民にかかるものであると認められるが、実施機関の主張する開示することによる支障には、具体的かつ合理的な理由が見当たらない。従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認めら



れず、開示すべきである。

3) 健康福祉課に係る不開示部分①

【不開示理由】

本事業の見直し計画が公になると市民に混乱を与えるほか、意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

【判断】

本件において実施機関は、見直し方針が公にされると市民に混乱を与え、意思決定に支障が生じると主張している。本件不開示部分に係る内容には、具体的な利害関係を有する者がいることが認められる。そのため、当該情報が公にされると、利害関係者の間に異論が出るとか、弱者切り捨てなどの声が出ることはあり得ると思われる。しかし、それは行政が責任を持って対応すべき事柄であって、当該不開示部分が公になることにより、市民の間の混乱及び意思決定の中立性が、不当に損なわれるとまでは言えない。

従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

4) 健康福祉課に係る不開示部分②

【不開示理由】

本事業の見直しを公にすると関係者及び市民に混乱を与えるほか、意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

【判断】

本件において実施機関は、見直し方針が公にされると利害関係者及び市民に混乱を与え、意思決定に支障が生じると主張している。本件不開示部分に係る内容には、具体的な利害関係を有する者がいることが認められる。そのため、当該情報が公にされると、利害関係者の間に異論が出ることはあり得ると思われる。しかし、それは行政が責任を持って対応すべき事柄であって、当該不開示部分が公になることにより、市民の間の混乱及び意思決定の中立性が、不当に損なわれるとまでは言えない。

従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

5) 子育て支援課に係る不開示部分①

【不開示理由】

当該事業は実施機関の内部で方針を決めた後、議会の議決をへて決定されるものであり、公になると、関係者や市民に混乱を与えるほか、意思形成の

中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

**【判断】**

当該不開示部分に係る内容は、確かに議会の議決を経て改正されるものと認められる。しかしながら、当該不開示部分には具体的な改正内容が記載されているものではない。利害関係者について改正を行うか否かについては重大な関心があるところであり、実施機関内部での検討過程段階から改正を検討している事実を明らかにすることによって、市民から意見等が出される可能性はある。それは利害関係者として正当な意見表明であって、不当な混乱を生じさせるとは言えず、実施機関の意思決定等への不当な支障があるとは言えない。また、実施機関は議会での議決を経ることを不開示理由として主張しているが、当該不開示部分は具体的な改正内容を記載しているものではなく、公にすることにより支障があるとは言えない。

従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

6) 子育て支援課に係る不開示部分②

**【不開示理由】**

本事業は平成 3 年度から実施している制度で本件情報を公にすると関係者や市民に混乱を与え意思決定にも支障が生じるおそれがあるため。

**【判断】**

本件において実施機関は、この削減方針の対象事業名等が公にされると、関係者や市民に混乱を与え、意思決定に支障が生じると主張している。本件不開示部分に係る内容には、具体的な利害関係を有する者がいることが認められる。しかしながら、当該不開示部分の対象事業については国の施策と関連するものであり、本件処分が行われた時点で国の方針として実施機関に対して予算上の検討が求められていることが認められた。そのため、本件処分時点において既に特段の秘匿性があるとは言えない。

従って、当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

7) 生涯学習振興課に係る不開示部分

**【不開示理由】**

本格的な検討をすぐに開始する必要があるかないかにかかわらず、最悪の事態に備えて念のため設定した項目で、公にすると市民に混乱を与えるほか、意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

**【判断】**

実施機関は、当該不開示部分是最悪の事態に備えて念のために設定した事項であることをもって、条例7条5号に該当すると主張している。しかしながら、どのような事業が見直しの対象となりうるのかについては、市民も含めて幅広く議論をされるべきものであり、当該不開示部分が公になることにより、市民の間の混乱及び意思決定過程の中立性が、不当に損なわれるとまでは言えない。

当該不開示部分は、判断基準①及び②に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

8) 文化・スポーツ課に係る不開示部分

**【不開示理由】**

公になると利害関係者との関係が即時悪化するおそれがあり、また、市民に混乱を与えるほか意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

**【判断】**

実施機関は対象事業に係る方針が明らかになると利害関係者との関係が即時悪化するとしているが、市の施設として利用されているものであり、利害関係者のみならず市民にとっても対象事業に係る方針には関心があるところである。そのため、審議検討段階の情報が明らかになることによって、意思決定の中立性等に影響を与えるおそれは否定できない。しかしながら、対象事業に係る方針については、利害関係者の利益及び市民のニーズを総合的に調整すべきものであって、公にすることにより利害関係者との関係が一時的に悪化することはあったとしても、それによって意思決定の中立性等への不当な支障があるとまでは言えない。

従って、判断基準①に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

9) 青少年課に係る不開示部分

**【不開示理由】**

当該不開示部分は、当該情報を公にすると利害関係者との即時関係悪化が考えられ、市民に混乱を与えるほか、意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

**【判断】**

実施機関は対象事業に係る方針が明らかになると利害関係者との関係が即時悪化するとしている。確かに市の施設として利用されているものであり、

利害関係者のみならず市民にとっても対象事業に係る方針には関心があるところであり、審議検討段階の情報が明らかになることによって、意思決定の中立性等に影響を与えるおそれは否定できない。しかしながら、対象事業に係る方針については、利害関係者の利益及び市民のニーズを総合的に調整すべきものであって、公にすることにより利害関係者との関係が一時的に悪化することはあったとしても、それによって意思決定の中立性等への不当な支障があるとまでは言えない。

従って、判断基準①に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

#### 10) 公園緑地課に係る不開示部分

##### 【不開示理由】

審議検討の初期又はその前の段階で当該不開示情報が公にされると利害関係者との関係に影響を与え、率直な意見交換及び意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあるため。

##### 【判断】

当該不開示部分に係る事業は、他の不開示部分と異なり事業の性質に特別の事情が認められる。実施機関は、当該不開示部分に係る内容は、審議検討の初期又はその前段階であると主張している。本審査会としても本件の事案の性質からして特別の事情を考慮すると、利害関係者との関係に影響を与えるおそれについては、法的保護の蓋然性が高いと認めざるを得ない。

従って、判断基準①に照らして検討すると、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### 11) 土木建設課に係る不開示部分

##### 【不開示理由】

当該不開示情報に係る事業について本格的に検討したのは平成 26 年 10 月以降で、初めて検討の俎上に上った事案を公にすると市民に混乱を与えるほか、意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

##### 【判断】

実施機関は、当該不開示部分について、事業としての見直しについて「検討を本格的にしたことはここ最近ない」ことから、公にすることによる意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあると主張する。しかしながら、「検討を本格的にしたことはここ最近ない」ことの他に特段の公にすることによる支障について具体的な主張がなく、実施機関の主張をもって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

従って、判断基準①に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

## 12) 教育総務課に係る不開示部分

### 【不開示理由】

直近に見直しを行ったばかりの事業であり、再び見直しを行う可能性が公になると、児童生徒が安心して通学できる教育環境維持が妨げられるだけでなく、市民に混乱を与え、意思形成の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるため。

### 【判断】

実施機関は、当該不開示部分について、事業としての見直しについて、直近に見直しを行っていることから、再び見直しが検討される可能性があることが明らかになると、児童生徒が安心して通学できる教育環境維持が妨げられると主張する。確かに、度重なる見直しは、それによって影響を受ける児童生徒の教育環境にとって影響を及ぼす可能性は否定できない。しかしながら、当該不開示部分に係る事業は、児童生徒の教育環境の一部を構成するものに過ぎず、公にすることによって再度の見直しの可能性が明らかになっても、教育環境が大きく損なわれるとは言えない。また、当該不開示部分を公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれる等実施機関は主張するが、特段の公にすることによる支障について具体的な主張がなく、実施機関の主張をもって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

従って、判断基準①に照らして公にすることによる具体的かつ明らかな支障があるとは認められず、開示すべきである。

## オ 本件審査の判断

以上の審査結果を踏まえ、本件 12 項目の不開示情報は、公園緑地課に係る不開示部分を除き開示することが妥当であると判断する。よって、本審査会は「1 審査の結論(2)」のように判断する。

## 付言

### 1 平成 26 年 4～9 月の定例部長会議会議録について

本審査会は本件事案の審査を通じて、同じ申立人による開示請求を受けて実施機関が開示した平成 26 年 4～9 月に行われた定例部長会の会議録について も、平成 26 年 10 月 1 日開催の定例部長会の会議録が 9 頁から 4 頁に改ざんされた問題と同様の問題が生じていることを認めた。

すでに答申本文で述べた通り、開示請求を受けて以降に開示請求対象文書を改ざんして特定し開示を実施すること、原文書を廃棄することなどが条例等に違反する行為であることは明らかである。本審査会としては、本件異議申し立ての対象として含まれていないため個別の審査はしないところであるが、看過できない問題である。かかる事態は、情報公開条例の趣旨を没却し、条例及び実施機関に対する信頼を失墜させる行為である。実施機関に対しては、情報公開条例及び文書管理規則の遵守及び適切な対応を強く求めるものである。

### 2 公園緑地課に係る不開示部分について

公園緑地課に係る不開示部分については、当該不開示部分をそのまま開示することは、利害関係者との関係を考慮すると法的保護の蓋然性が高いと認めざるを得ないため、本審査会は不開示妥当と判断した。本件事案については、本件開示請求に関するものだけでなく、周辺事情も含めてさまざまな注目を浴びているところである。見直しの対象事業として検討の俎上に挙げたことについて、実施機関として十分な趣旨等の説明を加えるなど開示の実施方法を工夫することによってもなお、不開示事由該当性が存続するかなど検討されたい。

情 第 356 号  
平成 27 年 9 月 29 日

八千代市長  
秋 葉 就 一 様

八千代市情報公開審査会  
会長 安原 幸 雄



### 意 見 書

異議申立人による 26 年 10 月 21 日付会議録等公文書の開示請求に対する実施機関の開示決定について、本審査会は本年 4 月中旬から計 7 回に及ぶ会議を重ね慎重審査を行ってきました。その結果、実施機関が行った今回の開示決定は、情報公開条例に違反して会議録を改ざんし、その会議録を正当な会議録であるかのように偽って開示した組織ぐるみの違反行為であることが判明しました。

審査の具体的な内容は、答申書で示したとおりです。その中で、本審査会が、特に看過できないことは、今回の違反行為が、秋葉市長の主導で行われたということであります。市長主導の組織ぐるみと認められる違反行為は、市民本位の開かれた行政に欠かせない情報公開制度の根幹を揺るがしかねない由々しい事態であることから、ここに意見書を提出する次第であります。

秋葉市長は、2 年前の「広報やちよ」に掲載された市長就任挨拶の中で、「行政だけで物事を決めていくのではなく、情報公開、情報提供した上での市民参加型市政運営を強化する」と述べておられます。情報公開制度に理解を示している市長が、条例違反を主導したならば極めて残念であります。本審査会の意見聴取において、本件開示請求事案の開示に当たっては、関係部長以下職員が全部開示すべきだと判断し、その旨を市長に報告、進言もされていたことが確認されております。関係職員らの進言が生かされず、結果として組織ぐるみの条例違反に至ったことは、残念の極みと言わざるを得ません。

本意見書では情報公開条例順守の立場から、さる平成 27 年の 3 月議会の執行部答弁について、さらに言及させていただきます。

本審査会が当該市議会会議録を精査したところ、4 頁会議録問題について、執行部の答弁内容には条例、規則上の問題点や条例に対する規範意識の問題点が以下のとおり見受けられます。

第1点は、本件開示請求に係る開示対象公文書の9頁会議録を「過去に印刷した作業中のデータ」として扱った答弁内容であることです。答申の判断の通り9頁会議録は公文書であり、答弁は公文書の定義を定めた条例第2条第2号等に違反する行為と見なされることだからです。

第2点は、「過去に印刷したもの」「作業中のデータ」と称する9頁会議録を下書きとして4頁会議録を作成した後、「作業中のデータ」(9頁会議録)はその時点で廃棄したとする答弁内容です。9頁会議録は、文書の適正な管理を定めた条例及びそれを受けた文書管理規則で30年3月までの保管義務が定められていますので、文書の適正な管理を定めた条例第31条及び文書管理規則第30条及び第34条第4号に違反する行為だからです。

第3点は、「会議録として存在しているのは全部開示した内容のもの」などとして、4頁会議録の開示決定を正当化した答弁内容です。4頁会議録は、本件事案の開示請求後に作成された会議録であるから、初めから開示対象になり得ないので、開示対象にならない4頁会議録の開示決定は、「開示請求日」と「当該開示対象」を定めた条例第7条本文に違反する行為と見なされるからです。

第4点は、以上の議会答弁について、元部長が「私の議会答弁が真実と異なった方便」とした本審査会に対する説明内容に関わることです。「真実と異なった方便」とは、「偽り」の答弁、或いは「ウソ」の答弁を認めた発言と言えます。あってはならない答弁であり、そのことは、条例に対する規範意識の欠如ぶりを示した問題として指摘しておきます。

第5点は、以上の「方便」発言に関連して元部長が、市長も含めて偽りの答弁であることを承知の上で事前協議したとする本審査会に対する説明内容です。このことも条例順守の立場にある市の執行部対応としては、看過できない問題です。

以上のことから、執行部の議会答弁は、会議録問題では「虚偽答弁」、部分開示問題では「危惧答弁」と受取られかねない答弁に終始した感が否めません。なかでも、会議録問題について、公文書である9頁会議録を「作業中のデータ」とするなど、条例違反に該当する4頁会議録の開示決定を正当化させようとした答弁は、コンプライアンス意識が欠如しているとの指摘は避けられません。

今回の条例違反行為は、本市の情報公開制度及び市政に対する市民の信頼を大きく損なうことであり、情報公開制度に対する市民の信頼回復は喫緊の課題であります。

従って、本件事案に関して、問題の所在を踏まえ再発防止等を講じ、市民及び議会における信頼回復のため、必要なことを最大限実施するよう求めるものであります。



## 定例部長会議録について

1. 開催日時 平成26年10月1日(水) 午前9時30分～11時53分

(協議事項)

1 八千代市表彰規則に基づく表彰候補者の推薦について(資料あり・一部当日配布)

<総務企画部>

・資料参照

- ・表彰規則に基づく表彰候補者の推薦について、各部局・各団体から候補者の推薦書及び事績調書を提出していただいた。資料のとおり取りまとめたので、この場で協議・決定をしていただき、11月23日(日)の表彰式に向けて進めていきたい。
- ・今回の推薦者数は48件、すべて個人が候補者となっている。昨年度は51件全て個人であり、団体はなかった。詳細については秘書課長から説明してもらう。

<総務企画部>

- ・表彰規則第3条篤行者表彰の該当者が38名。第1号自治功労5名(内、1名が昭和63年に、また1名が平成19年に民生功労受賞)、第2号産業振興功労6名、第3号教育文化功労6名、第4号社会事業功労8名(内、1名が平成17年に産業功労受賞)、第5号衛生功労4名、第6号民生功労5名(内、1名が平成13年に社会事業功労受賞)、第7号消防防犯功労3名(内、1名が平成9年に社会事業功労、平成15年に自治功労受賞)、第8号その他1名である。
- ・表彰規則第4条市政功労者表彰の該当者が10名。第4号が5名(内、4名が在職年数により感謝状となる。内、平成2年、平成16年、平成15年にそれぞれ別の方が1名ずつ産業功労受賞)、第5号が5名(内、1名が昭和62年に自治功労受賞)である。

<秘書課長>

- ・今回の推薦者の中に、過去に受賞歴がある方が9名いるが、前回の受賞から5年経過し、過去に受賞した分野とは異なっているため、表彰基準は満たしている。
- ・これより協議をお願いします。

<総務企画部>

- ・総年月という言葉にすると誤解が生じる懸念があるので、活動年月の内訳として役職年月を分けて記載するなどした方が良いのでは。

<会計管理者>

- ・要領には総年月という記載があるが、確かにその言葉だけを使う必要はないと思う。

<秘書課長>

- ・他に意見がないようなので、一覧表のとおり決定とする。詳細の連絡について、秘書課長から説明してもらう。

<総務企画部>

- ・会議資料の一覧表は回収する。会議終了後、表彰決定者一覧を配布する。市長決裁後、

被表彰者及び推薦団体にその旨を通知するため、お取り計らいをお願いする。

<秘書課長>

- ・庁議メンバーについては、11月23日（日）の表彰式への出席をお願いする。

<秘書課長>

## 2 事業仕分けの実施について（資料あり）

<総務企画部>

- ・資料参照
- ・「財政リスク回避戦略2014」等において示された「持続可能な市政運営の立て直し戦略2ヵ年プログラム」に事業仕分けの実施が位置づけられた。
- ・実施の日時、事業仕分け対象事業について協議をお願いする。
- ・実施日時は11月1日（土）と2日（日）の2日間で、両日とも午前9時半から午後6時、市役所会議室での実施を予定している。
- ・職員からの説明の後、仕分け人が職員に質問したり、仕分け人同士で議論したりし、最後に、無作為抽出の市民が事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する。
- ・事業仕分けの対象事業については4つの選定基準を設けている。
- ・対象事業は全30グループ、事務事業では47事業となっている。
- ・10月15日（水）午後6時半から事業仕分けの事前説明会を市民会館小ホールで行う。市民仕分け人・市民判定人に就任する市民の方に参加してもらい、事業仕分けの説明や、模擬仕分けを行う予定である。
- ・仕分けになった事業の担当部署は参加をお願いする。

・見直しが進んでいて仕分けの必要がないような事業であれば、仕分け対象から外していい。

・まだ事業費が出ていないものについても、計画事業の見直しのところで事業仕分けの手法を参考に見直しをしてもらいたい。

<市長>

・仕分け対象事業について担当部署より意見があれば、明日までに行財政改革推進課に連絡いただき、10月3日（金）には決定したい。

<行財政改革推進課>

## 3 抜本的な歳出削減策・歳入確保策について及び平成27年度当初予算編成事務日程概要について（資料当日配布）

<財務部>

- ・資料参照
- ・予算編成方針・編成要領の通知は10月上旬、見積書提出締切りは11月上旬とし、1月上旬までに予算を編成したい。
- ・現状の財源の見通しは資料のとおりである。
- ・臨時一般財源の財政調整基金取り崩し分約24億円のうち、約8億円は平成26年度事業の元気交付金事業に充てる。その約8億円を除くと、平成27年度当初予算の基

金の取崩しは約18億円、一般財源等総額は約24億円の減となる。

- ・平成26年度は約58億円を臨時経費として回せたが、平成27年度は約18億円しか臨時経費として回せない。平成27年度に臨時経費として必ず必要となる金額は約40億円なので、約20億円の不足であるが、基金の取崩しで5億円は確保できるので、約15億円不足となる。

- ・財源に関する27年度見通しの中で、新規の事業あるいは未着手の計画事業は当然できない状況である。それでもまだ財源が足りない状況なので、予算要求の前にそれぞれの部局で早急に抜本的な歳出の削減、歳入の確保をしてほしい。また、この場でご協議いただきたい。 <財務部>

- ・財政リスク回避戦略に基づいた項目を2年かけて着実にやっていくだけでは間に合わない部分もあるので、予算編成方針は10月上旬のうちに出して対応していく。

- ・その中で経常経費についてのマイナスシーリングの導入も視野に入れている。

- ・その他、公共施設の再編については、一部前倒しで取り組まざるを得ない部分も。若しくは、施設はそのまま、正規職員からパートに切り替えたり、最小限の開館時間に短縮するなどといった手法も。

- ・施設を持っている部局からは、経常経費の何パーセント削減という数値目標とは別に、委託の推進や施設の開館時間の短縮・休止なども選択肢に含めて、施設に関する歳出削減プランを最低でも一つ、1か月以内に出すことも決定したい。

- ・一律に案を出すのではなく、政策検討会議を2、3回開催して、それを軸に施設に関する歳出を見直すというやり方も。

- ・7圏域ごとに見ていって二つ以上ある物については、縮小、閉鎖という簡単な物差しを作った場合、部局にまたがる話を検討しないといけないことになる。

- ・公共施設再配置等推進委員会を何回も開催する時間はないかも。政策検討会議と公共施設再配置等推進委員会の役割分担の確認も必要。

- ・一つの部内で完結する削減案については各部局内で考えてもらい、複数の部局にまたがる削減案を必要に応じて庁内会議にかける。 <市長>

- ・歳出削減策だけではなくて、歳入の抜本策の方も併せてお願いします。

- ・現在、利用者負担を求めているところについての有料化、あるいは料金の改定をせざるを得ないと思う。 <財務部>

(その他)

- 1 平成26年第4回定例会における諸般の行政報告について(資料なし)

<総務企画部>

- ・案件の提出は10月10日(金)までに総合企画課へ、その後10月20日(月)に

開催予定の部長会議で協議し、決定したい。

## 2 再議について

<市長>

- ・再議権の行使については、10月3日（金）午前10時に議会運営委員会、10月9日（木）10時に臨時会開会の予定で進めている。
- ・再議書はできあがりしだい周知するので、よろしく願います。

## 定例部長会議録について

1. 開催日時 平成26年10月1日(水) 午前9時30分～11時27分

(協議事項)

1 八千代市表彰規則に基づく表彰候補者の推薦について(資料あり・一部当日配布)

<総務企画部>

・資料参照

・表彰規則に基づく表彰候補者の推薦について、各部局・各団体から候補者の推薦書及び事績調書を提出していただいた。資料のとおり取りまとめたので、この場で協議・決定をしていただき、11月23日(日)の表彰式に向けて進めていきたい。

・配布資料について、年度別の表彰者数の一覧、25年度の表彰候補者の一覧表、事績調書の写しを配布。

・今回の推薦者数は48件、すべて個人が候補者となっている。昨年度は51件全て個人であり、団体はなかった。詳細については秘書課長から説明してもらう。

<総務企画部>

・表彰規則第3条篤行者表彰の該当者が38名。第1号自治功労5名(内、1名が昭和63年に、また1名が平成19年に民生功労受賞)、第2号産業振興功労6名、第3号教育文化功労6名、第4号社会事業功労8名(内、1名が平成17年に産業功労受賞)、第5号衛生功労4名、第6号民生功労5名(内、1名が平成13年に社会事業功労受賞)、第7号消防防犯功労3名(内、1名が平成9年に社会事業功労、平成15年に自治功労受賞)、第8号その他1名である。

・表彰規則第4条市政功労者表彰の該当者が10名。第4号が5名(内、4名が在職年数により感謝状となる。内、平成2年、平成16年、平成15年にそれぞれ別の方が1名ずつ産業功労受賞)、第5号が5名(内、1名が昭和62年に自治功労受賞)である。

<秘書課長>

・今回の推薦者の中に、過去に受賞歴がある方が9名いるが、前回の受賞から5年経過し、過去に受賞した分野とは異なっているため、表彰基準は満たしている。

・これより協議をお願いする。確認や質問に対しては担当部長から返答をお願いする。

<総務企画部>

・総年月という欄は単純に活動年月と役職年月を足したもので表記しているのか。

<健康福祉部>

・活動年月が実際の活動期間であり、そのうちの役職年月は2倍をし、足している。

<秘書課長>

- ・役職年月を2倍としたり、在職年数が何年以上などという条件は他市でもあるのか。  
<市長>
- ・バラつきはあるが、年齢や活動年月については各市で基準を設けている。役職年月を2倍にして換算することについては不明である。  
<秘書課長>
- ・総年月は15年以上か。  
<市長>
- ・篤行者が15年以上で、市政功勞者については各号によって対象年数は違う。  
<秘書課>
- ・10年前は40人前後だった時もあった。表彰者数は事前にそれぞれ何名までと依頼していれば、調整できたということか。  
<市長>
- ・規則を基に要領を定めており、要領では各分野ごとに推薦団体は決まっている。依頼する際には全体数の上限も伝えている。ただ、それをとりまとめた時に、足していくと各区分毎の人数を超えてしまう場合もある。今回はそういったことはなかった。最大で60名ほどになることも加味すると、今年は抑えられた方なのではないか。
- ・もし人数を抑えたいのであれば活動年数の引き上げなどの工夫が必要である。  
<秘書課長>
- ・今回は、条件を満たしているのに人数の制限により表彰されない方はいるのか。  
<市長>
- ・そういったことはない。  
<秘書課長>
- ・満年齢何歳以上という規定はあるのか。  
<市長>
- ・満年齢は50歳以上である。  
<秘書課長>
- ・役職年数を2倍にする意図はなにか。  
<会計管理者>
- ・役職に就いてご尽力いただいたことに対するものである。  
<秘書課長>
- ・総年月という言葉にすると誤解が生じるのではないか。審査で加味するのは良いと思うが、活動年月の内訳として役職年月を分けて記載するなどした方が良いのでは。  
<会計管理者>
- ・要領には総年月という記載があるが、確かにその言葉だけを使う必要はないと思う。  
<秘書課長>
- ・他に意見がないようなので、一覧表のとおり決定とする。詳細の連絡について、秘書課長から説明してもらおう。  
<総務企画部>
- ・資料については回収させてもらう。表彰決定者一覧を配布する。市長決裁後、被表彰者及び推薦団体にその旨を通知するため、お取り計らいをお願いする。  
<秘書課長>
- ・庁議メンバーについては、11月23日(日)の表彰式への出席をお願いする。(後日GW掲載予定)。主催者席の市長・教育長・事業管理者は略礼服、各部局長は平服となる。  
<秘書課長>

## 2 事業仕分けの実施について（資料あり）

＜総務企画部＞

### ・資料参照

- ・説明に入る前に、資料の訂正をお願いする。「対象事業内訳」の資料の「14 放課後の居場所づくり（プレーパーク除く）」のうち、事務事業名が「放課後子ども教室推進事業」の行の担当課名を、「子育て支援課」から「元気子ども課」に修正してほしい。
  - ・「財政リスク回避戦略2014」等において示された「持続可能な市政運営の立て直し戦略2ヵ年プログラム」に事業仕分けの実施が位置づけられた。
  - ・実施の日時、事業仕分け対象事業について協議をお願いする。
  - ・実施日時は11月1日（土）と2日（日）の2日間で、両日とも午前9時半から午後6時、市役所会議室での実施を予定している。
  - ・職員と仕分け人等の議論を踏まえ、無作為抽出による事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する。
  - ・事業仕分けの対象事業については4つの選定基準を設けている。
  - ・対象事業は全30グループ、事務事業では47事業となっている。
  - ・対象事業確定後は、担当部署において事業仕分け当日の事業説明及び資料の作成等をお願いする。
  - ・10月15日（水）午後6時半から事業仕分けの事前説明会を市民会館小ホールで行う。市民仕分け人・市民判定人に就任する市民の方に参加してもらい、事業仕分けの説明や、模擬仕分けを行う予定である。
  - ・仕分けになった事業の担当部署は参加をお願いする。
  - ・模擬仕分けの対象となる事業を1つ選定する必要があるため、該当する所管部署には改めて連絡するので対応してほしい。
  - ・資料記載の事業について事業仕分けの対象としていいか協議・決定をお願いする。
- ・決定していることなので実施することに異論はないが、対象事業は行財政改革推進課で選定したのか。 ＜会計管理者＞
- ・行財政改革推進課、総合企画課及び財政課で協議して選定した。 ＜行財政改革推進課＞
- ・なぜ提案したのかということが問題になってくるが、見直しの方向性が定まらないまま仕分け人をお願いするのはおかしい。提案した事業に対して、市としての見直しの方向性を示した上でお願いするべきでは。 ＜会計管理者＞
- ・今回3つの事業選定条件を示している。「持続可能な市政運営の立て直し戦略2ヵ年プログラム」の9つの項目から選定した。それに基づいて一つ一つの事業を確認し、洗い出しをしている。
  - ・構想日本が行うであろうそれぞれの事業ごとの仕分ける点はある程度絞っている。今後内部でさらにこういう形で選定していきたいということは詰めていき、示したい。

＜行財政改革推進課＞

- ・仕分けの際、市としては事業の正当性を訴えていくしかない。毎年ヒアリングして予算計上してきた事業について指摘されて、ただ追従するだけでは面子にかかわる。
- ・なぜこの事業を提案したのかということ質問された時に、市がその事業に対して今後どうしていけばいいかわからないということではどうにもならない。
- ・少子化問題、高齢者問題及び生涯学習などは費用対効果の問題ではないので、考える余地はないはず。仕分け人に不信を持たせるような事業は提案しないよう、可能であればもう一度対象事業を考え直してほしい。

＜会計管理者＞

- ・事業仕分けに出席する市の職員の職責はなにか。
- ・担当課長である。
- ・事業について指摘された際、そういうことならばその事業は中止にしましょうということを課長が言えるのか。
- ・市の立場としては、事業を存続させる方向である。指摘に対して抗弁する必要はなく、事業のメリットを訴えていくこととなる。
- ・事業の正当性を訴えるだけでは矛盾が生じる場合がある。予算削減を要求された際、見直しをしているがまだ意思決定をしていない予算削減策は示せない。

＜健康福祉部＞

＜行財政改革推進課＞

＜健康福祉部＞

＜行財政改革推進課＞

＜健康福祉部＞

- ・事務事業の中に補助事業も入れると、そういうことも出てきてしまう。補助事業については利害関係者が多い。担当課長が出席する事業仕分けは単独事業についてのみにした方がいいのでは。
- ・市からの説明としては、事業内容の説明と過去の実績報告に留め、担当課長退席後に議論を交わしてもらおう方がいいと思う。
- ・学童保育事業など、事業の存続についての是非を問うまでもない事業も仕分けの対象に入れるのはどうか。手法について考えるなら市長の命により内部で協議すればいいことである。

＜会計管理者＞

＜子ども部＞

- ・仕分け対象事業について、個別に見直しのポイントを示さなければ、市として回答できない部分にまで議論が及び、話が混乱してしまう。
- ・個別に見直しのポイントを示さなければ、仕分けるべき箇所がわからないような仕分け人なら、参加してもらった意味がない。議論を誘導することにもなる。また、見直しが進んでいて仕分けの必要がないような事業であれば、仕分け対象から外していい。

＜会計管理者＞

＜市長＞

- ・子ども相談センターは先進的な事業であるのに、縮小傾向にするのか。こうした事業を仕分け対象とすることは恥ずかしくはないのか。
- ・見直しとは事業を充実させることも含めた見直しである。
- ・そういった見直し方はあまり見受けられない。
- ・事業仕分けというと削る・減らすという方法になるのではないかという見方が多い。

＜子ども部＞

＜市長＞

＜子ども部＞



推進するという方向性に仕分けることもあるという、新しい事業仕分けの方法を市長が提唱していかなければならない。

＜会計管理者＞

・この事業仕分けは公開・録画するのか。

＜健康福祉部＞

・公開はするが、録画は現在断っている。

＜行財政改革推進課＞

・課長が当日出席できない場合の代理はどうするのか。

＜健康福祉部＞

・部長・次長が発言すると、それが政策的な決定に近いものとなり後から訂正できないので、課長より下の職員となる。

＜行財政改革推進課＞

・資料の「事業仕分け対象事業」に障害者支援事業が3事業となっており、予備として障害者援護事業があるが、「対象事業内訳」には障害者支援事業に障害者援護事業が入ってしまっている。

＜健康福祉部＞

・後ほど確認する。

＜行財政改革推進課＞

・仕分けグループの2つを1グループとして議論することも可能か。

＜市長＞

・可能である。

・資料の「市長確認事項」は、これらの事業も仕分け対象としてどうかという市長から提案のあった事業を掲載している。すでに対象となっている事業は「事業仕分けグループ名」に記載してある。すでに行革本部で見直す予定のため、現在は仕分け対象としない予定の事業は「仕分け対象」の欄に「しない」と記載している。

＜行財政改革推進課＞

・まだ事業費が出ていないものについても、計画事業の見直しということで事業仕分けを行ってほしい。

＜市長＞

・仕分け対象事業について担当部署より意見があれば、明日までに行財政改革推進課に連絡いただき、10月3日（金）には決定したい。

＜行財政改革推進課＞

### 3 抜本的な歳出削減策・歳入確保策について及び平成27年度当初予算編成事務日程概要について（資料当日配布）

＜財務部＞

・資料参照

・予算編成方針・編成要領の通知は10月上旬、見積書提出締切りは11月上旬とし、1月上旬までに予算を編成したい。

・現状の財源の見通しは資料のとおりである。

・臨時一般財源の財政調整基金取り崩し分約24億円のうち、約8億円は平成26年度事業の元気交付金事業に充てる。その約8億円を除くと、平成27年度当初予算の基金の取崩しは約18億円、一般財源等総額は約24億円の減となる。

・平成26年度は約58億円を臨時経費として回せたが、平成27年度は約18億円しか臨時経費として回せない。平成27年度に臨時経費として必ず必要となる金額は約40億円なので、約20億円の不足であるが、基金の取崩しで5億円は確保できるので、約15億円不足となる。

- ・市債管理基金への積立の取止め分1億円というのは、27年度の分か。 <市長>
- ・そうである。 <財務部>
- ・今回は計画事業をゴミ焼却炉と耐震改修工事にほぼ絞って出した数字なので、もし前回の財政推計時と同じように算出した場合には、財源不足額は約35億円よりも超過しているということではないか。 <市長>
- ・そうなる可能性がある。
- ・9月補正の段階で財政調整基金は約11億7,000万円組まれているが、11月補正でそこから約1億5,000万円の取崩しを見込んでいる。今後国保会計で約6億円、県事業への負担金はまだ金額が決定していないが約1億円、国県支出金の過年度分の負担金・補助金等の清算分として返還金で約1億3,000万円、これらを全て財政調整基金の取崩しで賄うと約2億円しか残らない。 <財務部>
- ・平成26年度の執行残のプール金はどのくらいになるのか、また税収が上向いているので、去年度を上回るのかなどの見込みを立てておくべきでは。 <会計管理者>
- ・契約残については、数千万レベルの入札残は9月補正でもう制限している。数百万円単位のものはリストアップしている。
- ・市税の見通しについては現時点では約3億円程度、当初予算との比較で増収が見込まれている。
- ・ただしこれらの増収を予算化してしまうと全体の予算に関わるので、慎重に進める。
- ・財源に関する27年度見通しの中で、新規の事業あるいは未着手の計画事業は当然でない状況である。それでもまだ財源が足りない状況なので、予算要求の前にそれぞれの部局で早急に抜本的な歳出の削減、歳入の確保をしてほしい。また、この場でご協議いただきたい。 <財務部>
- ・財政リスク回避戦略に基づいた項目を着実にやっていくだけでは厳しいので、予算編成方針は10月上旬のうちに出すわけである。
- ・その中で経常費についてのマイナスシーリングの導入も視野に入れている。
- ・その他、公共施設の再編については、かなり前倒しして取り組む、若しくは施設をそのままとしても、正規職員から全員パートタイム職員に替え、最小限度の開館時間に短縮するなどしなければならない。
- ・施設を持っている部局からは、経常費の何パーセント削減という数値目標以外で、施設の休止・統廃合も選択肢に含めて、施設に関する歳出を削減できるプランを最低でも一つ以上、1か月以内に出すということを決めさせてほしい。 <市長>
- ・臨時経費は、平成27年度に予定されている小中学校の耐震工事費なども含めて約18億円しかないのか。 <会計管理者>
- ・歳出が18億円ではなく、臨時的経費に回せる歳入額が18億程度しか見込めないということである。 <財務部>

- ・計画事業はゴミ焼却炉と小学校耐震改修しか見込んでいないというのは正確ではなく、  
経常経費として算出している計画事業については見込み済みである。子ども医療費が  
中学生までについてなどは見込んでいるのか。 <市長>
- ・個別の積み上げで経常経費を見ているわけではない。過去の伸び率等でこの程度物品  
費等が伸びるだろうということ。ここには新たな施設のランニングコストなどは別枠  
でプラスしているが、個別要因の子ども医療費の対象が増えるなどは計上していない。  
<財務部>
- ・小4から中3までの5か月分というのは5千万以上になるのではないか。そうすると、  
子ども医療費の約5千万円は見込んでいない可能性がある。 <市長>
- ・増えるものあるいは減るものもあるかもしれない。国保会計の繰り出しについても今  
現在は7億程度の臨時的な繰出金と見込んでいるが、仮に料金改定をしなければ、1  
0億程度になるのでは。 <財務部>
- ・場合によっては、補正対応予算の当初予算を出すことになる。 <会計管理者>
- ・補正に回したとしても、新たな財源が出てこない。 <財務部>
- ・国保分の繰出金7億1,000万円は赤字補填分だけか。 <市長>
- ・臨時的な繰出しということで、赤字補填分は約5億円である。
- ・市政概要は、必要性だけではなく、担当する部局が議会のままでいいのかという話も  
あった。発行主体も含めた見直しが必要ではないか。
- ・一律に案を出しなさいというやり方ではなく、政策検討会議のようなものを今月中に  
2～3回、私と総務企画部と財務部で協議して、それを軸に変えさせてもらうという  
やり方も考えている。
- ・一つの部局だけで完結する再編案はなかなか考えにくいところもある。
- ・7圏域ごとに見ていって二つ以上ある物については、縮小、閉鎖という簡単な物差し  
を作った場合、高津・緑が丘地区に公民館が二つあるから高津公民館を閉鎖するのか、  
過去に台風のときなどに避難所に使用したことがあれば、その代わりに畳のある部屋  
はどこで避難所に指定したらいいのかなど、いろいろな部局にまたがる話を検討しな  
いといけないことになる。
- ・八千代台地区は支所と公民館二つずつあるから、どちらか一つは閉鎖・休止できない  
かと考えた場合に、文化センターと公民館が体育館と一緒にあった建物になっている  
ので、建物全体としては閉鎖できない。公民館だけを廃止して、そこに八千代台図書  
館を持っていけばどうかなど、いろんなアイデアが可能かと思うが、そうしたものを  
その担当部局がいないところでやっていたらいいのか。
- ・公共施設再配置等推進委員会を何回も開いている時間はおそらくないので、本推進委  
員会を開催するまでに一つか二つの案をかなり話を詰め、本推進委員会では細かいと  
ころの確認だけを行うというぐらいにするか、または政策検討会議のメンバーにかな  
り委ねていただくという方式、どちらを取るかをここで決めたい。

- ・一つの部内で完結する削減案については各部局内で考えてもらい、複数の部局にまたがる削減案を政策検討会議にかける。歳出削減策を一つ二つ提案してもらいたいというの取り消さない。 <市長>
- ・実施計画の中で27年度に予定されている事業には継続的なものもあると思うが、政策検討会議の中で、それらの事業について一時中断できるのか、繰り延べ、年割でもう少し単年度の経費を抑えることができないのかといったところを政策検討会議で話しあってほしい。 <会計管理者>
- ・それも政策検討会議で協議してもらおう。 <市長>
- ・回せる財源はない。先送りも何も先送りせざるを得ない。 <健康福祉部>
- ・中断するとか、凍結するなどの決断が必要である。そのために議論してほしい。 <会計管理者>
- ・政策検討会議のメンバーには負担が掛かるが、参加してもらいたいのでよろしく願いしたい。 <市長>
- ・歳出削減策だけではなくて、歳入の抜本策の方も併せてやってほしい。
- ・現在、利用者負担を求めているところについての有料化、あるいは料金の改定を併せてやらざるを得ないと思うので、ぜひお願いしたい。 <財務部>
- ・10月上旬には財政の予算編成の通知を出すのではないか。マイナスシーリング何パーセントというのはすでに決めておくべきではないのか。 <産業活力部>
- ・財務部とすり合わせないで、パーセントの数字を言うわけにはいかなかった。近いうちに出したい。 <市長>
- ・徴収可能などところについては、使用料・手数料の見直しをしていただきたい。 <会計管理者>
- ・最後の手段だが、人件費の方まで手をつけるという議論になる可能性はある。 <財務部>

(その他)

- 1 平成26年第4回定例会における諸般の行政報告について(資料なし) <総務企画部>
  - ・案件の提出は10月10日(金)までに総合企画課へ、その後10月20日(月)に開催予定の部長会議で協議し、決定したい。
  - ・前回農政課のテナントの開館時間について、十分な確認をしないまま諸般の報告をしてしまったので、数字の確認についてはしっかりとお願いしたい。 <市長>
- 2 業務報告について(CCメール等)(資料なし) <市長>

- ・私が外部の有識者と連絡を取り合う時にはCCアドレスをつけて担当課にも一緒に届くようにしている。しかし、その後担当課から外部の有識者に連絡する際にはこちらにメールも事後報告もないことがよくある。どちらかを行うことを怠らないでほしい。
- ・また、急ぎの決裁がある場合には、市長協議で入ったときに課長級の職員から直接催促してほしい。

### 3 再議について

<市長>

- ・再議権の行使については、10月3日（金）午前10時に議会運営委員会、10月9日（木）10時に臨時会開会の予定で進んでいる。
- ・再議書はできあがりしだい周知するので、よろしく願います。

発議案第26号

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年10月7日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横山博美	印
	同	木下映実	印
	同	林利彦	印
	同	山口勇	印
	同	橋本淳	印
	同	堀口明子	印

## 提案理由

平成27年9月29日付情報公開審査会の答申により、秋葉市長の主導により改ざんされた公文書の開示決定を無効とする判断がなされた。このことは、翌30日の東京新聞を皮切りとした報道により、関係者のみならず広く市民の知るところとなった。

また、この答申に先立つ本年第1回定例会において、この不祥事件について一般質問が行われたが、その際の答弁までもが虚偽であったこともあわせて判明した。秋葉市長は、昨年11月に他の案件について、謝罪するとともに今後の責任ある答弁を約束している。そのわずか4カ月後に虚偽の答弁がなされたことには憤りを禁じ得ない。

本件改ざん等の行為は、市の意思決定の透明性や公開性、継続性をうたう文書管理や情報公開制度の精神にもとるばかりか、明確に条例違反である。

当該不祥事件の示唆により、他の文書や発言の正当性までもが疑われ、市政への信頼は揺らいでいる。事実、問題の文書と同種のものについては、同様の改ざんが施されたことが情報公開審査会により示された。

情報公開審査会において詳細な調査が行われたものの、同審査会の調査は対象文書の開示決定の正当性を問うことを第一義的な目的としているものである。このため、公文書改ざん等の行為に対しては、行政への監視権限を持つ議会が調査を引き継ぎ、然るべき対応に臨まなければならない。

よって、本市議会は、これらの公文書改ざん等の行為に関する経緯、原因及び背景、とりわけ市長指示の目的と内容及び手段等を明らかにすることで、市政の正当性を担保し再発防止と信頼回復を図るため、特別委員会において地方自治法第100条の規定に基づく調査を行うこととする。

これが本案を提出する理由である。

## 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査

### 1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 平成26年10月1日部長会議の会議録及び会議資料に行われた改ざん行為及び不適切な不開示決定に関する経緯、原因及び再発防止策
- ② 平成27年3月3日に情報公開の問題についての一般質問に対して行われた虚偽答弁に関する経緯、原因及び再発防止策

### 2. 特別委員会の設置

本調査は、委員会条例第6条の規定により、議員10人で構成する秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4. 調査期限

上記特別委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了までとする。

### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

平成27年10月7日

八千代市議会



## 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会運営要領

### 1 調査事項

- (1) 平成26年10月1日部長会議の会議録及び会議資料に行われた改ざん行為及び不適切な不開示決定に関する経緯、原因及び再発防止策
- (2) 平成27年3月3日に情報公開の問題についての一般質問に対して行われた虚偽答弁に関する経緯、原因及び再発防止策

### 2 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限

### 3 調査期限

議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了までとする。

### 4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

### 5 委員会の開催場所等

- (1) 原則、委員会室を使用する。会場レイアウトは別紙1のとおりとする。
- (2) 議場等、委員会室以外の場所を使用する場合は、委員会で協議し決定する。
- (3) 証人の控室は、議長応接室を基本に調整する。

### 6 委員会の基本的な運営

- (1) 「会議公開の原則」を基本とする。
- (2) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。
- (3) マスコミ取材への対応  
正副委員長で対応する。

### 7 委員会の開催スケジュール

証人喚問を実施する場合、相手側の都合（あらかじめ事務局が調整を行う）を考慮して、1週間以上の間隔を空けることとする。

また、市民への開催周知（ホームページ等）についても配慮すること。

8 記録の提出（地方自治法第100条第1項によるもの）

- (1) 記録の提出については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、委員会が記録の提出を決定した場合は、議長へ記録提出要求書を提出する。
- (3) 議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、少なくとも提出期限の1週間前までに通知する。
- (4) 提出された記録の取り扱いは、提出者の意見を聴いた上で、委員会で協議する。

9 執行機関への記録の提出の要請（地方自治法第100条第1項によらないもの）

委員会は、執行機関に記録の提出を求める場合は、議長を経て行うものとする。

10 証人喚問

- (1) 証人喚問については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、委員会が証人喚問を決定した場合は、議長へ証人出頭要求書を提出する。
- (3) 議長は、委員長から証人出頭要求書の提出を受けた場合、証人出頭請求書を証人に対し、少なくとも証人喚問の5日前までには通知する。
- (4) 証人の補助者同伴の申し出がある場合は、証人は補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補助者は証人1人につき1人とする。  
なお、補助者は委員会において発言はできない。

11 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人が宣誓の際、開催場所に参加している全員（事務局を含む）が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項について尋問を行い、その後他の委員が個別の質問（補足尋問）をすることができる。
- (5) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、委員会で協議し決定する。
- (6) 補足尋問の順序については、会派の構成議員数の順とし、構成議員数が同じ場合は、抽せんで決定する。

- (7) 尋問の時間は、おおむね1回につき2時間を目安とする。ただし、必要と認めた場合は委員会の議決により延長できるものとする。
- (8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認められない。ただし、委員会の議決により必要最小限のメモ等について認められた場合はこの限りでない。
- (9) 証人は、証人の補助者に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。
- (10) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

## 12 参考人の招致について

委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。

## 13 弁護士について

- (1) 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成指導について、弁護士に依頼する。
- (2) 弁護士は、委員会への出席を認める。

## 14 一般傍聴者への対応について

- (1) 八千代市議会委員会傍聴規程によるものとする。
- (2) 委員会に配付した資料の一般傍聴者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

## 15 報道関係者への対応について

- (1) 八千代市議会委員会傍聴規程によるものとする。
- (2) テレビ・写真撮影について報道関係者から申し出があった場合、委員長は、その都度委員会で協議し、許可等を決定する。
- (3) 委員会に配付した資料の報道関係者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

## 16 委員外議員の傍聴について

- (1) 委員会が秘密会を決定した場合も傍聴を認める。
- (2) 秘密会を傍聴した議員については、会議規則第49条第2項の適用を受ける。

17 委員会記録調製について

- (1) 委員会記録は、将来裁判所に提出すること（告発）も想定されることから、全文筆記とする。
- (2) 委員会記録に署名する者は、委員長のほか委員から2名を、会議の都度委員長が指名する。

18 その他

この運営要領に定めのないことについては、委員会で協議をする。

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会委員（定数10名）名簿

（会派別五十音順）

委員長	緑川利行	（公明党）
副委員長	大塚裕介	（市民クラブ）
委員	小澤宏司	（市民クラブ）
	林隆文	（市民クラブ）
	木下映実	（公明党）
	西村幸吉	（自由民主党）
	山口勇	（新未来）
	橋本淳	（新・みんなの広場）
	堀口明子	（日本共産党）
	菅野文男	（会派に属さない議員）

（平成27年10月7日設置）

## おわりに

本委員会は、平成27年10月7日に開催した平成27年第3回臨時会において全会一致により設置されて以来、市長及び関係職員への証人喚問等並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書を作成するに至りました。

本委員会の調査過程において、市長の証言と職員の証言に食い違いが生じましたが、請求した資料、過去の市長を初め執行部の答弁をもとに本委員会としての事実の認定を行い、本報告書をまとめたところであります。

市長は、平成27年10月7日の臨時会の冒頭、「答申及び意見書の尊重、再発防止策の実施等を通じ、市民の皆様及び議会における信頼回復に努めてまいります」と発言したこととは裏腹に、本委員会の証人喚問においては、情報公開審査会の答申及び意見書を否定する証言をしたり、平成27年10月1日の課長会議での自身の発言に関する尋問に対し、まともに答えようとしない姿勢が見られ、このことについては、非常に残念なこととともに憤りを覚えます。

最後に、君山弁護士におかれましては、証人喚問、中間報告書及び本報告書作成、虚偽の陳述に対する告発の発議案の作成に当たり、法的助言を初め、多くの御指導、御示唆をいただきました。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

また、本委員会の調査に格段の御理解と御協力をいただきました全ての関係者に心より感謝します。

平成29年1月

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会

最終報告書

平成29年1月

作成 秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会

編集 八千代市議会事務局議事課

